

# 奥州市議会全員協議会

日時：令和8年2月5日（木）

：～

場所：奥州市役所7階 委員会室

## 1 開 会

## 2 挨 拶

## 3 協 議

### （1）説明事項

- ① 令和8年度「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業（追加補正分）について
- ② 奥州市ツキノワグマ対策基本方針（案）について
- ③ 第二次奥州市DX全体方針の策定について
- ④ 岩手県人事委員会勧告に伴う通勤手当及び初任給調整手当の改定について
- ⑤ 第4期奥州市地域福祉計画（素案）について
- ⑥ 第3期奥州市障がい者計画（素案）について

## 4 そ の 他

## 5 閉 会

# 令和8年度「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業（追加補正分）について

全員協議会資料 令和8年2月5日 政策企画部政策企画課

## 1 経過

令和7年11月21日付けで閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に関し、1月16日の臨時議会で議決いただいた令和7年度実施事業に加え、今般、令和8年度において実施しようとする事業を選定したので、2月定例会に補正予算を追加提案しようとするもの。

○交付金活用状況 (単位：千円)

項目	重点交付金交付見込額
<b>交付金限度額 (A)</b>	<b>1,472,042</b>
R7事業充当額 (B)	942,550
R8当初予算措置額 (C)	93,480
<b>充当未済額 (D) (A-B-C)</b>	<b>436,012</b>

## 2 事業選定の考え方

これまでに当該交付金を財源として実施している支援事業と同様に次の考え方をもとに選定しています。

- (1) 国や県が実施する物価高騰対策等の対象となっていない分野、対象を優先する。
- (2) 閣議決定の趣旨を踏まえ、早急に支援が必要であり、かつ、事業を開始できる分野、対象を優先する。
- (3) 効果が広く市民生活に波及すると考えられる場合は、国や県が実施する対策に加え、市が更なる支援を実施する。
- (4) 市内関係団体等からの意見や要望等も参考に、新規事業の構築も含め必要な事業の実施を検討する。

## 3 実施予定事業（令和8年度追加補正分）

国の総合経済対策の趣旨を踏まえ、生活者支援、事業者支援とも、既に予算化している事業で措置できていない分野となる事業、県や市内団体等との連携や協調が必要な事業として、以下のとおり事業を実施しようとするものです。

	事業数	総事業費	交付金活用費
生活者支援事業	6事業	328,854千円	201,012千円
事業者支援事業	5事業	330,649千円	235,000千円
合 計	11事業	659,503千円	436,012千円

※各事業の概要は、別紙1「令和8年度物価高騰対策事業一覧（追加実施事業）」参照

## 4 今後のスケジュール

追加補正事業に係るスケジュールは、以下のとおり。

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 2月5日（木）  | 市議会（全協）への説明            |
| 2月10日（火） | 市議会定例会へ補正予算、条例改正案を追加提案 |

## 令和8年度物価高騰対策事業一覧（追加実施事業）

No.	担当部	予算措置	性質区分	事業名称 (●は食料品加算枠)	(単位：千円)					①事業対象者 ②事業の目的・効果 ③経費の内容	積算根拠等	事業期間
					総事業費	うち臨時交付金対象経費	交付金充当額	その他財源 (県補助金等)	一般財源			
1	政策企画部	1号補正	事業者支援	地域公共交通EV等導入支援事業	35,000	35,000	20,000	0	15,000	① 市内乗合バス事業者及びタクシー事業者 ② 地域公共交通事業者等のエネルギー価格高騰及び物価高騰に対する影響緩和のため、乗合バス事業者、タクシー事業者等がEVバス、EVタクシー等を導入する経費を支援するもの。 ③ 地域公共交通EV等導入支援事業補	○補助対象 対象車両等導入に係る事業者負担の2分の1 ○補助上限額 ・ EVバス・EVバス用充放電設備導入補助 20,000千円/件 ・ EV・PHV・ハイブリットタクシー・EV等タクシー用充放電設備導入補助 3,000千円/件 ○補助見込み数 ・ EVバス・EVバス用充放電設備導入補助 20,000千円×1件 ・ EV・PHV・ハイブリットタクシー・EV等タクシー用充放電設備導入補助 3,000千円×5件	R 8. 4 ～ R 9. 2
2	総務部	1号補正	生活者支援	証明書コンビニ交付手数料減額事業	8,441	8,441	4,200	0	4,241	① 市民（子育て世帯など） ② マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスにおける全ての証明書の発行手数料を10円に減額し、物価高騰に直面する生活者を支援するとともにマイナンバーカードの普及促進につなげる。 コンビニエンスストアは、住民の生活圏内に広く分布し、24時間営業という利便性があることから、証明書交付のハブとして最適である。 ③ 交付申請手数料の支援、システム改修委託料	(1) 証明書コンビニ交付手数料減収分及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への手数料の一部負担 @190円/件×総交付件数（前年度比20%増見込） (令和8年6月から令和9年3月交付分) (2) システム改修委託料 ※本事業実施に当たり、「奥州市手数料条例」の改正が必要となることから、予算措置と併せ、当該条例改正案を2月議会定例会に追加提案する予定	R 8. 6 ～ R 9. 3
3	商工観光部	1号補正	事業者支援	中小企業者・小規模事業者設備導入支援事業	160,000	160,000	120,000	0	40,000	① 市内の中小企業者、小規模事業者 ② 物価高騰や人手不足が続く中、賃金水準の上昇など中小企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。このような状況を踏まえ、賃上げの原資を確保し、持続的な賃上げを実現するため、生産性向上に資する設備投資を支援し、付加価値の創出と経営基盤の強化を図るとともに、特にも事業継続における、より厳しい環境に直面している小規模事業者の各種設備投資に対し、より手厚いサポートすることで、持続可能な事業運営の実現を目的とするもの。 ③ 市内商工団体を通じた補助	(1) 中小企業者設備導入支援 100,000千円 ○対象者 市内の中小企業者等 ○補助率及び額 2分の1 上限額 2,000千円 下限 500千円 ※単品価格税抜1,000千円以上とする (2) 小規模事業者設備導入支援 50,000千円 ○対象者 市内の小規模事業者 ○補助率及び額 4分の3 上限額500千円、下限額75千円 ※単品価格税抜100千円以上とする (3) 事務費 ※(1)・(2)共通 10,000千円 市内商工団体への事務委託経費	R 8. 4 ～ R 9. 2
4	農林部	1号補正	事業者支援	兼業農家等機械導入支援事業	50,000	50,000	35,000	0	15,000	① 市内に住所を有する農業経営体（奥州市主食用米作付農家スマート農業機械等導入支援事業等、その他の事業の対象者を除く）。 ② 物価高騰等により農業用機械の価格も上昇しており、農業機械更新時を機に離農する農業者、離農に伴う耕作放棄地増加を抑制することを目的に、當農を継続するために必要な機械購入費の一部を支援する。 ③ 機械購入費の補助	○補助対象 購入経費が50万円以上の機械（中古品を含む） ○補助率 購入経費の1/3 ○補助上限額 50万円 ○概算 500千円（補助上限額）×100経営体=50,000千円	R 8. 4 ～ R 9. 2
5	農林部	1号補正	事業者支援	スマート農業機械等導入支援事業	20,000	20,000	15,000	0	5,000	① 奥州市内に住所を有する個人、主たる事業所を有する法人及び集落営農組織 ② 農業用機械が高騰している中、生産コストの負担軽減を図るために、主食用米の生産拡大に必要なスマート農業機械等の導入経費を支援する。 スマート農業機械等が普及することで作業の効率化・省力化が進み、主食用米の生産基盤確立につながるもの。 ③ 直進アシスト付き田植機や農業用ドローンなどのスマート農業機械及び乾田直播栽培に必要な機械の導入費用への補助	○補助率 事業費の3/10 ○補助上限額 100万円 ○概算 1,000,000円（補助上限額）×20経営体=20,000千円	R 8. 4 ～ R 9. 2
6	福祉部	1号補正	事業者支援	福祉施設等に対する物価高騰支援金交付事業	65,649	65,649	45,000	0	20,649	① 市内に福祉施設等の事業所を有し事業を継続している者 ② 物価高騰による福祉施設等における介護サービス等の維持及び事業の継続を支援するため、市内に事業所を有する福祉施設等に対して、物価高騰支援金を交付する。 ③ 物価高騰対策として、かかり増し経費（光熱水費、食材料費）を支援	○単価 ・ 入所系 定員1名あたり 13,700円 ・ 通所系 1事業所あたり 136,000円 ・ 訪問系 1事業所あたり 39,000円 ○概算 (1) 介護サービス事業所等 49,499,400円 ・ 入所系 2,662名 ・ 通所系 70事業所 ・ 訪問相談系 90事業所 (2) 障がい福祉サービス事業所等 16,149,000円 ・ 入所系 370名 ・ 通所系 70事業所 ・ 訪問相談系 40事業所	R 8. 4 ～ R 8. 9

No.	担当部	予算措置	性質区分	事業名称 (●は食料品加算枠)	(単位 : 千円)					①事業対象者 ②事業の目的・効果 ③経費の内容	積算根拠等	事業期間
					総事業費	うち臨時交付金対象経費	交付金充当額	その他財源(県補助金等)	一般財源			
7	健康こども部	1号補正	生活者支援	こども食堂食料品等価格高騰支援事業	600	600	400	0	200	① 生活者(こども食堂利用者) ※奥州市内のこども食堂運営団体(奥州市こども食堂(こどもの居場所)ネットワークに登録済の団体が行う全市対象としたこども食堂の事業実施団体) ② 食品等の価格高騰のなか、こども食堂を開設する団体へ食材費等を補助することにより開設の維持及びこどもの居場所を確保する。 市内で開催されるこども食堂の実施について、貧困状態にある家庭に限定せず市民への広い周知を図る。 ③ 運営費補助(食べ物の提供を伴う事業1回あたりの運営補助)	○対象数、単価等 ・10団体×6回×@10,000円/回 ※1回あたり1万円、1団体あたり年間60,000円を上限とする。 ※食料費(市販弁当購入も可とする)及び容器・衛生用品等の消耗品を対象)	R 8. 4 R 9. 3
8	健康こども部	1号補正	生活者支援	放課後児童クラブ価格高騰支援事業	1,206	1,206	800	0	406	① 生活者(放課後児童クラブ利用児童生徒保護者) ※放課後児童クラブ運営事業者 ② 多品目の物価が高騰している中、教材等の購入の経費を支援し、もってサービスの低下を予防し、安定した経営を支援する。 ③ クラブの利用人数(R8.4.1登録人数)により支援金を交付	○単価 768円(1人当たり年額) *毎月の教材等の購入費の平均2,000円に前年平均の物価上昇率3.2%を乗じて物価上昇分を算定 ○クラブ数: 48 ○利用人数: 1,570名(見込み)	R 8. 4 ~ R 9. 3
9	健康こども部	1号補正	生活者支援	教育・保育施設等給食提供支援事業	15,018	15,018	12,000	0	3,018	① 生活者(教育・保育施設入所児童保護者) ※私立教育・保育施設の事業者 公立保育所及び認定こども園 ② 原油価格や電気・ガス・食料品等を含む物価の高騰の影響によりかかり増した給食費について、保護者や事業者の負担の軽減を図るために、教育・保育施設給食提供支援交付金を予算の範囲内で交付し、もって、円滑な施設運営を支援する。 ③ 対象施設における食材料費への補助	○単価 ①実費徴収対象 一人当たり1か月分の賄材料費単価増額分520円 (公立施設平均 R4: 5,380円 → R7: 5,900円) ②副食費免除対象 一人当たり1か月分の賄材料費単価増額分520円から 公定価格上の副食費免除加算の増額分400円を除いた120円 (副食費免除加算 R4: 4,500円 → R6: 4,900円) ○対象数 R7.12.1児童数を用いて算出した見込人数 【私立】実費徴収対象 1,955人 副食費免除対象者 241人 【公立】実費徴収対象 382人 副食費免除対象者 60人 【支援合計額】15,016,320円	R 8. 4 ~ R 9. 3
10	上下水道部	1号補正	生活者支援	水道料金負担軽減事業	280,003	280,003	168,612	0	111,391	① 生活者(官公署、臨時用、市外給水区域除く) ② エネルギー等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、水道料金を減額することにより消費の下支えを行うもの ③ 対象者の水道料金月額基本料金を5か月分免除	○対象者数 約47,000件 ○支援額 1月当たり1,100円~24,200円(口径ごと) ○支援対象期間 令和8年5月~令和8年9月(5か月分)	R 8. 5 ~ R 8. 9
11	政策企画部	1号補正	生活者支援	市水道未加入世帯生活支援事業	23,586	23,586	15,000	0	8,586	① 生活者(市水道未加入世帯) ② エネルギー等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、水道料金を減額する事業を実施するが、当該事業で支援を受けられない市水道未加入世帯に対し、水道料金減免額と同程度の支援することにより消費の下支えを行うもの ③ 水道料金免除相当額給付	○対象者数 最大3,000件を想定 ○支援額 1世帯当たり5,000円 ○事業費 23,586千円(給付費、事務費、委託料)	R 8. 5 ~ R 8. 7
合計					659,503	659,503	436,012	0	223,491			
		生活者支援	6事業	328,854	328,854	201,012	0	127,842				
		事業者支援	5事業	330,649	330,649	235,000	0	95,649				
		合計	11事業	659,503	659,503	436,012	0	223,491				

## 重点支援地方交付金の国の「推奨事業メニュー」別事業一覧

## ■ 生活者支援

- ① 食料品の物価高騰に対する特別加算  
 ② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援  
 ③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

No.	事業名	実施年度	事業内容	事業費(千円)
1	子育て世帯に対する食料品物価高騰支援事業	7	国の「子育て応援手当」に、市独自で子ども1人当たり2万円を食料品物価高騰支援として加算給付	290,000
2	低所得者に対する食料品物価高騰支援事業	7	低所得者世帯に対し1世帯1万円を食料品物価高騰支援として給付(福祉灯油と同時給付)	99,151
3	学校給食費物価高騰支援事業	8	市内小中学校における学校給食費の増額改定分について、保護者負担が増加しないよう支援	93,490
4	教育・保育施設等給食提供支援事業	8	市内教育・保育施設における光熱水費、食費のかかり増し分について、保護者負担が増加しないよう支援	15,018
5	こども食堂食料品等価格高騰支援事業	8	こども食道における食材費等のかかり増し分について、保護者負担が増加しないよう支援	600
6	放課後児童クラブ価格高騰支援事業	8	放課後児童クラブにおける教材等購入費のかかり増し分について、保護者負担が増加しないよう支援	1,206
小計				499,465

## ④ 消費下支え等を通じた生活者支援

No.	事業名	実施年度	事業内容	事業費(千円)
7	キャッシュレス決済推進事業	7	PayPay還元キャンペーン、PayPayプレミアム商品券により消費の下支え、中小小売業者を支援	267,000
8	水道料金負担軽減事業	8	市水道加入者の消費下支えとして、水道基本料金5ヶ月分を減免	280,003
9	市水道未加入世帯生活支援事業	8	市水道未加入世帯の消費下支えとして、1世帯当たり5千円を給付(水道料金減免と同程度)	23,586
10	証明書コンビニ交付手数料減額事業	8	消費下支えのため、証明書のコンビニ交付手数料を減額	8,441
小計				579,030

## ⑤ 省エネ家電等への買い替え促進による生活者支援

No.	事業名	実施年度	事業内容	事業費(千円)
11	省エネ家電貢換促進事業	7	エネルギー消費の軽減のための省エネ家電への貢換え支 援	41,000
小計				41,000

事業費合計 A	1,808,240
うち生活者支援事業	1,119,495
うち事業者支援事業	688,745
国交付金 B	1,472,042
うち生活者支援事業充当分	946,442
うち事業者支援事業充当分	525,600
一般財源 C (A-B)	336,198
うち生活者支援事業	173,053
うち事業者支援事業	163,145

## ■ 事業者支援

- ⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備  
 ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

No.	事業名	実施年度	事業内容	事業費(千円)
12	中小企業等賃上げ支援事業	7	人材確保や雇用の安定化のための市内中小企業者等における賃上げに対する支援	140,000
13	中小企業者・小規模事業者設備導入支援事業	8	生産性向上や経営基盤強化のための中小企業等における設備投資に対する支援	160,000
14	伝統産業物価等高騰対策事業	7	伝統工芸事業者における原材料、資材等購入費用に対する支援	20,930
小計				320,930

## ⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援

No.	事業名	実施年度	事業内容	事業費(千円)
15	医療機関等に対する物価高騰支援交付事業	7	地域医療体制の維持等のため、市内医療機関等における光熱水費、食費のかかり増し分に対する支援	47,216
16	福祉施設等に対する物価高騰支援金交付事業	8	福祉サービスの維持等のため、市内福祉施設等における光熱水費、食費のかかり増し分に対する支援	65,649
小計				112,865

## ⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

No.	事業名	実施年度	事業内容	事業費(千円)
17	畜産農家の経営継続と安定生産のため、家畜飼養農家等に対する飼料費高騰分を支援	7	畜産農家の経営継続と安定生産のため、家畜飼養農家等に対する飼料費高騰分を支援	92,615
18	兼業農家等機械導入支援事業	8	農業継続のため、市内農業経営体等における機械導入費用を支援	50,000
19	スマート農業機械等導入支援事業	8	生産コスト軽減のため、市内農業経営体等におけるスマート農業機械導入費用を支援	20,000
小計				162,615

## ⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

No.	事業名	実施年度	事業内容	事業費(千円)
20	地域公共交通事業者運行支援事業	7	公共交通事業の維持のため、市内バス及びタクシー事業者に対して燃料費高騰分を支援	2,655
21	運輸事業者運行支援事業	7	運送事業の維持のため、市内運送事業者に対して燃料費高騰分を支援	16,330
22	温泉・宿泊施設電気料等高騰緊急支援事業	7	事業継続のため、市内温泉施設及び宿泊施設運営事業者に対し、光熱水費高騰分を支援	38,350
23	地域公共交通EV等導入支援事業	8	エネルギー消費の軽減のための市内バス及びタクシー事業者におけるEV車両等の導入費用に対する支援	35,000
小計				92,335

# 重点支援地方交付金・推奨事業メニュー <追加額 2.0兆円>

令和7年度補正予算案

## ○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

### 生活者支援

#### ① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

#### ② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

#### ③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

#### ④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

#### ⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

### 事業者支援

#### ⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

#### ⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

#### ⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

#### ⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

#### ⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

## 1 方針の位置づけ

市は、令和7年度の全国的なツキノワグマ（以下、「クマ」という。）の出没多発に対し、特に出没が集中した10月以降、応急処置的な対応から順次体制を整えつつ対策を講じてきた。

今後は、応急的対応から中長期的に腰を据えた対応に切り替えて取り組むべきものであり、この基本方針（案）は、全庁を挙げてクマ対策を推進するための目標となるものである。

なお、本基本方針（案）に基づいて考えられる具体的な対策（主な対策（例））は、基本方針策定後に中長期的な財源検討を進めつつ実効性を確保していくものが大半であり、毎年度対策を見直しながら推進する。

## 2 基本方針

方針の5本柱	内容及び考え方	主な対策（例）
1 クマ個体数管理対応への協力とゾーニング管理の実施	<p>(1) 国、県による個体数把握等に関する調査やクマの個体数管理方針等に基づき、関係機関、団体と連携し、捕獲等必要な対策に積極的に取り組む。</p> <p>(2) 専門家の知見を活用し、市の地理や産業などの特性を踏まえ、人とクマの空間的なすみ分けを図るためのゾーニングの検討をし管理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有地の適正管理による緩衝帯の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>…県補助金活用による車載式草刈機導入</li> <li>…工業団地と隣接する山林の管理など</li> </ul> </li> <li>・個体数把握、伝統猟法継承のための猟友会と連携した春季捕獲の実施</li> <li>・県の事業を活用した専門家派遣による市職員のゾーニング知識習得</li> </ul>
2 人の生活圏への出没防止対策の実施	<p>(1) 過去の出没事例を分析し、誘因物の除去、管理などに取り組む。</p> <p>(2) 電気柵等物理的なクマの行動阻害設備やICT機器などを活用した監視設備等の設置に向け取り組む。</p> <p>(3) 児童生徒に対し、クマ鈴などクマ遭遇防止への効果があるとされる対策を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘因果樹の除去・管理           <ul style="list-style-type: none"> <li>…クマ誘因の原因木の伐採</li> <li>…公共施設、空き家にある誘因果樹等の伐採</li> </ul> </li> <li>・農地への広域電気柵設置の支援</li> <li>・クマ警戒体制、運送業者等との目撃連携体制の強化</li> <li>・通学路の安全確保（誘因物、草刈必要箇所の確認、クマ鈴配布の検討）</li> </ul>

方針の5本柱	内容及び考え方	主な対策（例）
3 出没時の緊急対策の準備と実施	<p>(1) 市庁内の警戒体制の強化（クマスプレーの配置、出没対応訓練の実施、各部における対応マニュアルの策定）などを進める。</p> <p>(2) 緊急銃猟をはじめ、問題個体管理に関するマニュアル整備や訓練の実施、関連備品を調達を行い、捕獲体制を強化する。</p> <p>(3) ドローンやICT機器を活用した捕獲を可能とする人的、物的体制の整備に向け取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クマスプレー配置           <ul style="list-style-type: none"> <li>…小中学校、地区センター等への配置</li> <li>…登校時の見守り対策のためスクールガードへの配布</li> </ul> </li> <li>・クマ捕獲、緊急銃猟実施に係る体制整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>…訓練緊急銃猟など出没対応訓練の実施</li> </ul> </li> <li>・人的整備…クマ捕獲等のアドバイザー職委嘱検討など</li> </ul>
4 クマに関する情報力の強化	<p>(1) 市民等からの情報収集と効果的、効率的な情報発信体制、方法を強化する。</p> <p>(2) 中長期的に、ドローンやICT機器を活用した、問題個体に対する情報収集、発信能力の確立などを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出没場所一覧、マップ掲載などホームページでの情報提供の改善、強化</li> <li>・ぽちっと奥州によるクマ出没情報の周知拡大</li> <li>・学校施設、出没多発地域などのセンサーカメラ導入検討</li> </ul>
5 人材育成と普及啓発	<p>(1) 狩猟者の確保、育成（ガバメントハンター含む）</p> <p>(2) 市職員や捕獲従事者などに対する研修を強化し、クマ対策に従事できる人材を増やす。</p> <p>(3) 市民等に対するクマ対策の啓発を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者の育成のため、狩猟免許、銃購入補助の新規狩猟者確保による猟友会への支援</li> <li>・児童生徒及び保護者を対象とした「クマ対策研修会」の開催</li> <li>・市民向けチラシやマニュアルの配布、セミナー等の開催を検討</li> </ul>

### 3 スケジュール

- 令和8年1月7日 . . . 基本方針の素案と同案に基づいたクマ出没に係る必要な対応策についての意見等を各部へ照会（実施済）
- 令和8年2月5日 . . . 市議会全員協議会で基本方針案説明
- 令和8年2月12日 . . . 市政運営会議にて各部へ基本方針案説明
- 令和8年2月中 . . . 基本方針案市長決裁、関係各部に具体的対策の事業化検討を依頼
- 令和8年4月 . . . 具体的対策のとりまとめ（行動計画の策定）

# 第二次奥州市DX全体方針の策定について

資料

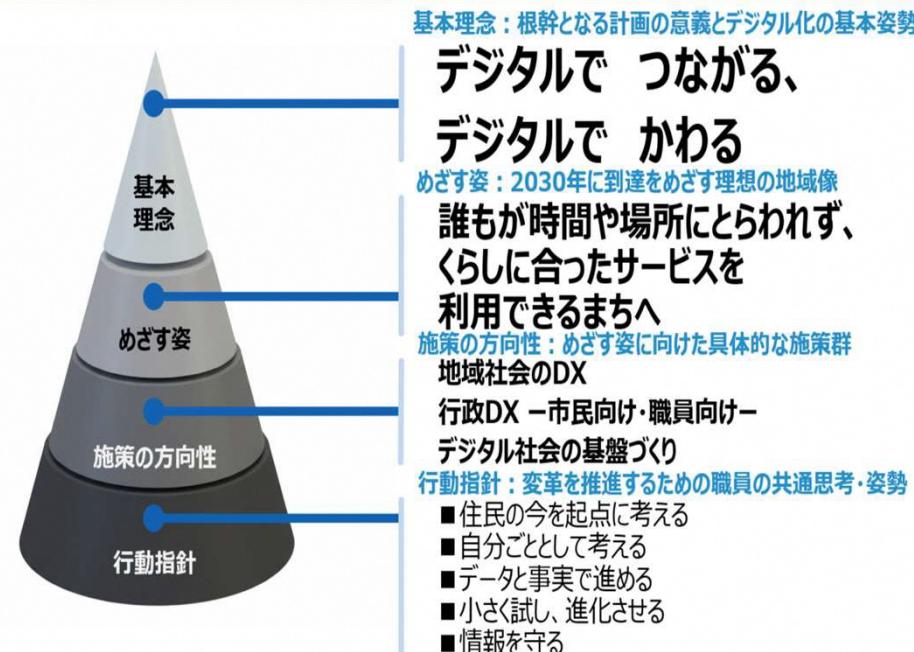
令和8年2月5日全員協議会資料 総務部行革デジタル戦略課

## 趣旨

当市では令和3年度「奥州市DX全体方針」（計画期間令和3～7年度）を定め、DXによる市民サービス向上や業務効率化を推進している。今回、計画期間の終了に伴い、市の持続的な発展・成長につながるよう「第二次奥州市DX全体方針」を策定するもの。

本方針は、国の定める「自治体DX推進計画」などの政策や動向を踏まえながら、奥州市総合計画、総合戦略と相互に整合性を確保するものであり、市におけるDX施策を着実に推進するための計画・戦略として位置付けるものである。

## 方針の全体像



(資料) 第二次奥州市DX全体方針

## 主な変更点

- 前方針の推進により、当市の「めざす姿」が明確化されてきたことから、計画期間の先の2030年に到達すべき理想の地域像を盛り込んだこと。
- 「めざす姿」を実現するため、計画期間中の主な施策として、「通知・周知・情報提供」、「問合せ・相談」、「市民窓口」の取組内容を具体化したこと
- 推進体制として、デジタル推進本部員に係長級職員を指名していたが、部長級職員とすること
- DX推進に係る施策数は27、取組数70に増加しており、確認しやすいよう別冊として整理するなど、見やすい構成としたこと

## 策定までの経過

- デジタル推進本部会議の協議 5回（4月～1月）  
本部内ワーキンググループの協議 7回（6月～10月）  
庁内の取組状況確認 2回（4月、10月）

## 今後の予定

- 2月5日 市議会全員協議会で説明  
2月10日 臨時庁議で最終決定  
2月17日 記者会見において公表

# 第二次奥州市DX全体方針（案）

第1.0版 令和8年3月

奥州市デジタル推進本部



# 目次

- 1. 策定の背景
- 2. 本方針の位置付け
- 3. 期間と見直し
- 4. 取組の全体像と施策
  - 4.1 全体像
  - 4.2 めざす姿
  - 4.3 DX推進の方向性
  - 4.4 主な施策
    - 4.4.1 通知・周知・情報提供
    - 4.4.2 問合せ・相談
    - 4.4.3 市民窓口
  - 4.5 施策一覧
- 5. 推進に向けて
  - 5.1 推進体制
  - 5.2 人材育成と行動指針

別冊 令和3年度からの取組状況  
目標と実績  
総合戦略との関連付け  
取組と工程  
用語解説

# 1. 策定の背景

- 日本全体で人口減少が進み、労働力の供給に制約が生じる中でも、自治体は安定的かつ持続可能な形で市民サービスを維持し続ける必要があります。総務省に設置された自治体戦略2040構想研究会は「従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能を発揮できるような仕組みが必要」と提言しています。本市も同様で、令和6（2024）年度に108,749人だった総人口は、令和22（2040）年度には84,000人を割り込み\*、職員数も1,062人から約816人\*\*に減少すると見込まれています。
- こうした課題を社会全体で乗り越えるためには、市民サービスの向上と業務効率化を同時に実現するデジタル技術の活用、すなわちDXの推進が不可欠です。国では令和3年度に「デジタル田園都市国家構想」を発表し、スーパーシティ構想やマイナンバーカード普及、基幹20業務の標準化といった取組を進めています。総務省からは自治体向け手順書も示され、国全体でDXの取組が進められようとしています。
- 市では、これらの社会状況を踏まえ、令和3年に策定した「奥州市DX全体方針」（令和3～7年度）において、DXの推進方向や施策を示してきました。本方針は、「奥州市総合計画」によるまちづくりを下支えるものとして、令和6年8月改訂の「奥州市総合戦略」との連携も図っています。今回、将来にわたり市の持続的な発展・成長につながるよう、令和22（2040）年頃までに実現したい未来の姿を描きながら、「第二次奥州市DX全体方針」を取りまとめました。

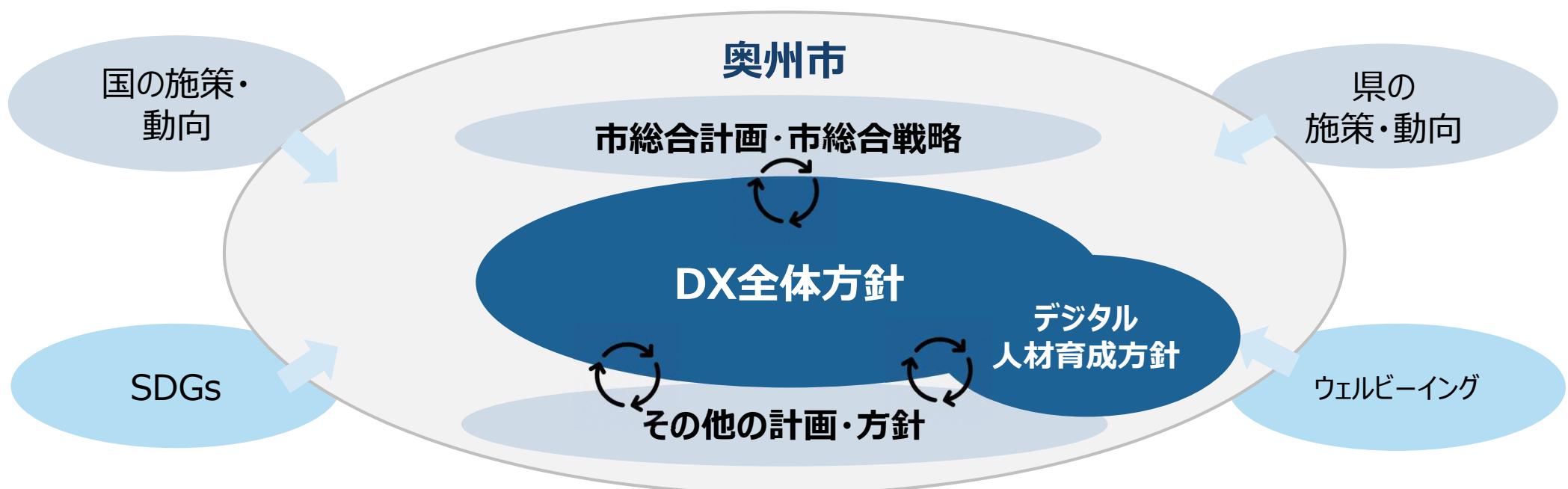
\* 数値出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

第二次奥州市DX全体方針 第1.0版

\*\* 奥州市職員数が令和6年の人口比0.98%人数であることから、令和22年の予測人口で同率試算した数値

## 2. 本方針の位置付け

本方針は、奥州市総合計画に基づいて策定し、市総合戦略と連携を取るもので、また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」「自治体DX推進計画」といった国の政策や動向を踏まえつつ、市におけるDX施策を着実に推進するための計画・戦略として位置付けます。

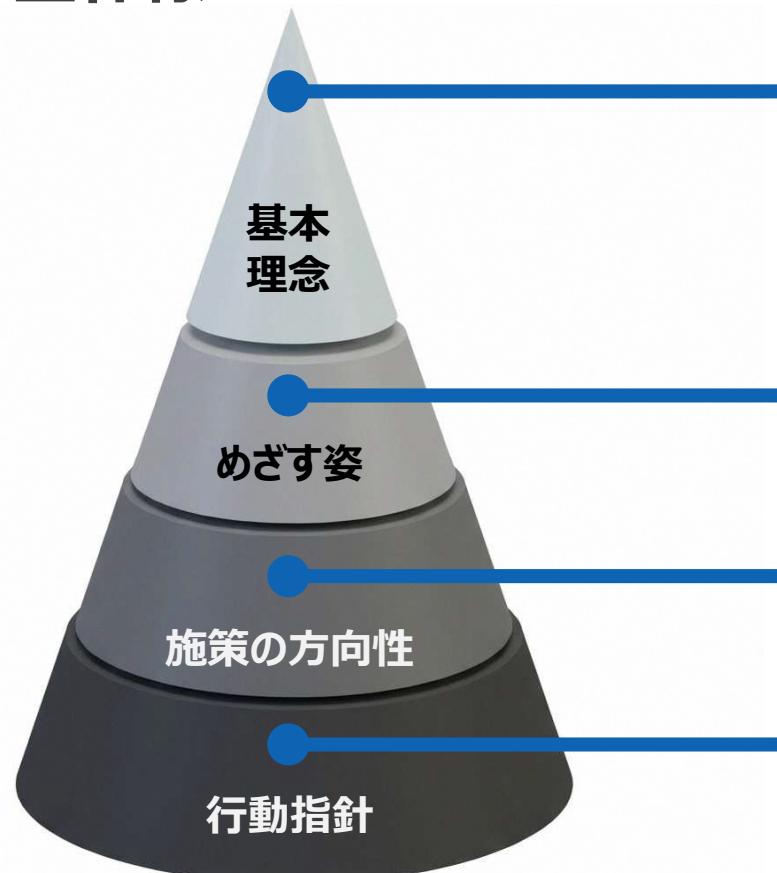


### 3. 期間と見直し

令和8年度から令和12年度までの5箇年を本方針の推進期間とし、社会情勢の変化、国の動向等により、必要に応じ、見直しを行うものとします。

## 4. 取組の全体像と施策

### 4.1 全体像



**基本理念：根幹となる計画の意義とデジタル化の基本姿勢**

**デジタルで つながる、  
デジタルで かわる**

**めざす姿：2030年に到達をめざす理想の地域像  
誰もが時間や場所にとらわれず、  
くらしに合ったサービスを  
利用できるまちへ**

**施策の方向性：めざす姿に向けた具体的な施策群  
地域社会のDX**

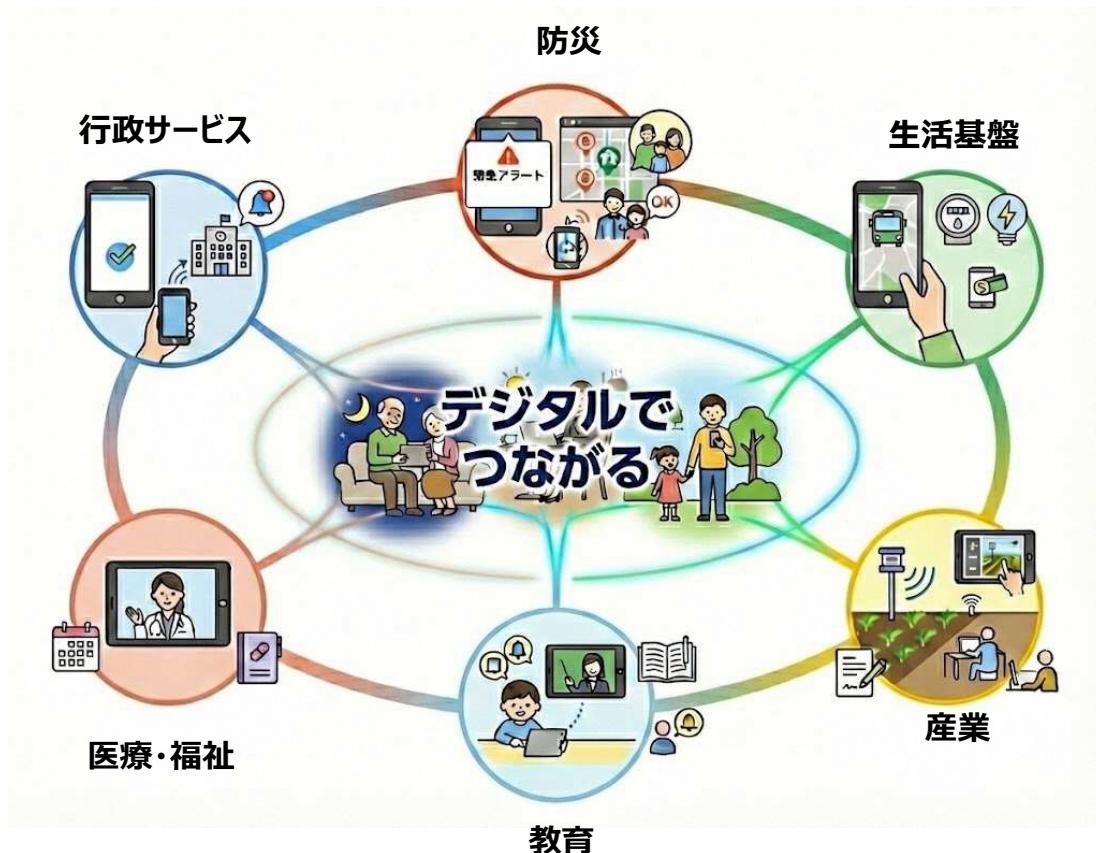
**行政DX－市民向け・職員向け－**

**デジタル社会の基盤づくり**

**行動指針：変革を推進するための職員の共通思考・姿勢**

- 住民の今を起点に考える
- 自分ごととして考える
- データと事実で進める
- 小さく試し、進化させる
- 情報を守る

## 4.2 めざす姿



**誰もが  
時間や場所にとらわれず、  
くらしに合った  
サービスを利用できるまちへ**

まるで「ひみつ道具」のように  
デジタルを使い、  
一人ひとり、それぞれに合った  
「便利さ」が届くようにしていきます



## 4.2 めざす姿

### いつでもどこでも手続き

証明書取得、転入転出手続き・公共施設予約等いつでもどこでも必要な手続きができるようになります



### ラクラク手続き

情報連携により手続き時の押印や記名といった手間が少なくなります



### ゆっくり対面相談

質問や相談があるときは予約でき、ゆっくり対面で話せるようにしていきます

### どこでも医療・福祉

遠隔医療車を導入するなど、離れていても必要な時に簡単な手続きで必要な医療、相談等が受けられるようになります



### 行政サービス



### 知りたいときに届く情報

それに合った方法で情報を取得することができます  
市民からの電話も待つことなく簡単につながるようになります



### 継続するデジタル環境づくり

全ての市民がデジタル社会の利便性を享受できるよう、デジタル環境基盤の整備やデータ連携基盤づくりを進めます



### 街のにぎわいに貢献

市の魅力発信に加え、デジタル技術を活用することで街のにぎわいに貢献します



### 一人ひとり向けた子育て

子ども一人ひとりに合った学習や学校や保育施設とのスムーズな連絡ができるようになります



### 農作業の負担軽減

農業用ロボットやドローン等の活用により、農作業の負担をへらすことができます



## 4.3 施策の方向性

### ■ 地域社会のDX推進

地域課題解決や豊かで暮らしやすいまちづくりを進めるため、市民や事業者と協力し、デジタル技術を活用したサービスを創出するなど、高齢者や障がい者を含め、誰もが利便性を実感できる地域社会のDXを推進します。

### ■ 行政のDX推進

情報システムの標準化・共通化に対応するとともに、市民向け・職員向けとも最新の技術を活用しながら、手入力の削減、紙媒体の削減、働き方の変革、データ活用等に取り組み、行政のDXを推進します。

### ■ デジタル社会の基盤づくり

安全・安心、快適な生活のための情報提供を行うとともに、地域社会及び行政のDX推進に合わせて、多くの世代が幅広い分野でデジタル技術の活用により利便性の高いサービスを享受できる環境整備を進めます。

## 4.4 主な施策

### 4.4.1 通知・周知・情報提供

必要なときに必要な人に「伝わる」工夫を重ねます。

よりわかりやすく、見やすい、工夫をしていきます。

緊急度・内容種類・伝えたい方に応じて「伝わる」情報のための媒体の見直し・整理をしていきます。

- 電子媒体
  - ホームページ
  - ぽちっと奥州
  - Instagram
  - Facebook
  - LINE
  - X 等
- 紙媒体
  - 広報おうしゅう
  - 全戸配布資料
  - 郵送通知
  - 市役所・支所で配布 等



## 4.4 主な施策

### 4.4.2 問合せ・相談

電話がつながりやすく、誰にも正しく丁寧に情報を伝えるようにします。

時間をとての相談や問合せが必要なときは事前に予約し、窓口の待ち時間が発生しないようにします。



#### 音声案内 (テキスト・録音)

よくある手続き説明や詳細説明など  
不備がないよう伝えます

#### 電話分岐ルール設定

質問の種類別に（自動  
アナウンス等で）つなぐ先  
を設定します



#### 音声案内の多言語対応

質問の回答を多言語で  
お伝えします

#### SMS手動送信



電話で説明のあと、様式のあるホームページURLをSMSなど文字情報で  
お送りして案内します

## 4.4 主な施策

### 4.4.3 市民窓口（1/2）

窓口でお待たせしない仕組みをつくります。  
ゆっくり時間をかける場合は予約制をとりいれます。  
マイナンバーカードを最大限利用する仕組みをつくります。



市民課受付「書かない窓口」イメージ

## 4.4 主な施策

### 4.4.3 市民窓口（2/2）

市役所に行かなくてもパソコン、スマートフォン等からオンラインで手続きできる対象を増やします。

=市民の来庁の手間を減らすため、  
**全申請件数の75%以上を  
オンラインで申請可能**とする

	現在	目標値
全申請件数	456,922 件	
うちオンライン申請可能件数	229,269 件	+ 134,000 件
オンライン申請率	50.2 %	+ 25 %



## 4.5 施策一覧

めざす姿の実現に向け、「地域社会のDX」「行政DX」「デジタル社会の基盤づくり」の3つ分野から施策を進めます。施策は毎年見直しを行い、追加していきます。

### 地域社会のDX推進

1	スマート農業推進
2	ドローン等活用
3	観光施策のDX推進
4	企業DX支援
5	高齢者施策
6	遠隔医療の推進
7	公共交通DXの推進
8	学校DXの推進
9	保育ICT推進
10	水道サービスのDX

### 行政のDX推進ー市民向け

1	フロントヤード改革の推進 －市民窓口サービスの拡充－
2	フロントヤード改革の推進 －個人・企業向けサービスの拡充－
3	情報システムの標準化・共通化
4	eLTAXの活用
5	マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

### 行政のDX推進ー職員向け

6	AI等活用による効率化
7	テレワークの推進
8	庁内業務BPR/DXの推進
9	アナログ規制の見直し
10	デジタル人材の育成・活用

### デジタル社会の基盤づくり

1	超高速ブロードバンド環境の整備
2	テレビ難視聴対策
3	公衆無線LAN環境の維持及び拡充
4	データ活用の推進と更なる基盤構築
5	市民へのデジタル活用支援
6	情報発信DX
7	電話DX

※施策の取組内容等の詳細については、別冊「取組と工程」に記載しています。

## 5. 推進に向けて

### 5.1 推進体制

- 副市長を本部長とする「奥州市デジタル推進本部」を設置し、総合的かつ強力にDXを推進します。また、副市長を最高デジタル責任者（CDO）とし、トップマネジメントのもと取組を推進していきます。
- 奥州市デジタル推進本部には、個別専門的な取組に係る調査、検討を行うため、部局横断的なDX推進チームを設置するほか、各部署においてDX推進役となるDX推進リーダーを任命し、全庁的な推進体制を構築します。

**最高デジタル責任者（CDO）** : 副市長  
最高デジタル責任者補佐官（CDO補佐官） : 総務部長

#### 外部人材

- ・ DXフェロー
- ・ DXマネージャー

**奥州市デジタル推進本部**

【役割】 DXの推進に係る基本的な方針の策定等に関すること  
DXの推進に係る総合調整及び進行管理に関すること

【構成】 本部長： 副市長  
副本部長： 総務部長  
本部員： 部長級の職員 その他本部長が指名する人

#### DX推進チーム

【役割】  
DXの推進に係る個別専門的な事項に  
係る調査、検討

#### DX推進リーダー

【役割】  
各部署におけるDXの利活用及び  
業務変革の実施

## 5.2 人材育成と行動指針

DX推進するうえで職員それぞれが取るべき行動、持つべき共通の価値観を次のとおりとします。職員は、「奥州市デジタル人材育成方針」に沿ってスキルアップするとともに、これら行動指針を念頭にDXの取組を進めていきます。



### 住民の今を起点に考える

制度や組織の都合ではなく、住民一人ひとりの「今の困りごと」や「ニーズ」を想像し、そこから解決策を導き出します。



### 自分ごととして考える

「誰かがやってくれる」ではなく、自分たちが未来の市役所を創る当事者であるという意識を持ち、主体的に行動します。



### データと事実で進める

経験や勘だけに頼るのではなく、客観的なデータと現場の事実を分析し、確かな根拠に基づいて施策を立案・改善します。



### 小さく試し、進化させる

最初から完璧を求めず、まずは小さな単位で試行し、フィードバックを得て、柔軟に軌道修正しながら進めます。



### 情報を守る

住民情報を扱っていることを忘れずに、情報セキュリティの確保と個人情報の保護に努めます。



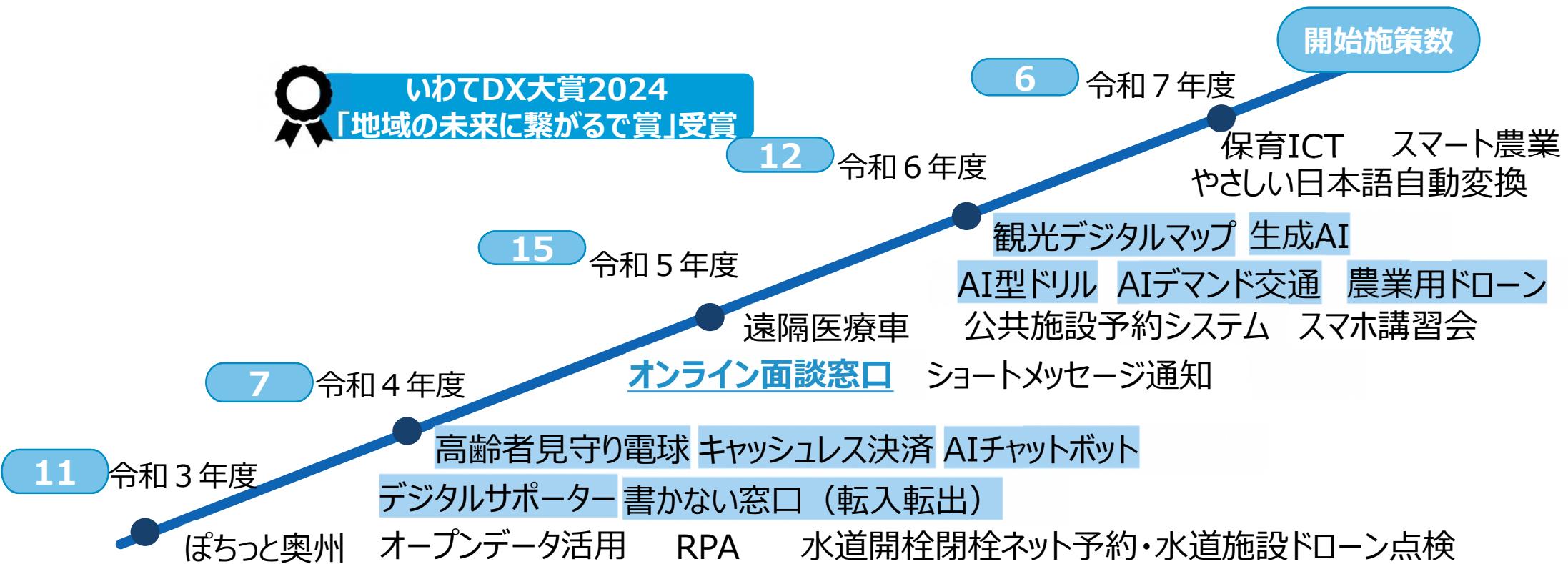
**END**

別冊 令和3年度からの取組状況  
目標と実績  
総合戦略との関連付け  
取組と工程  
用語解説



## 令和3年度からの取組状況ー主な施策

地域特有の課題を見極め、デジタル技術を活用してバランスの取れた施策を開始・展開しました。



# 令和3年度からの取組状況—オンライン申請

## 窓口手続

令和9年を一つの区切りとして進め、以降も継続します。



No.	対象	例	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11～ 2029～
対前年 増加目標	オンライン申請可能件数		+23,000件	+88,000件	+23,000件	+89,000件	+3,000件
	オンライン化手続数		+30手続	+41手続	+137手続	+399手続	+583手続
1  優先順位I群	① 特に国民の利便性向上に資する手続	妊娠の届出、児童手当の現況届等				改善	
	② その他優先的にオンライン化すべき手続	犬の死亡届・登録事項変更届等	検討・ テスト	導入 開始		改善	
	③ 阻害要因が少ない手続	市民課窓口手続、各種検診申込等	現状 調査	検討・ テスト	導入開始		改善
2	優先順位II群	施設などの利用に伴う各種申請等	現状 調査	検討・テスト	導入開始		改善
3	優先順位III群	税務証明等交付申請、資格取得・喪失に関する届出等		現状調査	検討・テスト	導入開始	改善
4	既に検討を 進めている手続	軽自動車税に関する申請、道路占用許可申請等	検討・ テスト		導入開始		改善

書かない待たない行かない窓口

## 目標と実績

### ■ 目標

本方針は、本市のすべての部署でデジタル技術の利用をきっかけに推進する施策・取組をまとめたものです。市民からの評価を得られることが共通の軸であり、それぞれの取組でKGI、KPIを設定しています。よって、本方針では取組が市民に提供される時期に焦点をあて、年度ごとのサービス開始取組数を目標として設定します。

### ■ 実績

年度ごとにサービス開始取組数としてまとめ、進捗を管理します。

年度 (令和)	6	7	8	9	10	11	12	合計	備考
目標	12	7	10	3	5	未定	未定	37	取組総数 70 ～R5開始済33
実績	12	7	-	-	-	-	-	-	

## 総合戦略との関連付け

- 令和6年8月に改訂された「第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、本方針に基づく、デジタル技術の活用が新たな視点として加えられています。具体的には、市総合戦略の基本目標ごとに、本方針に掲げる具体的な取組が明記されています。
- 本方針の取組と工程には、この市総合戦略の基本目標の達成に向けた4つの基本的施策のうち、どの施策に関わりがあるかを記載しました。

### (参考) 第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標達成に向けた基本的施策

- (1) 安定した雇用と新しい産業の創出
- (2) 出会いを通じた結婚支援、子育て環境ナンバーワンへ
- (3) 体験を通じた新たな奥州ファンの開拓
- (4) 地域愛の醸成と、安心・安全に生活できる個性豊かな地域社会の実現

# 取組と工程

## 地域社会のDX推進

NO	取組 NO	施策	取組	関連戦略 目標NO	担当	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
1	1	スマート農業推進	先進技術導入実証	(1)	農政課	導入・活用開始	定着・終了					
	2		スマート農業施策	(1)	農政課	調査・検討	利用開始					改善・展開
2	3	ドローン等活用	日本型直接支払制度現地調査効率化事業	(1)(4)	農地林務課	導入・活用開始						改善・展開
	4		水道施設の点検				水道課	改善・展開等				改善・展開
3	5	観光施策のDX推進	観光デジタルマップサービス導入	(1)(3)	商業観光課	導入・活用開始						改善・展開
	6		デジタル観光コンシェルジュサービス導入				導入・活用開始					改善・展開
4	7	企業DX支援	企業DX推進 研修・情報提供等	(1)	企業支援室	改善・展開等						改善・展開
5	8	高齢者施策	民生委員 タブレット活用	(4)	行革デジタル戦略課・ 福祉課	改善・展開等	定着	調査・検討				改善・展開
	9		独居高齢者見守り電球の導入				長寿社会課	改善・展開等				定着・終了
	10		介護認定業務のデジタル活用: 要介護認定照会システム		長寿社会課	調査・検討	調査・検討	利用開始				改善・展開
6	11	遠隔医療の推進	モバイルクリニックの導入	(4)	健康増進課	改善・展開等						改善・展開
	12		産婦人科・小児科オンライン相談		健康増進課	-	調査・検討	利用開始				改善・展開

# 取組と工程

## 地域社会のDX推進

NO	取組 NO	施策	取組	関連戦略 目標NO	担当	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
7	13	公共交通DXの推進	AIデマンド交通の導入（前沢地区）	(1)	政策企画課	導入・活用開始				改善・展開		
	14		AI型ドリルの導入			改善・展開等				改善・展開		
8	15	学校DXの推進	ICT支援員の派遣	(2)	学校教育課	導入・活用開始				改善・展開		
	16		学習用端末の更新			調査・検討	調査・検討	利用開始		改善・展開		
9	17	保育ICT推進	公立保育所等ICTシステム導入事業	(2)	保育こども園課	導入・活用開始				改善・展開		
	18		水道開栓閉栓のネット予約		経営課	改善・展開等				改善・展開		
10	19	水道サービスのDX	スマートメーターの導入	(4)	水道課	調査・検討				調査・検討		
	20		漏水リスク調査分析		水道課	-	調査・検討	利用開始		改善・展開		

# 取組と工程

## 行政のDX推進－市民向け

NO	取組NO	施策	取組	関連戦略目標NO	担当	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12			
1	1	フロントヤード改革の推進 －市民窓口サービスの拡充－	行政手続きのオンライン化	－	行革デジタル戦略課・各手続担当課	改善・展開等	改善・展開								
	2		「やさしい日本語」自動変換ツール導入	－	未来羅針盤課	調査・検討	利用開始	改善・展開							
	3		オンライン面談窓口の導入	－	行革デジタル戦略課・納税課ほか・各総合支所	改善・展開等	改善・展開								
	4		キャッシュレス決済の導入	－	行革デジタル戦略課・市民課	改善・展開等	改善・展開								
	5		公共施設予約管理システムの導入	(3)(4)	行革デジタル戦略課・地域づくり推進課	改善・展開等	改善・展開								
	6		生成AIチャットボットサービスの導入	－	行革デジタル戦略課	調査・検討	利用開始	改善・展開							
	7		スマート窓口（書かない窓口）の導入・増設	－	行革デジタル戦略課・市民課	改善・展開等	改善・展開								
	8		顔認証付き書類作成システム導入事業	－	行革デジタル戦略課	－	調査・検討	利用開始	改善・展開						
	9		処分通知デジタル化環境構築	－	行革デジタル戦略課	－	調査・検討	利用開始	改善・展開						
	10		証明書郵便請求キャッシュレス化	－	行革デジタル戦略課・市民課	－	調査・検討	利用開始	改善・展開						
2	11	フロントヤード改革の推進 －個人・企業向けサービスの拡充－	登記課税連携システムの導入	－	税務課	調査・検討	調査・検討		利用開始	改善・展開					
	12		軽自動車税納付確認システムの導入	－	納税課	改善・展開等	利用開始	改善・展開							
	13		中小企業融資あっせん・利子補給運用システム導入	(1)	商工労政課	調査・検討	調査・検討		利用開始	改善・展開					
	14		中小企業融資関連効率化事業	(1)	商工労政課	－	調査・検討	利用開始	改善・展開						
	15		ショートメッセージサービス（SMS）による通知メッセージ配信	(2)(4)	納税課・健康増進課ほか	改善・展開等	改善・展開								

## 取組と工程

### 行政のDX推進－市民向け

### 行政のDX推進－職員向け

NO	取組NO	施策	取組	関連戦略目標NO	担当	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
3	16	情報システムの標準化・共通化	基幹20業務の標準化ガバメントクラウドへの移行	–	行革デジタル戦略課・各業務担当課	調査・検討	利用開始					改善・展開
4	17	eLTAXの活用	個人住民税申告の電子化	–	税務課	調査・検討	利用開始					改善・展開
5	18 マイナンバーカードの普及促進・利用の推進	コンビニ交付等の促進	–	行革デジタル戦略課・市民課	改善・展開等	利用開始						改善・展開
		マイナンバーカード利活用促進	–				調査・検討	調査・検討	利用開始			改善・展開
6	AI等活用による効率化	RPAの導入促進	–	行革デジタル戦略課・各担当課	改善・展開等							改善・展開
		問い合わせ対応AIチャットボットの導入	–	行革デジタル戦略課・未来羅針盤課	改善・展開等							改善・展開
		生成AIの活用	–	行革デジタル戦略課	導入・活用開始							改善・展開
7	テレワークの推進	JLISテレワークの実証実験	(2)	行革デジタル戦略課	改善・展開等							改善・展開
		単独テレワークの仕組み導入	(2)	行革デジタル戦略課	調査・検討							調査・検討
8	庁内業務BPR/DXの推進	総合計画管理システムの導入	–	政策企画課	計画・実証実験	調査・検討	利用開始					改善・展開
		ペーパーレス会議の推進	–	行革デジタル戦略課	改善・展開等							改善・展開
		LGWAN接続系端末NotePC化	–	行革デジタル戦略課	改善・展開等							改善・展開
		研修におけるタブレット活用	–	行革デジタル戦略課	導入・活用開始							改善・展開
		契約関連電子化	–	財政課・経営課	調査・検討							調査・検討
		請求関連ペーパーレス	–	会計課・財政課・経営課	導入・活用開始							改善・展開
		EBPMの活用	–	行革デジタル戦略課・政策企画課	調査・検討	調査・検討	利用開始					改善・展開

## 取組と工程

### 行政のDX推進－職員向け

NO	取組NO	施策	取組	関連戦略目標NO	担当	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
9	32	アナログ規制の見直し	押印見直し	–	総務課・ 行革デジタル戦略課	改善・展開等	改善・展開					
	33		公印使用基準見直し	–	総務課	改善・展開等	改善・展開					
	34		対面・書面規制見直し	–	総務課・ 行革デジタル戦略課	調査・検討	利用開始	改善・展開				
10	35	デジタル人材の育成・ 活用	外部人材登用 DXフェロー	(4)	行革デジタル戦略課	改善・展開等	改善・展開					
	36		外部人材登用 DXマネージャー	(4)	行革デジタル戦略課	改善・展開等	改善・展開					
	37		DX研修等	(4)	行革デジタル戦略課	改善・展開等	改善・展開					

# 取組と工程

## デジタル社会の基盤づくり

NO	取組NO	施策	取組	関連戦略目標NO	担当	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12			
1	1 超高速プロードバンド環境の整備		江刺光ネットの運用管理	(4)	行革デジタル戦略課	定着・運用	定着・運用								
			衣川光ネットの運用管理			定着・運用	定着・運用								
2	3	テレビ難視聴対策	テレビ共聴施設改修等支援	(4)	行革デジタル戦略課	改善・展開等	定着・運用								
3	4 公衆無線LAN環境の維持及び拡充		未整備公共施設への整備（図書館）	(3)(4)	行革デジタル戦略課	導入・活用開始	定着・運用								
			未整備公共施設への整備（放課後児童クラブ）			改善・展開等	定着・運用								
			未整備公共施設への整備（牛の博物館）			導入・活用開始	定着・運用								
			未整備公共施設への整備（江刺支所）			-	利用開始	改善・展開							
4	8 データ活用の推進と更なる基盤構築		オープンデータ導入	-	行革デジタル戦略課・政策企画課	定着・運用	改善・展開								
			統合型GISの導入			都市計画課	調査・検討	調査・検討	利用開始	改善・展開					
5	10 市民へのデジタル活用支援		デジタルサポーター育成	(3)(4)	行革デジタル戦略課	改善・展開等	改善・展開								
			スマホ講習会の開催			改善・展開等	改善・展開								
6	12	情報発信DX	「ぼちっと奥州」等アプリによる情報発信の強化	(2)(3)(4)	未来羅針盤課	改善・展開等	改善・展開								
7	13	電話DX	電話受付機能強化	(2)(3)(4)	財産運用課・行革デジタル戦略課	調査・検討	調査・検討	利用開始	改善・展開						

## 用語解説

アルファベット順、五十音順に並べています。

索引	用語	解説
A	AI型ドリル	AIが生徒1人ひとりの理解度や学習進度に応じて、最適な問題を提供するシステム。
	AIチャットボット	AI（人口知能）を活用した自動会話ロボットのこと。AIとチャット（会話）、ロボットを組み合わせた言葉である。
	AIデマンド交通 (AIによるデマンド型交通サービス)	AIを利用し、バス停に定時に到着するバスから、必要な時間、人数、行先に応じて配車、運行することを目指した仕組みで利用するシステム。
	BPR (Business Process Re-engineering)	業務をプロセス（過程）から見直すことで、効率化を図る活動を指す。
	CDO (Chief Digital Officer)	最高デジタル責任者。デジタル部門の責任者として、組織のDXを推進する役割を担っている。
	EBPM (EvidenceBasedPolicyMaking)	エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的な根拠（エビデンス）に基づくものとすること。
	eLTAX（エルタックス）	地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。エルタックスと読む。
	Facebook（フェイスブック）	世界最大のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）である。略称はFB。Facebookでは情報や写真の共有ができる、またメッセージのやりとりやチャットもできる。
	Instagram（インスタグラム）	写真や動画など視覚で楽しめるコンテンツがメインのソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)。世界中で利用されている人気のSNSで、若年層を中心に幅広い世代に利用されている。Instagramは「Instant Telegram」を省略した造語で、撮影した写真や動画をその場で簡単に発信することができるという意味がある。
	LINE（ライン）	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の一つ。LINE株式会社が提供しており、日本では人気の高いアプリケーション。無料のインスタントメッセージングアプリケーションで、スマートフォン、タブレット、パソコン等のデバイスで利用可能。

## 用語解説

アルファベット順、五十音順に並べています。

索引	用語	解説
	RPA (Robotic Process Automation)	ロボットによる業務の自動化。従来人間が実施してきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。
	SDGs (Sustainable Development Goals)	「エス・ディー・ジーズ」と読む。日本語では「持続可能な開発目標」。2016年から2030年の間に達成を目指す国際目標で、17の目標と169のターゲットから成っている。
	X（エックス）	140文字以内の短いメッセージを投稿・共有できるソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の一つ。2023年にイーロン・マスク氏の主導により、Twitterから“X”へと名称が変更。
あ	アナログ規制（見直し）	デジタル社会の恩恵を一層実感できるようにするための暮らしに関連する行政サービスを担う地方公共団体による規制の見直し。主なアナログ規制は目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧等。
	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
	遠隔医療	奥州市の遠隔診療（モバイルクリニック）事業とは、遠隔診療用の医療機器を搭載した専用車両に看護師が同乗して集会施設や患者宅を訪問し、ビデオ通話を使用して車両内の患者と診療所の医師をつないでオンライン診療を実施するもの。
	オープンデータ	誰でも自由に入手や使用、加工、再配布などができるよう広く一般に公開されているデータ。特に、ソフトウェアなどによる自動処理に適した一定のデータ形式に整理・整形された機械可読（マシンリーダブル）なもの。 スマートフォン、タブレット端末、SNSの普及等を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されている。特に、国や自治体が保有する公共データが、国民や企業が利用しやすい形で公開されることが求められている。
か	観光コンシェルジュサービス	音声合成技術や言語生成AIなどの技術を統合し、より人間に近い自然なふるまいで応対するデジタルヒューマンをコンシェルジュ（ホテルの観光案内人のように）として利用する。
	観光デジタルマップ	パソコン、スマートフォン等のデジタルデバイスで使用できるようにデータ化された地図のことを指す。
	キャッシュレス決済	現金を使用せずに支払いを行うこと。主に、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済などを指す。

## 用語解説

アルファベット順、五十音順に並べています。

索引	用語	解説
さ	スーパーシティ構想	特定の区域内に様々な先端技術が実装された未来型都市「スーパーシティ」の構築を目的とした計画であり、大阪市などが選出されている。スーパーシティ・デジタル田園健康特区は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すデジタル田園都市国家構想の先導役として位置づけられている。
	スマートメーター（水道）	通信機能を備えた水道メーター。検針員が現地を訪問してメーターの検針を行っていたが、より高い頻度で、現地を訪問せずに検針データを得ることができる。スマートメーターの導入により、検針業務の効率化だけでなく、お客さまサービスの向上や効率的な施設の維持管理・設備投資が可能になる等、様々な効果が期待できる。
	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
	生成AI	AI（人工知能）の中でも、新しいコンテンツ生成に特化した技術のことを「生成AI」と呼び、AIがデータを事前に学習した内容を元に文章・プログラム・画像・音楽などを生成する。
	生成AIチャットボット	AI（人口知能）を活用した自動会話ロボットのこと。AIとチャット（会話）、ロボットを組み合わせた言葉。その中でも、AIを活用した学習型チャットボットのことを指し、ユーザーとの対話を通じて学習を重ね、より自然な会話を目指すもの。
た	データ連携基盤	地域の暮らしを支える様々なサービスが、必要なデータの連携・共有を相互に進めることによって、一人一人により最適化されたサービスの提供が進んでいたためのデータ連携の仕組み。デジタル庁では県単位のデータ連携基盤の整備・普及を進めている。
	デジタルサポーター	スマホを使い始めたばかりの方の「操作方法を知りたい」など、相談をうけたり、市公式アプリ『ぽちっと奥州』の使い方などをサポートする奥州市内の認定者。令和7年度までに、80名以上が認定されている。
	デジタル人材	AI・IoT・RPA・5G等、最先端のテクノロジーを活用し、組織成長へ導く人材を指し、DX推進に必要な人材。
	デジタル田園都市国家構想	2021年に岸田文雄内閣の下で始動した構想。デジタル田園都市国家構想とは、「心ゆたかな暮らし」(Well-Being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現していく構想。「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、令和6年（2024年）10月11日に、「デジタル田園都市国家構想実現会議」を発展させ、「新しい地方経済・生活環境創生本部」が設置された。

## 用語解説

アルファベット順、五十音順に並べています。

索引	用語	解説
さ	スーパーシティ構想	特定の区域内に様々な先端技術が実装された未来型都市「スーパーシティ」の構築を目的とした計画であり、大阪市などが選出されている。スーパーシティ・デジタル田園健康特区は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すデジタル田園都市国家構想の先導役として位置づけられている。
	スマートメーター（水道）	通信機能を備えた水道メーター。検針員が現地を訪問してメーターの検針を行っていたが、より高い頻度で、現地を訪問せずに検針データを得ることができる。スマートメーターの導入により、検針業務の効率化だけでなく、お客さまサービスの向上や効率的な施設の維持管理・設備投資が可能になる等、様々な効果が期待できる。
	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
	生成AI	AI（人工知能）の中でも、新しいコンテンツ生成に特化した技術のことを「生成AI」と呼び、AIがデータを事前に学習した内容を元に文章・プログラム・画像・音楽などを生成する。
	生成AIチャットボット	AI（人口知能）を活用した自動会話ロボットのこと。AIとチャット（会話）、ロボットを組み合わせた言葉。その中でも、AIを活用した学習型チャットボットのことを指し、ユーザーとの対話を通じて学習を重ね、より自然な会話を目指すもの。
た	データ連携基盤	地域の暮らしを支える様々なサービスが、必要なデータの連携・共有を相互に進めることによって、一人一人により最適化されたサービスの提供が進んでいたためのデータ連携の仕組み。デジタル庁では県単位のデータ連携基盤の整備・普及を進めている。
	デジタルソポーター	スマホを使い始めたばかりの方の「操作方法を知りたい」など、相談をうけたり、市公式アプリ『ぱちっと奥州』の使い方などをサポートする奥州市内の認定者。令和7年度までに、80名以上が認定されている。
	デジタル人材	AI・IoT・RPA・5G等、最先端のテクノロジーを活用し、組織成長へ導く人材を指し、DX推進に必要な人材。

## 用語解説

アルファベット順、五十音順に並べています。

索引	用語	解説
	デジタル田園都市国家構想	2021年に岸田文雄内閣の下で始動した構想。デジタル田園都市国家構想とは、「心ゆたかな暮らし」(Well-Being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現していく構想。「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、令和6年（2024年）10月11日に、「デジタル田園都市国家構想実現会議」を発展させ、「新しい地方経済・生活環境創生本部」が設置された。
	デジタルマップ	パソコン、スマートフォン等、デジタルデバイスで使用できるようにデータ化された地図のこと。
	テレワーク	ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことであり、働く場所によって、在宅型テレワーク、モバイルワーク、サテライトオフィス型テレワークがある。
	統合型GIS	空間データを複数部局で共用できるよう整備し、データの重複整備の防止と庁内の情報交換を迅速化、効率化を図るシステム。道路、行政界、河川等多くの部署で活用可能な空間データを共用空間データとして整備し、ネットワークを利用したデータの共用システムを構築。市民にも公開できる 公開型もある。
	ドローン	無人航空機。用途は空撮、測量、農薬散布など多岐に渡る。利用規制操作資格、機器登録制開始など機器のみならず、利用するための環境も現在整備が進んでいる。
は	標準化 (情報システムの標準化・共通化)	地方公共団体が人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指し、基幹系のシステム仕様を統一する。施策名は「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」。
	フロントヤード改革	マイナンバーカードを活用した自治体と住民との接点の多様化・充実化、窓口業務の改善などを通じて、住民の利便性向上と職員の業務効率化を図る取組。
	ペーパーレス会議	従来は紙にプリントアウトしていた文書や資料をデジタル化し、タブレットやパソコンなどで共有して進める会議。
	保育ICT	公立保育所等ICTシステムのこと。保育施設において、インターネットなどの情報通信技術（ICT）を活用し、保育者の業務を省力化する仕組み。登降園の記録、連絡帳、職員のシフト管理、写真の共有等、これまで手作業で行っていた業務をICTで効率化することで、保育に集中できる時間を確保しやすくなる。
	ぼちっと奥州	奥州市公式スマートフォンアプリ。重要なお知らせなどをプッシュ通知により受信ができるほか、ごみ収集日やイベントカレンダー、防災情報など市からの情報を閲覧することができる。また、市民からの投稿機能が設けられており、道路陥没などの危険箇所や、道路照明灯切れ箇所などを市に報告することが可能。

## 用語解説

アルファベット順、五十音順に並べています。

索引	用語	解説
ま	マイナンバーカード	表面には氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真等を登録。数字12桁の個人番号が記載された日本のICカード身分証である。
	モバイルクリニック（遠隔医療車）	遠隔診療用の医療機器を搭載した専用車両に看護師が同乗して集会施設や患者宅を訪問し、ビデオ通話を使用して車両内の患者と診療所の医師をつないでオンライン診療を実施するもの。

別冊  
END

# 岩手県人事委員会勧告に伴う通勤手当及び初任給調整手当の改定について

市議会全員協議会説明資料 令和8年2月5日 総務部総務課

## 1 趣旨

令和7年度の岩手県人事委員会勧告に伴う当市の給与制度の取扱いについては、岩手県人事委員会の勧告内容を踏まえて決定された県の制度に準じた運用としているところです。このうち、県の対応が未定となっていた「通勤手当」及び「初任給調整手当」に係る改定状況が明らかとなり、市職員労働組合との労使交渉を実施した結果、「県に準拠する」ことで合意が得られたことから、関係条例の改正及び関係予算の補正を追加提案するものです。

## 2 県人事委員会の勧告内容及び県、当市の対応方針

	県人事委員会の勧告内容及び県、当市の対応方針	県適用日	市適用日
通勤手当	(1)オートバイの使用距離区分の新設	R5.1.1	R8.4.1
	(2)支給限度額の引上げ（15万円/月）	R7.4.1	
	(3)自動車等の使用距離区分ごとの支給額の引上げ	R8.1.1	
	(4)自動車等の使用距離区分の新設	R8.4.1	R8.10.1
	(5)駐車場利用に対する通勤手当の新設		
初任給 調整手当	医師に係る支給限度額（月額）の引上げ	R7.4.1	R8.4.1

※通勤手当の「(5)駐車場利用に対する通勤手当の新設」については、今後、県の通勤手当規則等により具体的な運用が規定されるため、県の運用方針を確認した後、具体的な制度を設計するものとする。

## 3 通勤手当

### (1) 改定（案）

岩手県の給与制度に準じた改定を行う。

#### ア 改正を要する条例

奥州市一般職の職員の給与に関する条例(令和8年4月1日適用)

#### イ 対象

特別職、正職員及び会計年度任用職員

#### ウ 改正内容

支給限度額（月額）を150,000円へ引上げ

### 工 参考

以下は「奥州市一般職の職員の通勤手当に関する規則」で改正。

(改正の詳細は、次ページ参照のこと)

- ・自動車の使用距離区分ごとの支給額の引上げ
- ・自動車の使用距離区分の新設（65～100km以上）
- ・オートバイの使用距離区分の新設

### (2) 改定に伴う所要額（概算）

	改定前	改定後	差	増減率
特別職	166千円	166千円	0千円	0.00%
正職員	72,920千円	75,682千円	+2,762千円	+3.79%
会計年度 任用職員	42,117千円	42,935千円	+818千円	+1.94%
合計	115,203千円	118,783千円	3,580千円	+3.11%

※令和8年度当初予算算定期の職員配置に基づく影響見込額。

※特別職については、今回は該当する距離区分の手当額に係る改正が無かったため、増減無しで試算。

## 4 初任給調整手当

### (1) 改正（案）

岩手県医療局の給与制度に準じた改定を行う。

#### ア 改正を要する条例

奥州市一般職の職員の給与に関する条例(令和8年4月1日適用)

#### イ 対象

医師（正職員及び会計年度任用職員）

#### ウ 改正内容

支給限度額（月額）を272,100円から285,000円へ引上げ

### (2) 改定に伴う所要額（概算）

	改定前	改定後	差	増減率
正職員	30,617千円	31,532千円	+915千円	+2.99%

(参考) 「奥州市一般職の職員の通勤手当に関する規則」の改正内容

<改正内容>

- ・自動車等の使用距離区分ごとの支給額の引上げ
- ・自動車等の使用距離区分の新設（65～100km以上）
- ・オートバイの使用距離区分の新設

自動車等の使用距離区分	【改正前】			【改正後】		
	自動車	オートバイ	自転車	自動車	オートバイ	自転車
2キロメートル以上4キロメートル未満	2,100円			2,100円	2,100円	
4キロメートル以上6キロメートル未満	3,400円			3,400円	2,200円	
6キロメートル以上8キロメートル未満	4,600円			4,600円	2,300円	
8キロメートル以上10キロメートル未満	5,700円			5,700円	2,900円	
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,900円			6,900円	3,500円	
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,100円			8,100円	4,100円	
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,300円			9,300円	4,700円	
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,500円			10,600円	5,300円	
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,600円			11,800円	5,900円	
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,700円			13,000円	6,500円	
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,800円			14,300円	7,200円	
24キロメートル以上26キロメートル未満	14,900円			15,500円	7,800円	
26キロメートル以上28キロメートル未満	15,900円			16,700円	8,400円	
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,000円			18,000円	9,000円	
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,000円			19,300円	9,700円	
32キロメートル以上34キロメートル未満	18,900円	区分なし (自動車と同じ)	2,000円	20,400円	10,200円	2,100円
34キロメートル以上36キロメートル未満	19,900円			21,700円	10,900円	
36キロメートル以上38キロメートル未満	21,000円			23,000円	11,500円	
38キロメートル以上40キロメートル未満	22,200円			24,100円	12,100円	
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,100円			26,700円	13,400円	
45キロメートル以上50キロメートル未満	27,000円			29,700円	14,900円	
50キロメートル以上55キロメートル未満	29,800円			32,800円	16,400円	
55キロメートル以上60キロメートル未満	32,700円			35,900円	18,000円	
60キロメートル以上65キロメートル未満	35,500円			38,900円	19,500円	
65キロメートル以上70キロメートル未満				42,100円	21,100円	
70キロメートル以上75キロメートル未満				46,200円	23,100円	
75キロメートル以上80キロメートル未満				49,400円	24,700円	
80キロメートル以上85キロメートル未満				52,600円	26,300円	
85キロメートル以上90キロメートル未満				56,600円	28,300円	
90キロメートル以上95キロメートル未満				60,000円	30,000円	
95キロメートル以上100キロメートル未満				63,300円	31,700円	
100キロメートル以上				66,400円	33,200円	

# 第4期奥州市地域福祉計画（素案）について

概要版

## 1 地域福祉計画とは

奥州市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市が策定する行政計画です。

本計画は、「奥州市総合計画」を上位計画とし、本市における地域福祉施策の展開の基本となるもので、地域福祉推進の理念・基本方針を定めるとともに、地域住民、行政、関係団体等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき活動の基本指針となるものです。

## 2 計画期間

第4期計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会経済情勢や制度改正などを考慮し令和10年度に中間見直しを行う予定です。

## 3 計画策定の基本的考え方

今回の計画策定では、少子高齢化や住民の孤独問題などが深刻化しており、8050問題、生活困窮、ひきこもりなど、福祉に対するニーズも多様化・複合化している背景を受け、これらを包括的に支援する体制の確立や、地域住民との連携・協力などをねらいとした見直しを進めました。

また、令和3年3月31日に国から示された、法改正後の「地域福祉計画の策定ガイドライン」に示された「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえながら、他の行政計画との整合性を図るとともに、全市的にアンケートを実施することによって、広く市民の意見を取り入れた計画を策定しました。

更には、事業推進を行うための民間計画「奥州市地域福祉活動計画」との連動にも配慮いたしました。

議会全員協議会説明資料 令和8年2月5日 福祉部福祉課

### 奥州市総合計画

大綱 III  
健康で安心してくらせるまちづくり

① みんなで支え合う地域福祉の推進

地域福祉計画（行政計画）

基本方針

- 1 福祉で安心・安全な地域づくり
- 2 福祉を支える組織づくり・人づくり
- 3 包括的な福祉サービスの提供の仕組みづくり

奥州市社会福祉協議会  
地域福祉活動計画（民間計画）

推進目標

- 1 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり
- 2 地域福祉を支える仕組みづくり
- 3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

連動

② 子育て環境の充実

（奥州市こども計画など）

③ 健康づくりの推進

（奥州市健康増進計画・奥州市自殺対策計画など）

④ 高齢者支援の推進

（高齢者福祉計画、介護保険事業計画など）

⑤ 障がい福祉の推進

（奥州市障がい者計画など）

⑥ 医療の充実

（奥州市地域医療介護計画など）

【奥州市総合計画に基づく地域福祉計画の位置付け】

## 4 計画策定における体制

本計画策定にあたっては、市民が主体的に参加することが不可欠であることから、広く市民や各分野からの意見・提言を求めるとともに、計画の進捗状況等について評価を行うため、「**奥州市地域福祉推進市民会議**」委員を「**奥州市地域福祉計画策定委員会**」委員に委嘱して検討を進めました。

また、会議運営については、奥州市社会福祉協議会が策定する「**第4次奥州市地域福祉活動計画**」と連動を図るため、同協議会が設置する「**奥州福祉推進市民会議**」と合同開催しております。

## 5 計画の基本理念と基本方針

### 【基本理念】

**共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり**

### 【基本方針】

- 1 福祉で安心・安全な地域づくり
- 2 福祉を支える組織づくり・人づくり
- 3 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

## 6 主な見直し箇所

現計画（第3期地域福祉計画）の基本方針を踏まえつつ、国策定ガイドラインに示された項目のうち、不足する部分については新たに施策の基本方向として追加するとともに、目指すべき方向をイメージしやすくするため、数値化した活動指標や目標を明記しました。

また、「計画の推進方策」章立てし、包括的な支援体制による事業「**重層的支援体制**」の推進を盛り込みました。

### 【新たに加筆した基本方向】

#### ・第4章3-2-(3) **虐待やいじめに対応する視点**

高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った擁護者又は保護者が抱えている課題に取り込むべき必要性を追記。

#### ・第4章3-2-(4) **再犯防止の推進**

保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者への社会復帰支援の在り方に関する項目を新たに追加。

#### ・第4章3-2-(5) **自殺対策の推進**

自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方に関する項目を新たに追加。

### 【包括的な支援体制による事業の推進】

#### ・第5章2 **重層的支援体制について**

共働き世帯や核家族化の増加、生活様式の多様化に伴い、引きこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050問題など制度の狭間や複数の生活課題を抱える世帯に対し、総合的に相談に応じ分野の縦割りを超えて関係機関が協働し解決するための「重層的支援体制」による事業推進について記載

## 7 市民アンケートの実施状況

市民の方々の福祉に対するニーズや地域課題を感じている事項を把握し計画に盛り込むことを目的に実施しました。

調査対象：18歳以上の市民3,000人

調査期間：令和7年7月1日～8月1日

回収状況：有効回収件数1,208件

回 収 率：40.3%

## 8 市民アンケートの主な回答

### 【回答者（1,208人）の内訳】

性別：男性41.4%、女性58.0%

年代：80歳以上16.6%、70代20.5%、60代19.0%、  
50代13.0%、40代13.2%、30代9.9%、20代以下7.7%

地域：水沢31.3%、江刺22.3%、前沢18.1%、  
胆沢16.9%、衣川11.3%

### 【主な設問と回答】

#### Q：お住いの地区の暮らしやすさ

- ・とても暮らしやすい+まあまあ暮らしやすい（69.4%）
- ・どちらかというと暮らしにくい+暮らしにくい（11.5%）

#### Q：困りごとの相談先

- ・家族や親類(80.2%)、友だちや知り合い(47.9%)
- ・相談できる人や機関はない（4.2%）

#### Q：だれもが安心して暮らせる地域であるために必要な取組

- ・お互いを理解しようとするコミュニケーションの推進（47.2%）
- ・困ったときに気軽に相談できる場の設置（45.3%）
- ・ご近所での助け合いの仕組みづくり（36.1%）

#### Q：市が福祉分野で力を入れるべき取り組み

- ・地域での見守り・支え合いへの支援（38.6%）
- ・身近な相談窓口の充実（37.6%）
- ・子育て支援の充実（29.4%）
- ・様々な理由で、生活に困難を抱えている人への支援（27.3%）

## 9 策定スケジュール

年月日	内 容
R7.4.1	奥州市地域福祉計画策定委員の委嘱
R7.6.27	第1回奥州市地域福祉計画策定委員会 ・現計画の振り返り及び次期計画策定方針等
R7.6.30	第4期奥州市地域福祉計画策定方針決定
R7.7.1～ R7.8.1	市民アンケート実施
R7.12.18	第2回奥州市地域福祉計画策定委員会 ・市民アンケート集計結果 ・第4期計画（素案）
R8.1.27～ R8.2.27	パブリックコメントの募集
R8.2.5	議会全員協議会
R8.3.下旬	第3回奥州市地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメント実施結果 ・第4期計画最終案
R8.3.下旬	最終案確定
〃	計画公表

# 第4期奥州市地域福祉計画（案）

【令和8年度～令和12年度】

奥州市

# 目次

第1章 計画の概要 .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画策定の基本的な考え方 .....	1
3. 計画の位置づけ .....	2
4. 計画期間 .....	5
5. 計画の策定体制 .....	5
6. 地域福祉の基本単位 .....	5
7. 前計画のふりかえり .....	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状 .....	8
1. 人口及び世帯数の推移 .....	8
2. 世代別人口の推移 .....	9
3. 在宅一人暮らし高齢者の状況 .....	10
4. 障がい者の状況 .....	11
5. 生活保護の状況 .....	12
6. 民生児童委員の活動状況 .....	13
7. 犯罪の傾向 .....	15
8. 自殺死亡率の推移 .....	15
第3章 計画の基本的考え方 .....	16
1. 基本理念 .....	16
2. 基本方針 .....	16
第4章 施策の基本方向 .....	20
1. 福祉で安心・安全な地域づくり .....	20
1－1. 地域住民相互による地域社会全体での包括的な支え合いの推進 .....	20
1－2. 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進 .....	24
2. 福祉を支える組織づくり・人づくり .....	26
2－1. 交通困難者の支援の仕組みづくり .....	26
2－2. 地域福祉を支える地域団体の活動推進 .....	28
2－3. 地域福祉を支える人材の育成 .....	31
3. 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり .....	34
3－1. 成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり .....	34
3－2. 包括的な支援の体制づくり .....	36
3－3. 必要なサービスに繋げる体制づくり .....	41
第5章 計画の推進方策 .....	44
1. 計画の進捗管理 .....	44
2. 包括的な支援体制による事業の推進 .....	48

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

核家族化の進行や単身世帯、高齢化世帯の増加に伴う世帯構成の変化などにより、家族や近隣での助け合いといった地域社会のつながりが希薄化し、孤立やひきこもりが顕在化するなど、個人や世帯を取り巻く環境が大きく変化しています。また、近年は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど、課題が「複合化」している状況となっております。

これらの状況を踏まえて、社会福祉法の改正により令和3年4月から重層的支援体制整備事業が創設されました。市においても令和7年度から地域共生社会課を設置し、一層取り組みを進めていくこととなりました。

市では令和2年に「第3期奥州市地域福祉計画」を策定し、行政・関係団体・地域住民の協働により、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の体制づくり構築を目指し、福祉のまちづくりを推進してきたところです。

このたび、令和7年度末に計画年度が終了することを受け、また、コロナ禍を経た人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、引き続き住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域共生社会の実現に向けた体制整備を進め、より包括的に地域福祉を推進することを目指すため、行政・市民・関係団体がそれぞれの役割を明確にし、「みんなで支え合う地域福祉の推進」を図ることを目的とし、「第4期奥州市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）を策定します。

## 2. 計画策定の基本的な考え方

今回の計画策定では、全市的にアンケートを実施することによって、より広く市民の意見を取り入れた計画を策定することを目指しました。

また、令和3年3月31日に国から示された法改正後の「地域福祉計画の策定ガイドライン」に示されている「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえながら、他の行政計画との整合性を図りつつ、様々な住民ニーズや生活課題に対応できる計画の策定を進めるものとしました。

### 3. 計画の位置づけ

#### (1) 計画の位置づけ

奥州市地域福祉計画は、「奥州市総合計画」を上位計画とし、奥州市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、地域福祉推進の理念・基本方針を定めるとともに、地域住民、行政、関係団体等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本指針となるものであり、社会福祉法第107条の規定に基づき、市が策定する行政計画です。

また、奥州市地域福祉計画が地域福祉を推進する「行政計画」であるのに対し、奥州市社会福祉協議会が策定する奥州市地域福祉活動計画は、行政機関、市民などが協働で事業推進を行うための「民間計画」として、双方連携しながら地域福祉を推進します。

#### (2) 他の個別計画との関係

第4期奥州市地域福祉計画は、奥州市における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載し、『奥州市こども計画』、『奥州市健康増進計画』、『奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『奥州市障がい者計画』及び『奥州市地域医療介護計画』、その他の福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けます。

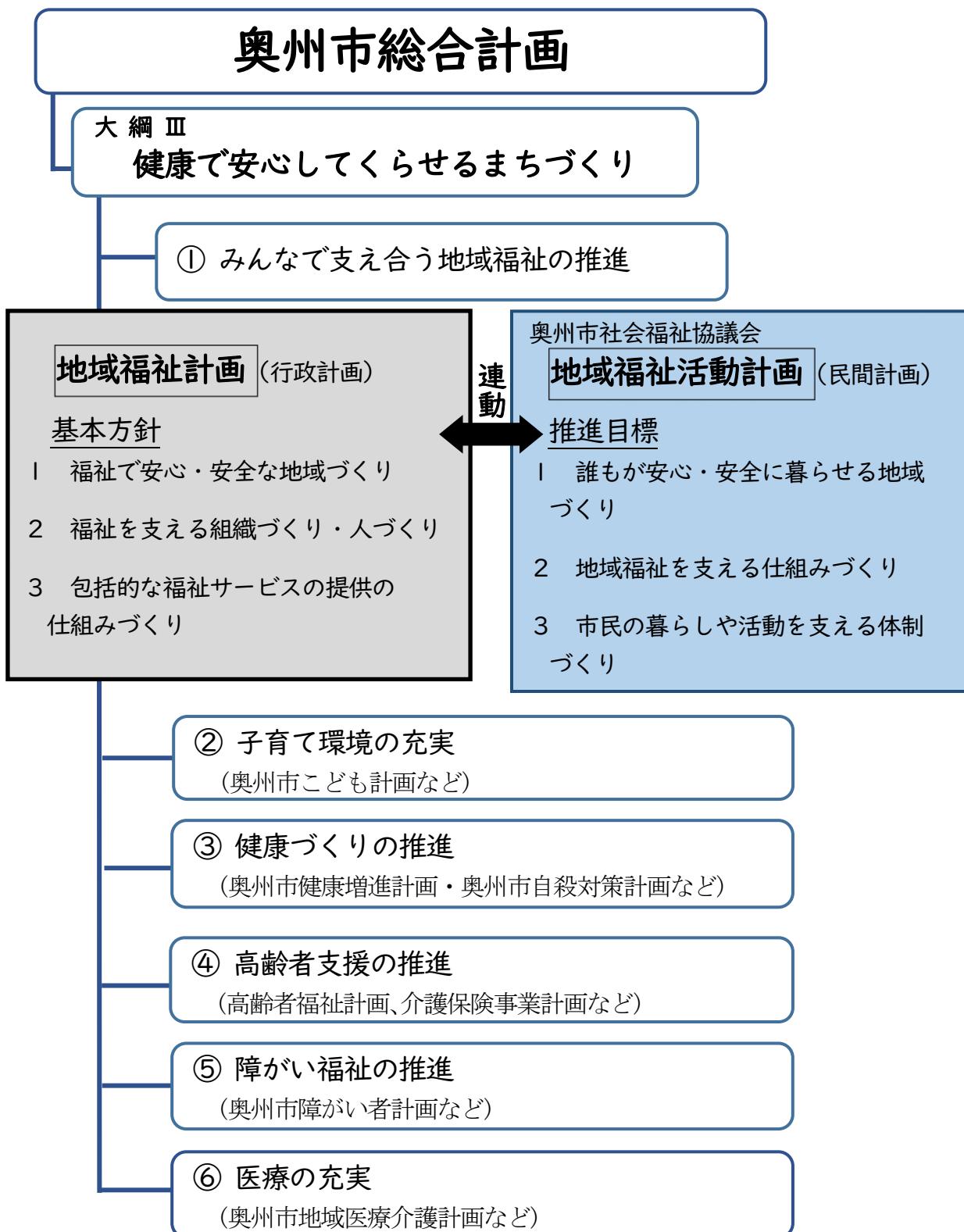
また、本計画には次の「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の各項目を盛り込み、関連する各個別計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を図る計画とします。

#### ○市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

社会福祉法に規定されている「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」は、以下のとおりです。

計画に盛り込むべき事項	
①	地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
②	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
③	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
④	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
⑤	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○奥州市総合計画に基づく地域福祉計画の位置付けと基本方針



## ○地域福祉計画と地域福祉活動計画の連動



## 4. 計画期間

第4期奥州市地域福祉計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、状況が大きく変化した場合には、計画期間中にあっても必要な見直しを行うものとします。

## 5. 計画の策定体制

地域福祉計画策定にあたっては、多様な主体が参加することを基本に、以下の体制で進めました。

### （1）奥州市地域福祉計画策定委員会

本計画策定にあたっては、市民が主体的に参加することが不可欠であることから、市民各界各層からの意見及び提言を求めるとともに、計画の進捗状況等について評価を行うため、奥州市地域福祉推進市民会議委員を奥州市地域福祉計画策定委員会委員に委嘱しました。

### （2）庁内体制

包括的な支援体制の整備を計画的に進めるため、全庁的な取組みが必要となることから、関係各課と密に連携しつつ策定作業を行いました。

### （3）事務局

事務局を、福祉部福祉課に設置しました。

市民会議の運営については、市社会福祉協議会が設置する奥州福祉推進市民会議と共同で行うものとし、奥州市社会福祉協議会が策定する第4次地域福祉活動計画と連携しながら計画を策定しました。

## 6. 地域福祉の基本単位

地域福祉の推進にあたり、市や社会福祉協議会など全市で取り組む圏域を第1層、住民の生活圏域を踏まえた地域又は振興会の圏域を第2層、より身近な小地域の実践活動の基本区域にあたる行政区の圏域を第3層とし、各圏域の中で「支え合い・助け合い」による活動を実践します。なお、奥州市社会福祉協議会で進める地域セーフティネット会議の圏域は、第3層を基本にしています。

### ア. 第1層（全市の単位）

基本的な福祉サービスの提供や第2層及び第3層を支援します。また、専門性の高い相談や広域的な対応を行います。市は府内の各部署、社会福祉協議会、関係機関と連携しながら地域福祉を推進します。

### イ. 第2層（30振興会の単位）

地域福祉活動を推進するためには、地域内の福祉活動に主体的に参加する住民の意思を反映させるとともに、地域に生活する住民にしかみえない、また、身近にいなければ早期発見しにくい地域生活課題を収集する必要があります。

- ・山間地や市街地の地域ごとの特性や強みを活かして地域福祉活動を推進します。
- ・第3層だけで解決できない課題について、関係機関等へ相談することで問題の早期解決に努めます。

#### ウ. 第3層（333 行政区の単位）

近年、地縁や血縁といった伝統的なつながりが弱くなり、さらに地域内の人と人とのつながりや地域への帰属意識の低下などにより、地域社会の脆弱化が懸念されています。

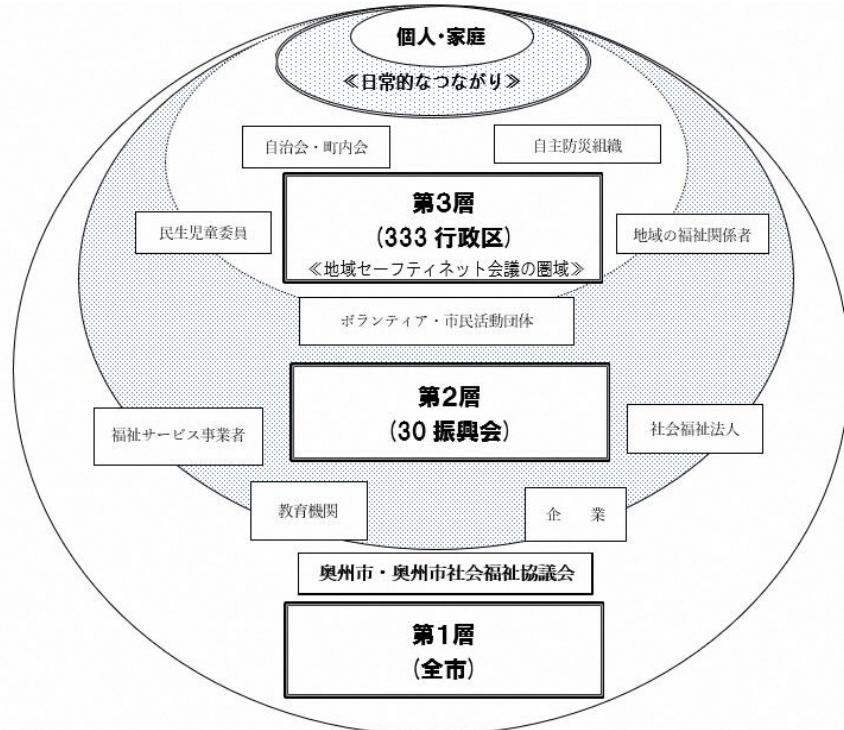
しかし、地域は生活の場であり、子育てや青少年の育成、防災や防犯、高齢者や障がい者の支援、健康づくりなど、様々な活動の基本となる場所です。地域生活課題を解決するためには、人と人とのつながりと、地域のまとまりを高める必要があります。

- ・地域生活課題を発見するために、お互いに顔の見える環境づくりを進め、地域生活課題について話し合える場をつくります。
- ・支援を必要とする方を支えるために、自治組織、ボランティア・市民活動団体、行政等と連携し、住民相互の協力による助け合いを推進します。
- ・住民同士がつながりを持ち、「支え合い・助け合い」による「共助」の意識の醸成に努め、地域活動への主体的な参加を推進します。

#### エ. 地域福祉とそれ以外の圏域

地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域は、各行政区が中心となります。高齢者福祉では、各地区の地域包括支援センターの範囲（振興会単位）、障がい者及びこども等の各種計画では、奥州市（全市）が圏域の範囲となっています。

##### ○地域福祉推進のための基本単位



#### 7. 前計画のふりかえり

本計画の推進にあたり、社会福祉協議会と協働し、福祉、地域、教育、産業経済、学識経験者、市民公募などの委員からなる「奥州市地域福祉推進市民会議」を設置し、意見や提言をいただきました。

第3期計画の期間中は、コロナウイルス感染症の影響によって、地域内での交流の希薄化がさらに顕著になり、様々な活動への制限が生じた時期がありました。その後も以前のような活動状況に戻ってはいな面があり、各地域における支えあう仕組みの再構築が模索されてきました。

#### (1) 福祉で安心・安全な地域づくり

地域生活を送る中での生活課題は、買い物、通院、除雪など多岐にわたり、様々な要因が複雑に絡み合っているため、全てを解決することは分野毎の対応では困難な状況であることから、情報提供を行いながら関係機関で連携して支援を進めてきました。

また、災害時に避難行動要支援者が安全に避難できる体制構築も課題であることから、社会福祉協議会によるネット会議を推進し、取組みを進めてきました。行政区長や民生児童委員等、関係者協力のもと、対象者の状況変化の情報を更新しつつ、台帳にもとづく支援体制確立を図ってきました。地域によっては、災害に対する取組みの進捗に差があるため、庁内関係課とも連携し取組みを支援してきました。

#### (2) 福祉を支える組織づくり・人づくり

公共交通機関利用者の減少でバス路線の廃止が進み、自家用車を持たない高齢者や障がい者等にとって移動手段の確保が課題となっているため、関係機関と連携しながら、地区の状況に応じた仕組みづくりとして、買い物移動支援等、地域の声に応じたマッチング支援を推進してきました。

多様で複合的な地域生活課題に対応するため、公的福祉サービスの提供とともに既存の事業所との連携を深めつつ、様々な業種の事業所や団体の新規参入を模索し促進してきました。

地域福祉を支える民生児童委員の成り手不足の状況に対して、負担軽減を図り、活動を地域全体で行っていく体制づくりを支援してきました。また、介護・福祉・保育に従事する人材についても、成り手不足が課題となっており、人材の育成・確保に向けた施策及び働き方改革を推進してきました。

#### (3) 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

判断能力や金銭管理に不安を持つ方などの相談に対応するため、金ヶ崎町と共同で設置した「奥州金ヶ崎地域権利擁護あんしんセンター」を中心に、成年後見制度利用促進を図り、関係機関との地域連携ネットワークを設置し、体制づくりを進めてきました。

ひきこもりの状態にある人が安心して過ごす場を提供し、本人や家族等への相談支援や社会参加をサポートするため、拠点となる居場所を令和6年4月に設置して支援を行ってきました。

また、包括的な支援体制づくりとして、令和7年度から奥州市重層的支援体制整備事業を実施し、属性にとらわれない「相談支援」の体制づくり、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」について、関係機関と連携して推進しています。

障がい福祉サービス等を利用していない障がい者や家族を対象に、親なき後の生活や緊急時に備えた対応の準備をする地域生活支援拠点等事業を実施してきました。

一方、安心して暮らせる社会の実現に向け、犯罪や非行の繰り返しを防ぎ、地域社会の一員として復帰できるよう「奥州市再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携しながら施策を推進してきました。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

### 1. 人口及び世帯数の推移

奥州市の人口は、合併当時の平成18年度で130,696人でしたが、その後、年々減少しています。近年の世帯数は、横ばい傾向で推移しています。また、出生数は、減少傾向から横ばいで推移しています。

人口及び世帯数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口 (人)	114,019	112,538	110,877	108,936	107,170
総世帯数 (世帯)	45,961	46,149	46,363	46,464	46,694

資料：住民基本台帳、各年度3月31日現在

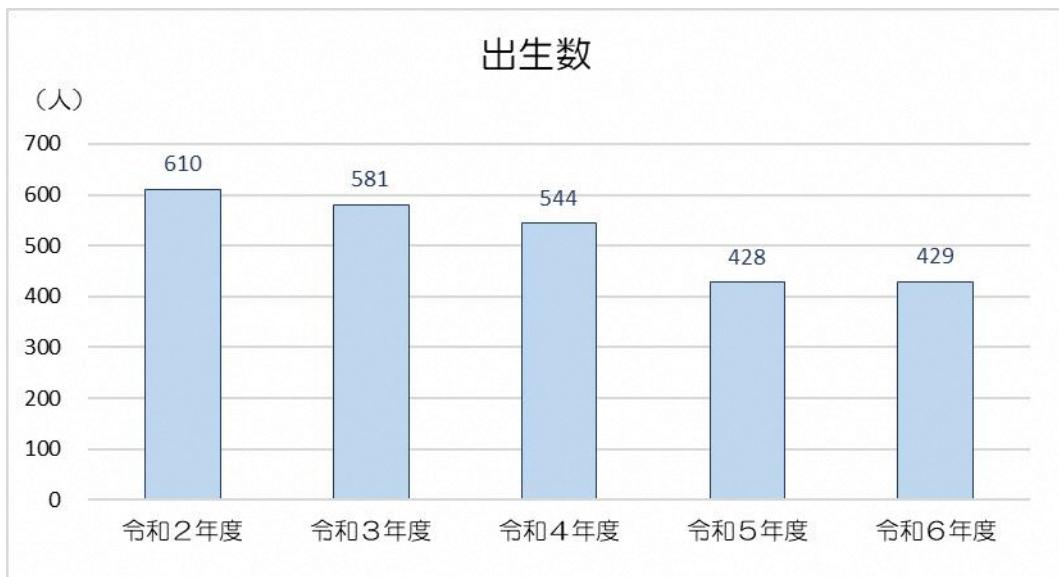


出生数

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出生数	610	581	544	428	429

資料：「奥州市の福祉」



## 2. 世代別人口の推移

近年の世代別人口の推移をみると、年齢3階層全てが減少傾向で推移しています。高齢化率については、全国平均、岩手県平均を上回り、増加傾向で推移しています。

世代別人口

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～14歳	12,600	12,165	11,763	11,214	10,757
15～64歳	61,290	60,258	59,262	58,012	56,987
65歳以上	40,129	40,115	39,852	39,710	39,426
計	114,019	112,538	110,877	108,936	107,170

資料：住民基本台帳、各年度3月31日現在



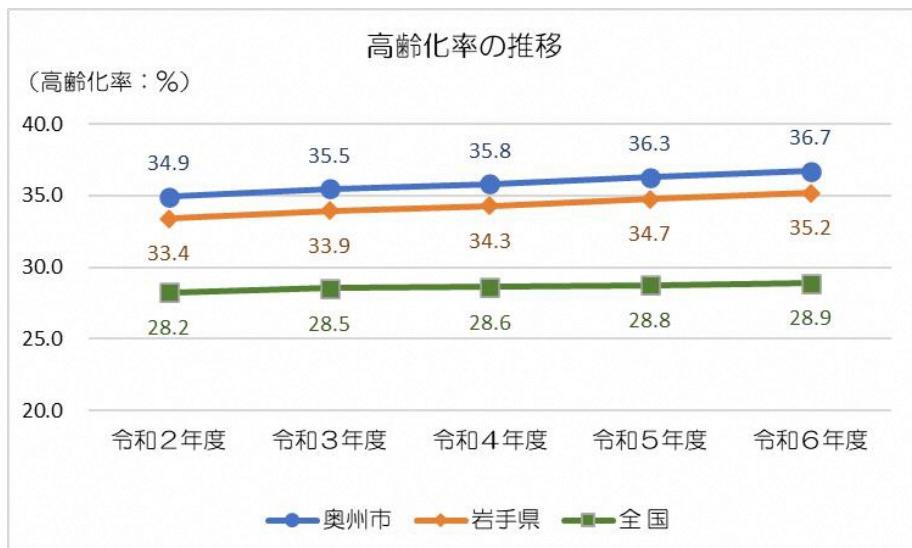
高齢化率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
奥州市	34.9	35.5	35.8	36.3	36.7
岩手県	33.4	33.9	34.3	34.7	35.2
全国	28.2	28.5	28.6	28.8	28.9

単位 : %

資料：総務省「住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

注：データは各年度1月1日時点。高齢化率は（65歳以上人口計／総人口×100）で計算。



### 3. 在宅一人暮らし高齢者の状況

在宅一人暮らし高齢者（65歳以上）は、各地区において増加傾向にあります。

在宅一人暮らし高齢者						単位：人
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
水 沢	3,735	3,857	3,949	4,068	4,229	
江 刺	1,685	1,756	1,851	1,886	1,917	
前 沢	629	667	696	754	765	
胆 沢	625	666	668	726	760	
衣 川	179	188	191	199	200	
合 計	6,853	7,134	7,355	7,633	7,871	

資料：「奥州市の福祉」



#### 4. 障がい者の状況

障害者手帳を所持している人は、令和7年3月31日現在、6,598人で、内訳は、身体障害者手帳所持者4,004人、療育手帳（知的障がいのための手帳）所持者1,274人、精神障害者保健福祉手帳所持者1,320人となっています。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数						単位：人
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
身体障害者手帳	4,455	4,383	4,219	4,116	4,004	
療育手帳	1,201	1,214	1,137	1,166	1,274	
精神障害者保健福祉手帳	963	1,083	1,161	1,231	1,320	
合計	6,619	6,680	6,517	6,513	6,598	

資料：「奥州市の福祉」



## 5. 生活保護の状況

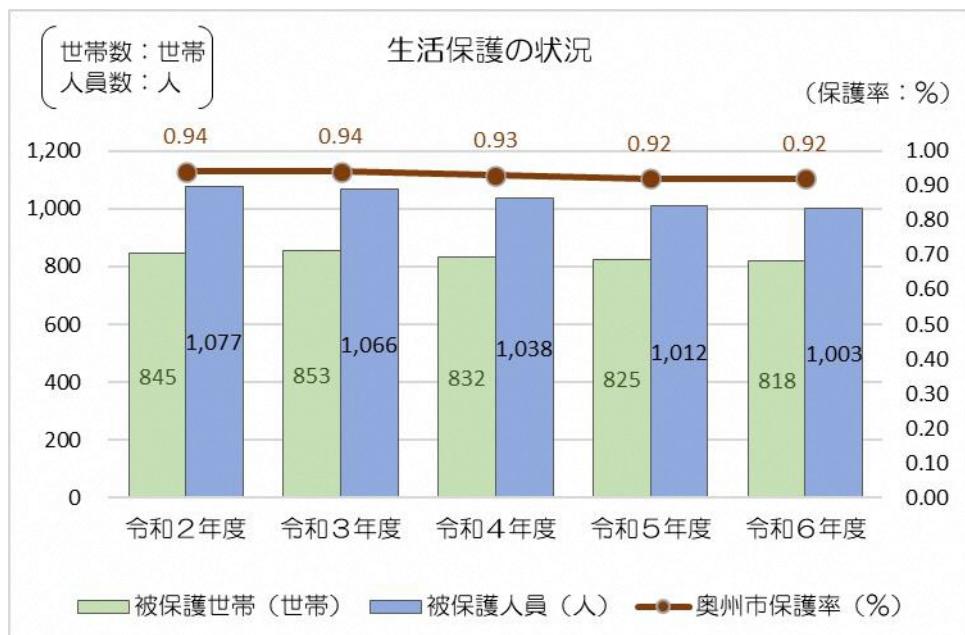
生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とした制度です。

令和6年度の生活保護の状況は、被保護世帯 818 世帯、被保護人員 1,003 人で、近年、微減傾向で推移しています。

生活保護の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯（世帯）	845	853	832	825	818
被保護人員（人）	1,077	1,066	1,038	1,012	1,003
奥州市保護率（%）	0.94	0.94	0.93	0.92	0.92
岩手県保護率（%）	1.05	1.04	1.05	1.05	1.09
全国保護率（%）	1.64	1.64	1.63	1.63	1.62

資料：「奥州市の福祉」



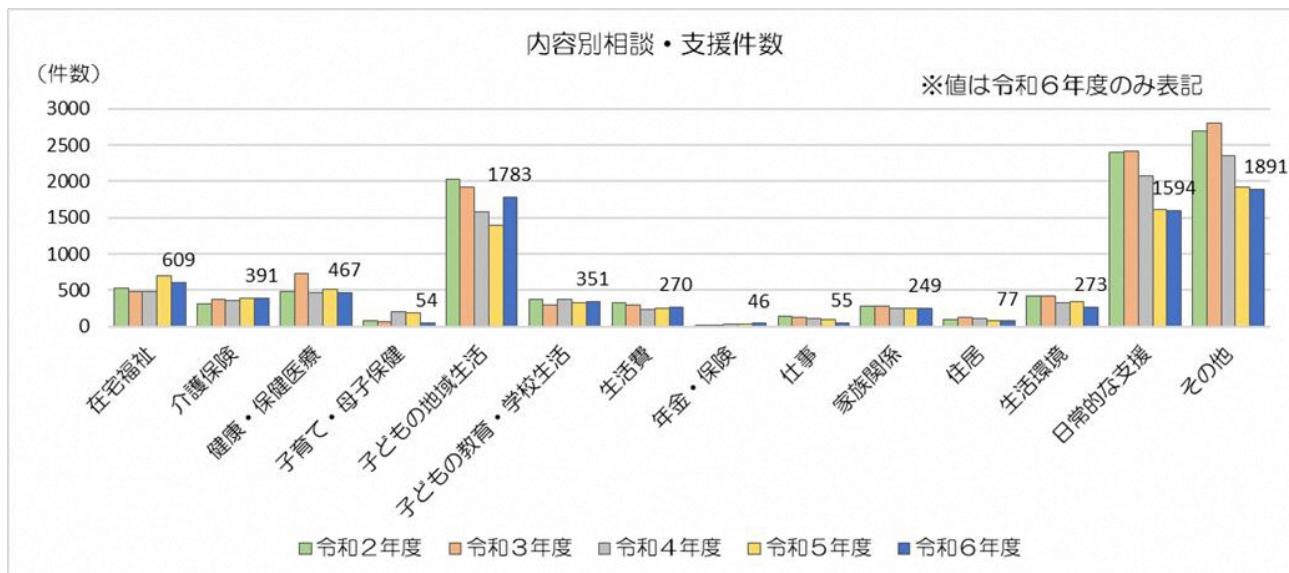
## 6. 民生児童委員の活動状況

奥州市では323人の民生児童委員を配置し、福祉活動の推進のために活動しています。

令和6年度の相談・支援件数は、8,110件で、その内容は多岐にわたっており、子どもの地域生活が多く、次いで日常的な支援、在宅福祉となっています。

内 容	年 度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(再掲) 民生委員 委員	主任児童 委員										
在宅福祉	535	(3)	489	(7)	478	(4)	701	(9)	609	(13)		
介護保険	314	(2)	380	(3)	357	(0)	395	(0)	391	(27)		
健康・保健医療	483	(1)	734	(2)	464	(2)	508	(2)	467	(37)		
子育て・母子保健	81	(29)	67	(25)	203	(27)	194	(16)	54	(6)		
子どもの地域生活	2,026	(205)	1,918	(202)	1,584	(180)	1,396	(187)	1,783	(153)		
子どもの教育・学校生活	380	(310)	298	(244)	369	(313)	332	(255)	351	(256)		
生活費	322	(2)	302	(3)	234	(4)	244	(10)	270	(18)		
年金・保険	17	(0)	20	(0)	36	(0)	34	(0)	46	(0)		
仕事	151	(2)	125	(0)	108	(5)	90	(1)	55	(3)		
家族関係	283	(1)	287	(3)	252	(2)	246	(8)	249	(30)		
住居	96	(1)	124	(4)	105	(0)	88	(1)	77	(4)		
生活環境	415	(4)	421	(1)	336	(5)	343	(3)	273	(15)		
日常的な支援	2,400	(21)	2,411	(27)	2,067	(31)	1,609	(22)	1,594	(88)		
その他	2,693	(37)	2,798	(40)	2,357	(78)	1,922	(58)	1,891	(95)		
計	10,196	(618)	10,374	(561)	8,950	(651)	8,102	(572)	8,110	(745)		

資料：「福祉行政報告\_民生委員活動状況」



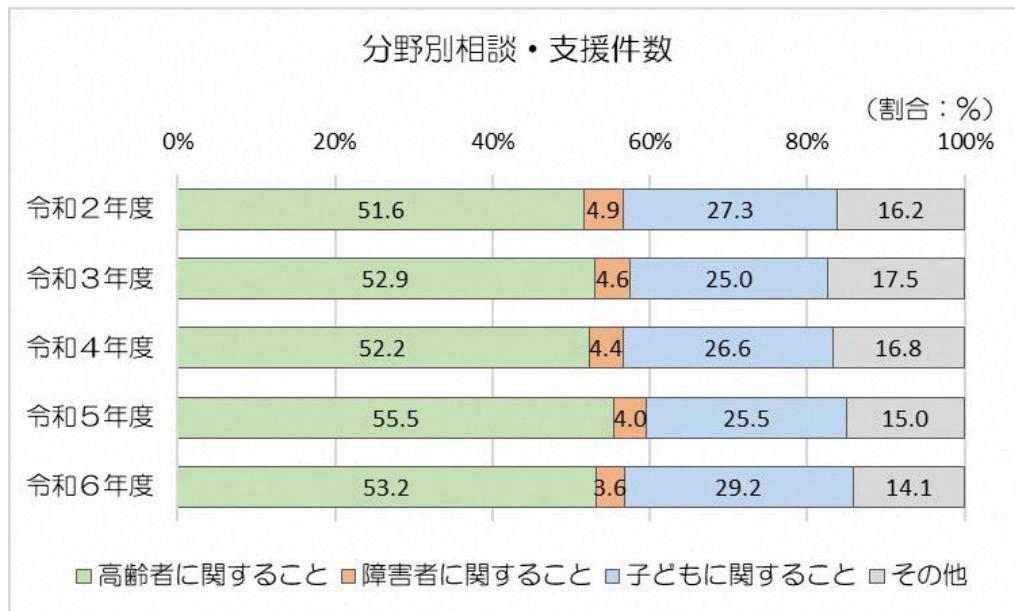
民生児童委員による分野別相談・支援件数については、高齢者に関することが約半分を占め、次いで子どもに関することが多くなっています。

分野別相談・支援件数

単位：件

分野	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
高齢者に関すること	5,261	51.6	5,491	52.9	4,675	52.2	4,495	55.5	4,313	53.2
障害者に関すること	504	4.9	480	4.6	398	4.4	325	4.0	289	3.6
子どもに関すること	2,782	27.3	2,591	25.0	2,377	26.6	2,068	25.5	2,367	29.2
その他	1,649	16.2	1,812	17.5	1,500	16.8	1,214	15.0	1,141	14.1
計	10,196	100.0	10,374	100.0	8,950	100.0	8,102	100.0	8,110	100.0

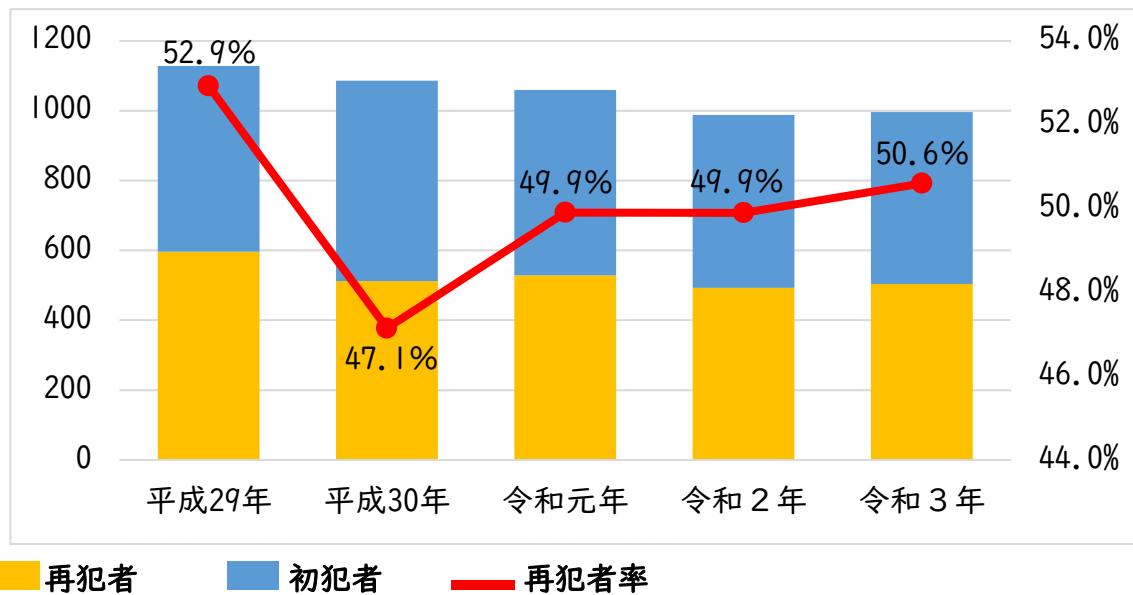
資料：「福祉行政報告\_民生委員活動状況」



## 7. 犯罪の傾向

令和3年における奥州市内の再犯者率（＝再犯者数／刑法犯検挙者数）は54.1%となっており、岩手県全体の平均50.6%を上回っている状況です。

### 岩手県刑法犯検挙人員・再犯者率の推移



※犯罪統計に記載される検挙人員に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたもの（少年データは含まれない）

## 8. 自殺死亡率の推移

全国、岩手県、奥州市ともに中長期的にみると減少傾向にあります。令和2年、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国の自殺死亡率は増加しています。

年度 区分	自殺死亡率の推移														単位:人口10万人当たり(人)
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
奥州市	30.9	31.3	29.9	19.6	25.5	25.8	20.1	16.4	13.7	18.2	14.9	20.4	12.6	19.1	21.3
岩手県	34.2	32.0	28.2	25.2	26.3	26.5	23.2	22.8	20.9	20.5	20.4	21.1	16.1	21.2	20.0
全国	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.4	17.4	17.4

資料:人口動態統計



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1. 基本理念

「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」

奥州市における地域福祉の基本理念は、「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」です。

この理念に基づき、住み慣れた地域で、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが個性や尊厳を尊重されながら支え合える「地域共生社会」を目指しています。

地域福祉を推進するためには、住民、地域、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、「自助・互助・共助・公助」、4つの視点が大切です。

自助 個人や家族でできることは自ら行う

互助 個人・家族だけでは解決できないことは地域の中の助け合いで解決を図る

共助 介護保険制度など制度化された相互扶助の仕組みを活用して解決を図る

公助 行政が行う公的扶助によって解決を図る

これらの4つの視点を地域の実情に合った形でバランスよく適切に機能させ、住民、地域、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが連携を図り、地域福祉を推進していくためには、市や社会福祉協議会による連絡・調整の役割が重要です。

また、少子高齢化の進行や財政状況などから「共助」や「公助」よりも「互助」や「自助」の拡充に視点が移りがちですが、行政の責任を明確にする必要があります。

### 2. 基本方針

誰もが身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無にかかわりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、ともに生活する「地域共生社会の実現」という考え方に基づいた地域社会の実現を図るために、住民が相互に理解し、支え合いを実践していくことが重要です。

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域全体の問題として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」の推進を図るために、基本方針の大項目に次の（1）から（3）までを定め取組を推進します。

#### （1）福祉で安心・安全な地域づくり

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯など生活課題を抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、介護、障がい福祉、児童福祉、生活保護など、各分野の制度に応じた対応を進めることは必要です。しかし、地域生活を送る中での生活課題は、買い物、通院、除雪など

多岐にわたり、全ての課題を各分野の制度だけで解決できるわけではありません。

地域生活課題を地域住民が自らの課題として捉えることが必要であることから、地域住民が課題解決に向け取り組む意識醸成を進めるとともに、住民組織が住民主体の新しい福祉サービスの検討を進める際の支援を推進します。

また、地域生活課題を住民が自らの課題として捉える意識醸成や仕組みづくりは、小地域ネットワーク事業を中心に進め、地域福祉活動の拠点は住民に身近な圏域で交流を図ることができる地域の集会所や地区センター等を中心に据えて地域の福祉活動を推進します。

近年、頻発している災害に対しては、平常時における見守り体制、避難支援名簿の整備、避難支援者との連携強化を図り、地域の防災意識の向上と突然の発災に対応できる避難支援体制の構築を目指します。

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として地域全体の問題として捉え、その課題を人と人、人と資源が世代や分野を超えて受け止められる包括的な支援体制を整備し、住民が地域で安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを推進します。

## (2) 地域福祉を支える組織づくり・人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るためにには、地域生活課題を地域全体の問題として捉え、住民自身が地域へ関わり、地域において積極的な福祉活動が展開される必要があります。

自家用車を持たない方など交通手段に困難を抱える方が、安心して地域生活を送れるように地域セーフティネット会議の活用により福祉ニーズを把握し、地域の状況に応じた移動支援を地域住民を中心となり検討します。

多様で複合的な地域生活課題に対応するためには、公的福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられることから、民間事業による新規事業の参入と制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、社会福祉法人によるニーズに応じた福祉サービスの提供を推進していきます。

また、地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組む担い手の確保と育成が必要であることから、福祉教育の充実、生き生きと活動できる環境整備を推進しながら、住民の福祉的意識の醸成や地域福祉を担う人材の確保と育成を推進します。

## (3) 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

これまでの福祉サービスは、介護、障がい福祉、児童福祉、生活保護など対象者のリスク別の制度が発展し、必要な専門的支援を提供してきました。一方、制度の狭間の課題やひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050 問題などの複雑化・多様化した地域生活課題、さらには生きづらさによる自殺の問題は、特定の分野だけでは解決が困難なケースもあります。解決が困難な地域生活課題を包括的に受け止め、関係機関や分野を越えた庁内連携で包括的な支援を推進します。

他者の支援が必要な判断能力や金銭管理に不安をもつ方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、権利擁護の体制整備を図り、関係機関と連携して支援します。

認知症の人が尊厳を保ちながら希望をもって地域で安心して暮らし続けることができるよう、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い共生する社会の実現を図ります。

多様で複合的な地域生活課題を抱える世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支援していくために、部局横断的な庁内連携体制を図り、課題解決に向けた方策を協議していきます。

また、安全で安心して暮らせる地域社会を築くうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大

きな課題となっていることから、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して暮らせる社会の実現に向け、関係機関と連携しながら再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

一方、我が国の自殺者数は、依然として1年間に2万人を超える状況にあり、奥州市においても、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として全庁的に取り組んできました。今後も、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、より一層の自殺対策の充実を図ります。

地域においては、地域セーフティネット会議を中心に地域生活課題を情報共有し、生活課題を抱える世帯の早期発見と見守り体制の充実・強化を図ります。

相談しやすい相談窓口と制度横断的に課題解決を図る重層的相談支援を構築し、アウトリーチによる課題把握に努めて、必要な時に必要な支援が届けられる体制をつくります。

相談はどこの窓口で受けても断らず、住民が安心して相談できる体制を構築し、分野横断的かつ包括的な相談と支援体制の構築を推進します。

また、福祉サービス事業所が、サービス評価の必要性を理解し、積極的に第三者評価を受審するように普及啓発の取り組みを推進します。

#### (4) SDGs の観点

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で、2016年から2030年までの15年間に、国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。また、市でもSDGsに資する取組を、市民とともに身近なものとして取り組めるよう、市の特徴などを取り入れた「奥州市版SDGs」を令和3年11月に作成しています。

本計画の基本理念である「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」のための取組は、奥州市版SDGsの17の目標（ゴール）のうち、「1 共に生きる社会の実現を」など、7つの目標に関連します。次章「施策の基本方向」では関連する「奥州市版SDGs」のアイコンを表示します。



## 第4期計画奥州市地域福祉計画 体系図



# 第4章 施策の基本方向

## 1. 福祉で安心・安全な地域づくり

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として地域全体の問題として捉え、その課題を受け止められる住民主体の支援体制を構築し、住民が地域で安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを推進します。

市民を対象としたアンケート調査結果から浮かびあがってきた市民の意向（以下、市民の意向と表記）では、お住まいの地区（ご近所）の暮らしやすさについて、回答者の7割近くが「まあまあ暮らしやすい」を含め「暮らしやすい」と回答しています。お住まいの地区の良いと感じていることでは、「地区的住民同士のあいさつや声かけがある」が半数を超えていました。

また、地域でみなが安心して暮らすためにあつたら良いと思う活動では、5割以上的人が「声かけやあいさつ」と答えています。また、安心して暮らしていくために重要なことでは、「困ったときに相談できる相手や場所がある」ことをあげる人が55.8%で最も多くなっています。

災害時に心配なことでは、「避難が必要かの判断ができるか不安」と感じている人が55.0%と高い割合となりました。また、男性よりも女性で心配する割合が高くなっています。

＜関連する奥州市版SDGsのゴール＞



### 1-1. 地域住民相互による地域社会全体での包括的な支え合いの推進

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯など生活課題を抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、介護、障がい、子育てなど、各分野で今までと同様に制度に応じた支援を進めることは必要です。しかし、地域生活を送る中での生活課題は、買い物、通院、除雪など多岐にわたり、全ての課題を各分野の制度だけで解決できるわけではありません。また、地域生活課題は平常時だけにとどまらず、災害時に避難行動要支援者を避難させる体制構築も近年の課題となっています。

このような課題を解決するためには、地域住民同士の支援体制の構築が重要となることから、地域住民一人一人が地域生活課題を地域全体の問題として捉え、住民の福祉ニーズに対応して地域住民が主体となり新たな福祉サービスの創出を検討するなど、地域の中で支え合う仕組みづくりを進めます。

また、令和5年6月には、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って地域で暮らし続けることができるよう「共生社会を実現するための認知症基本法」が成立しました。認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を実現するための施策を総合的に推進します。

#### （1）地域の見守り体制の充実・強化

##### 【現状と課題】

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮者などが抱える生活課題の早期発見や解決のため、近隣者や民生児童委員等が協力して、日常的な見守りや声掛けが行われています。

しかし、地域住民の生活課題を情報共有する場がなく、支援につながりにくい場合、結果として民生児童委員に過度な負担がかかることがあるため、地域での支援体制の充実・強化が課題となっています。

また、認知症の人を地域で支える体制づくりのためには、誰もがかかる可能性のある認知症という病気を正しく理解し、認知症の人に対して偏見を持たずに正しく理解する必要があります。

#### 【施策の方向】

見守りや支援を必要とする方の近隣者やご近所福祉スタッフが中心となり、民生児童委員だけに頼らない地域の見守り体制の充実・強化を図ります。

また、関係課が取り組んでいる見守り支援事業を推進し、関係機関との情報共有を図りながら支援へつなげます。

共生社会の実現のために必要な認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めることができるように普及・啓発を図ります。

#### 【主な施策】

- ・見守り支援事業と関係機関との情報共有
- ・認知症に関する正しい知識と理解を深める普及・啓発や、認知症等の理由により自宅等に戻れなくなる恐れのある高齢者とその家族の支援
- ・地域セーフティネット会議の立ち上げによる見守り体制の構築

### (2) 日常生活を支え合う仕組みづくり

#### 【現状と課題】

市内各地区において、買い物、通院、除雪などの困りごとが優先する地域生活課題としてあげられています。これらの困りごとの解決には、既存の福祉サービスだけでは対応が十分ではありません。

このため、地域住民の支え合い活動の充実に向けて、協力者の確保や支え合いの仕組みづくりが必要とされています。

#### 【施策の方向】

様々な地域生活課題について、地域住民が、助けたり、助けられたりしながら課題解決に向け取り組むような場づくりや意識の醸成を図ります。

また、住民組織が住民主体の新しい福祉サービスを実施する、または協力者を発掘するなどの取組を検討する際には、社会福祉協議会が中心となって支援します。

#### 【主な施策】

- ・地域ケア会議による地域の共通課題の共有
- ・地域の要援護者の把握と日常の見守りや軽易な生活支援の取組推進
- ・住民主体の支え合い活動の取組事例や手引作成などの情報発進

### (3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり

#### 【現状と課題】

高齢者が身内や近隣との関わりあいを希望するものの、介護サービスの利用により関わりあいが少なくなる傾向があります。

このため、身近な人との関わり合いを深め、その人らしい生き方や生きがいにつながる環境づくりが課題となっています。

#### 【施策の方向】

その人らしい生き方や生きがいにつながるように、住民主体の生活支援活動に支えられ、地域と交流できる機会づくりを支援します。

#### 【主な施策】

- ・住民支援に関するアセスメント指導や研修会の実施
- ・住民による支え合い活動、生活支援サービスと介護サービスの連携推進

### (4) 助け合いを醸成する情報共有・情報発信

#### 【現状と課題】

地域においては、多様で複合的な生活課題を抱える世帯の増加や地域のつながりの希薄化、さらには個人情報保護の取扱いやプライバシー配慮の問題により、支援を必要とする世帯の把握が困難になり、必要な支援につながりにくい状況があります。

このため、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、情報の共有を図ることが課題となっています。

#### 【施策の方向】

地域の支援者で必要な情報を共有し、見守りやサービスにつなげるための体制を構築します。

また、地域生活課題を解決するために地域が主体となり解決していく仕組みをつくり、住民参加を呼びかけます。

#### 【主な施策】

- ・避難行動要支援者名簿による支援者間の情報共有の推進
- ・情報共有時する際の個人情報の取扱基準を示したガイドラインの策定

#### 【活動指標と目標】

##### 1-1. 地域住民相互による地域社会全体での包括的な支え合いの推進

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
ふれあいいきいきサロン実施数	265 か所	286 か所
みまもりおーネット登録事業者数 (地域見守り支援ネットワーク)	87 事業所	90 事業所
ささえあいの会登録者数／活動件数 (住民参加型在宅福祉サービス)	42 名／ 720 件	104 名／1,550 件
にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事業)	1,739 名	※現状維持 1,739 名

ボランティア協力店登録店舗数	61 店	※現状維持 61 店
住民支え愛マップ作成地域数	61 か所	168 か所
ご近所福祉スタッフ委嘱数	1, 159 名	1, 183 名
認知症サポートセンター養成者数 (養成講座終了者)	1, 287 名	1, 700 名

## 1－2．地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

地域生活課題を住民が自らの課題として捉える意識醸成や仕組みづくりについて、奥州市社会福進協議会が取り組む小地域ネットワーク事業を中心に進めます。

また、地域福祉活動の拠点は、住民に身近な圏域で交流が図ることができる地域の集会所や地区センター等を中心に据えて地域の福祉活動を推進します。

### （1）地域福祉活動の拠点づくり

#### 【現状と課題】

地域住民が地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うためには、生活課題を抱えた住民に限らず、誰でも気軽に立ち寄り交流を図ることができる居場所を住民に身近な圏域の中で設置する必要があります。

#### 【施策の方向】

行政区単位で実施する地域セーフティネット会議を基盤とした圏域で地域住民の主体的活動を促進します。必要に応じて地域生活課題を解決していく上で最適な圏域となるように住民理解を得ながら見直しを検討していきます。

誰でもいつでも利用できる地域の居場所をつくり、地域生活課題を早期に発見する場として地域の集会所や地区センター等の活用を検討していきます。

#### 【主な施策】

- ・地域住民の誰もが気軽に利用できる施設整備の促進
- ・地域住民が主体となり課題解決に取り組むための身近な圏域での活動の推進

### （2）地域福祉活動に向けた財源確保

#### 【現状と課題】

公費財源が不足する中で、地域住民が主体的に地域生活課題を解決していく取組を実施する際は、財源の確保が課題となります。福祉分野に限らない有効活用できる財源の検討と事業の効果・効率の向上を図る必要があります。

#### 【施策の方向】

財源難を理由に地域福祉の推進が消極的になることを避けるため、中長期的な公費財源の確保が必要であり、福祉分野に限らず、まちづくりと都市計画の推進に関連する補助金等の活用を検討します。

#### 【主な施策】

- ・まちづくり推進に関連する補助事業の活用推進
- ・都市計画の推進に関連する補助事業の活用推進

### （3）災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援

#### 【現状と課題】

個人の防災意識は高まりつつあるものの、災害時に他者の支援がなければ避難できない避難行動要支援者を避難させるための支援体制の構築状況は地域により差があるのが現状です。

避難行動要支援者が安全に避難できるように、地域の福祉関係者と自主防災組織との連携強化により、平常時からの見守りや避難支援体制の構築が課題です。

#### 【施策の方向】

避難行動要支援者名簿の更新を平常時から定期的に行い、市と社会福祉協議会が名簿情報を共有することで、突然の発災にも対応できる体制の構築を進めます。

災害時に機能する体制を構築するために、市は社会福祉協議会、民生児童委員、地域の福祉関係者、自主防災組織等との連携強化を進めます。

#### 【主な施策】

- ・平常時の避難行動要支援者名簿の定期更新と関係者間の情報共有の推進
- ・地域セーフティネット会議を活用した地域の避難支援体制構築のための取組推進
- ・災害発生の危険度が高い地域を優先した避難行動要支援者台帳の作成
- ・避難行動要支援者を含めた避難訓練の普及促進
- ・地域における見守りの体制強化の推進
- ・対象者を特定しない見守り活動と地域における孤立防止の推進

#### 【活動指標と目標】

##### 1－2. 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
災害時要援護者避難支援台帳整備人数	1,158名	1,200名
福祉避難所数	30か所	33か所
【再掲】にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事業)	1,739名	※現状維持 1,739名
【再掲】住民支え愛マップ作成地域数	61か所	168か所
【再掲】ご近所福祉スタッフ委嘱数	1,159名	1,183名

## 2. 福祉を支える組織づくり・人づくり

地域において積極的な地域福祉活動が展開され、誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、住民自身が地域へ関わることが不可欠です。住民自身が地域福祉を支える役割を持ち、主体的に地域と係わり、活躍できる地域共生社会を目指します。住民が地域生活課題を自分事として捉え、地域全体で支え合うという意識の醸成のため、情報発信や福祉教育を充実させるほか、地域における社会福祉活動への支援事業を推進します。

また、多様で複合的な地域生活課題に対応できる多種多様な地域福祉活動の担い手の確保と育成を図り、行政、関係機関、地域とが連携できる体制の構築を推進します。

市民の意向によると、前述したように、お住まいの地区の良いと感じていることでは、「地区の住民同士のあいさつや声かけがある」が半数を超えており、「買い物や通院、銀行などへ行くのが不便」との記述も多く寄せられました。

また、地域の活動への参加状況は、「清掃活動」への参加が全体の6割を占めましたが、「参加したことがない」人が14.6%いました。参加していない理由は、「仕事や家事で忙しいから」(41.5%)、「一緒に暮らしている家族が参加しているから」(27.3%)、「体力的に参加が難しいから」(19.9%)で、お一人おひとりの立場や状況によることが垣間見られています。

ボランティア活動への参加意向については、4人に1人が「参加したい気持ちはあるが、現状参加できる状況ではない」と答えていますが、男性の27.0%は「災害時などの非常事態に、できることがあれば参加したいと思う」と回答しています。

福祉教育の取組では、回答者の半数が「幼稚園、保育園、小中学校での、障がいの有無で分離しない、一緒に学び育つ環境の整備」が大切と回答していることから、個々の事情や意向に沿った、きめの細かい対応が求められています。

<関連する奥州市版SDGsのゴール>



### 2-1. 移動困難者の支援の仕組みづくり

生活の中で移動手段に困難を抱える移動困難者が、安心して地域生活を送れるように、地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり取り組んでいきます。

#### (1) 移動困難者の支援の仕組みづくり

##### 【現状と課題】

市内には、公共交通や流通機能の弱体化が進み、買い物や通院における目的地までの移動が困難な地域があります。自家用車を持たない高齢者や障がい者等にとって、主な移動手段はバスや電車等が考えられます。最寄りのバス停や駅までの距離が遠く、その間の移動も困難な場合があります。また、バス路線の廃止も進んでいます。

このため、移動困難者が、安心して地域生活を送れるように、各地域の状況に応じた移動支援の対策が必要とされています。

### 【施策の方向】

交通手段に困難を抱える方が、安心して地域生活を送れるように地域セーフティネット会議などを活用して地域の福祉ニーズや情報を把握し、タクシーや会社、社会福祉法人等が行うサービスの活用と地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり検討していきます。

### 【主な施策】

- ・民間活動の取組を促進させる奥州市都市再生整備計画等に定める取組の推進
- ・地域における福祉ニーズの確認と支援体制の構築

### 【活動指標と目標】

#### 2－1．移動困難者の支援の仕組みづくり

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
【再掲】にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事業)	1,739名	※現状維持 1,739名
【再掲】ささえあいの会登録者数／活動件数 (住民参加型在宅福祉サービス)	42名／720件	104名／1,550件

## 2－2. 地域福祉を支える地域団体の活動の推進

多様で複合的な地域生活課題に対応していくためには、地域福祉を支える様々な団体の活動を推進していくことが必要となります。

民間事業所による新規事業の参入、社会福祉法人の地域に根差した取組み、地域における社会福祉活動のさらなる推進に向け、情報発信や活動助成事業等を通じて支援します。

### (1) 新規事業の参入を促進させる支援体制

#### 【現状と課題】

多様で複合的な地域生活課題を抱える住民を支援する福祉サービスを検討する際に、既存の福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられます。

このため、様々な地域生活課題に対応するために、公的福祉サービスだけに頼らず、民間事業所が取り組む新規事業や持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービスなどの新しい社会資源の開発と活用が求められています。

#### 【施策の方向】

地域福祉を目的とする多様な新規サービスの振興と参入を促進し、公的福祉サービスとの連携を図ります。また、社会福祉の向上を目的とする新規事業の展開を検討している民間事業所が参入しやすい環境整備を推進します。

#### 【主な施策】

- ・新規事業の参入を促進するための情報発信
- ・みまもりおーネットを活用した職種多様な事業所参入の推進
- ・民間事業所の取組を促進させる奥州市都市再生整備計画等の推進

### (2) 社会福祉法人の地域での活躍を促進させる体制整備

#### 【現状と課題】

地域における福祉ニーズが高まっていることを一因として、近年、福祉サービスの提供主体が拡充しており、社会福祉法人においても地域に根差した取組が期待されています。平成28年の社会福祉法改正では、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえて「地域における公益的な取組」が責務として明記されました。しかし、福祉ニーズの把握が困難であり、また対応する人員や資金的な余力が十分でない法人もあることから、公益的な取組が進んでいないのが実情です。

社会福祉法人が地域社会の一員として、制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、事業所や施設の利用者だけではなく、地域に暮らす住民を支えることが必要となります。

#### 【施策の方向】

社会福祉法人は、地域生活課題に目を向け、地域の身近な福祉ニーズに対応した新たな福祉サービスの提供を検討します。奥州市社会福祉協議会が中心となり、社会福祉法人同士の情報交換や連携体制の整備を推進します。

また、市は地域の福祉活動の中心となる施設や事業に対しての活動支援を推進します。

### 【主な施策】

- ・住民に近く寄り添った事業を展開する奥州市社会福祉協議会への支援推進
- ・地域に根差した活動につながる事業の情報提供
- ・地域の福祉ニーズを把握し、情報共有の機会とする情報交換会等の推進

### (3) 地域における社会福祉活動の推進

#### 【現状と課題】

住民がボランティアを始めたいと思った際に、情報が整理されていないことが要因で、必要な情報が入手困難な状況にあることが課題となっています。新たに参画しようとする人、団体への支援に取り組み、市内のボランティア活動をはじめとする社会福祉活動の普及と発展に尽力する必要があります。

また、地域における社会福祉活動は、第3層の行政区による展開を想定していますが、地域によっては第2層の地区振興会などの負担が大きくなる状況が考えられることから、活動に対する支援と人材の育成が必要です。

#### 【施策の方向】

ボランティアに関心を持った人が機会を逃すことなく、ボランティア活動につなげてもらうために、情報をわかりやすく発信し、行動に移しやすい環境整備に努めます。

地域の社会福祉活動を担う組織が過度な負担感を抱えないように、専門職や助成事業等で支援することで、主体的な幅広い活動の推進を図ります。

また、ボランティア活動や地域福祉を推進する人材を広く育成し、それらが連携し、調整のとれる仕組みを構築します。

### 【主な施策】

- ・活動の内容を理解してもらうためのわかりやすい情報提供
- ・ボランティア活動のわかりやすい情報提供とマッチングの推進
- ・行政、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動センター、市民活動支援コーディネーター、生活支援コーディネーター等の連携推進
- ・地区振興会などの地域づくり活動団体、N P O 法人など市民公益活動団体に対する社会福祉活動の専門家の派遣支援
- ・福祉活動専門員による地域住民と協働し、相談者とともに課題解決に取り組む伴走型支援「伴走型」支援の展開

【活動指標と目標】

2－2. 地域福祉を支える地域団体の活動推進

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
ボランティア団体登録数	40 団体	※現状維持 40 团体
ボランティアコーディネート数	127 回	300 回
ボランティア団体連絡協議会の開催数	8 回	※現状維持 8 回
地域福祉活動に各種助成金を活用した団体数	(※1) 453 団体	(※2) 539 団体
【再掲】みまもりおーネット登録事業者数 (地域見守り支援ネットワーク)	87 事業所	90 事業所
【再掲】ボランティア協力店登録店舗数	61 店	※現状維持 61 店

※1 内訳：ネット会議 245、地区助成金 39、生活課題を抱えた世帯支援活動助成 3、歳末地域福祉活動助成 151、みんなの募金で福祉事業 10、福祉のまちづくり支援事業 5

※2 ネット会議及び歳末地域福祉活動助成の増

## 2－3．地域福祉を支える人材の育成

地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組むリーダーやボランティアが必要です。福祉教育の充実、様々な年代が生き生きと活動できる環境整備を推進しながら、住民の福祉的意識の醸成や地域福祉を担う人材の確保と育成を推進します。

また、地域で子どもや子育て世代を支える仕組みを構築し、顔がわかる関係づくりの推進と問題の早期発見につなげます。

### (1) みんなで地域を創っていく意識醸成と住民主体の活動推進

#### 【現状と課題】

近年、地域の住民同士の関係が希薄化し、地域の活動へ参加する住民が減少している傾向にあります。また、高齢化や人口減少が要因となり、地域福祉を推進する担い手が減少していることから、地域活動の停滞も懸念されています。

地域活動を開拓するためには、地域福祉を支える住民一人一人が地域福祉に関心を持ち、ともに支え合える関係を地域の中で形成していくことが重要です。

幼少期から地域と係わること、教育機関において福祉教育を充実させることにより、福祉に触れる機会を多く提供し、福祉的意識の醸成と主体性を図る必要があります。

#### 【施策の方向】

地域住民の福祉的意識の醸成のために、福祉に関する情報を正確にわかりやすく提供する仕組みの充実・強化を図ります。

福祉懇談会や各種制度説明会に、多くの住民が参加することで活発な意見交換が行われることを期待して、参加を促すはたらきかけを行います。

学校教育において、学校、地域、行政が連携し、ハンディキャップ体験や福祉施設訪問など様々な福祉教育が積極的に展開されるように支援します。

#### 【主な施策】

- ・各種制度の説明、意見交換を行う機会の提供
- ・福祉的意識の醸成と主体性につなげる活動と福祉教育の充実に向けた支援の推進
- ・先進的な活動事例の発信と地域の福祉ニーズに応える取組に対する支援
- ・地域の福祉活動の幅を広げていくための地域外の住民や団体との交流会、勉強会等の開催

### (2) 地域を担う人材の育成

#### 【現状と課題】

地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組むリーダーやボランティアが必要です。しかし、若者の地域参画が減っていることで、地域役員等の後任が見つからず、何年も同じ人が役職を担う、または兼務する状況が増加し、地域役員の高齢化と負担感の増加が課題となっています。若者を中心に、地域福祉を担う人材の確保や育成を幅広く図るとともに、福祉サービスや社会資源と結びつけながら、協働による取組が必要です。

また、地域の見守りを主に担う民生児童委員やご近所福祉スタッフは、地域福祉を支える重要な立場に

ありますが、地域ごとの意識の違いや仕事量の多さなどから、活動について負担感や悩みを抱えることが多く、成り手不足が生じています。地域福祉を支える一部の役職への負担が偏ったものにならないために、必要な環境整備を進め、活動の充実につなげる必要があります。

#### 【施策の方向】

次世代を担う子どもや若者が地域で活躍できる場づくりと、地域を支えることに役立つ研究や事業等を行っている若者に対し、企業等と連携しながら支援します。様々な年代が生き生きと活動できる環境をつくり、地域福祉活動を推進するリーダーやコーディネーターなどの育成を推進します。

また、民生児童委員等の負担軽減に向け支援するとともに、地域に民生児童委員の必要性を理解してもらい、成り手不足の解消に努めます。

#### 【主な施策】

- ・民生児童委員連合協議会への補助及び民生相談員の配置
- ・地域セーフティネット会議からの要請に応じたアウトリーチの実施
- ・地域生活課題に取り組む意欲がある若者の発掘とリーダーとして育成するための研修会の開催

### (3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり

#### 【現状と課題】

共働き世帯や核家族の増加、生活様式の多様化に伴い、住民同士の関係が希薄になってきています。地域では、孤立や不安を抱えながら子育てをしているひとり親世帯、片方の親がほとんど全ての家事・育児を一人で担うワンオペレーション育児の家庭、働きながら子育てしている家庭、待機児童の問題を抱えている家庭が増加しています。しかし、地域住民が若い世代と接点を持つ機会が少なく、考え方や困りごとを知る機会が少ないため、生活課題を抱える若い世代への支援につながりにくい課題があります。

#### 【施策の方向】

地域住民が参加する世代間交流等を行い、顔の見える関係をつくることで、気にかかる家庭を早期に発見できるように支援します。また、子育て世帯が地域の力や福祉サービス等を気兼ねなく活用できる環境づくりを進めます。

地域で子育て世代を支援する体制を構築することで、地域全体で子育てしているという雰囲気の醸成を目指します。

育児等に不安や悩みを抱える家庭を支援するための施策を推進します。

#### 【主な施策】

- ・子育て家庭と関わる機会においての子育てサービス等の周知
- ・医療的なケアを必要とする児童が就学前の保育所入所等を希望した場合に、常時対応できる体制構築の推進
- ・家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭への訪問支援員（ヘルパー）による家事・育児等の支援
- ・ファミリーサポートセンター等を活用した子育て世代の支援体制の推進

- ・地域セーフティネット会議を中心に据えた世代間交流の取組推進

#### (4) 福祉従事者の育成・確保に向けた仕組みづくり

##### 【現状と課題】

介護・福祉・保育に従事する人材は、生活を支えるために不可欠な社会基盤ですが、賃金水準が低調であることや、業務の多忙さなどから職業選択先として敬遠される等、人材の確保が難しい事態となっていますことから、福祉従事者の成り手不足は全国的にも課題となっています。

##### 【施策の方向】

福祉関連のサービスを担う人材の育成・確保に向けた施策を推進するとともに、専門性を必要としない、周辺業務のみを担当する介護助手や保育補助の参入を活用し、有資格者が専門性の高い業務に専念できる環境を整備する等、介護・福祉・保育現場の働き方改革を推進します。

##### 【主な施策】

- ・専門職志望者の就学支援や就労後の研修費用助成等、介護・福祉・保育専門職の養成支援
- ・介護・福祉・保育現場の働き方改革の推進を図る取組

##### 【活動指標と目標】

###### 2－3. 地域福祉を支える人材の育成

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数	10,124回	10,500回
民生委員・児童委員の相談・支援件数	8,110件	8,300件
福祉教育に取り組む小中学校数	13校	15校
福祉推進校数	26校	28校
住民懇談会の開催数	30回	30回
ファミリーサポートセンター登録者数／活動件数	1,118名／1,056件	1,200名／1,100件

### 3. 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

これまでの福祉サービスは、介護、障がい福祉、児童、生活困窮など対象者のリスク別の制度により提供されてきましたが、ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050 問題など制度の狭間にあり、かつ、複雑化・多様化した地域生活課題、さらには生きづらさによる自殺の問題など、特定の分野の取り組みだけでは解決が困難であることも少なくありません。このため、そのような地域生活課題に対しては、府内はもとより、多種多様な組織・団体による連携を強化し、包括的に取り組んでいくことが求められます。

また、地域生活課題に対する取り組みを通じて、地域における権利擁護の在り方を総合的に考え、住民に必要な支援につなげるための体制の構築を図ります。

市民の意向によると、共生社会に向けた取り組みでは、「お互いを理解しようとするコミュニケーションの推進」(47.2%) や「困ったときに気軽に相談出来る場の設置」(45.3%)との回答割合が高くなっています。

福祉分野で本市が力を入れるべき取り組みについて、4割近くが「地域での見守り・支え合いへの支援」、「身近な相談窓口の充実」をあげています。世代別では、10代では「施設や道路のバリアフリー化の推進」、20代～40代では「子育て支援の充実」、50代と60代で「身近な相談窓口の充実」、60代以上で「地域での見守り・支え合いへの支援」と、ライフステージに応じた課題への取り組みへのニーズが高くなる傾向がみられました。

保健分野で力を入れるべき取り組みでは、10代で「自殺予防の取り組み」、20代～40代で「妊娠期からの切れ目のない子育て支援」、50代以上で「認知機能低下の早期発見の取り組み」とする回答が多く、それぞれが上位を占めました。

市民が福祉関連の情報を入手する手段は、10代と20代では「インターネットやSNS」が、30代以上では「市の広報紙」が最も多くなっており、多様な発信ツールによる情報発信が求められています。



#### 3-1. 権利擁護の推進に向けた仕組みづくり

権利擁護支援が必要な方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が連携した支援体制の整備を図ります。

##### (1) 権利擁護に関する制度や事業の周知と利用支援

###### 【現状と課題】

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でなく、必要な医療・福祉サービスの利用や金銭管理に不安をもつ方、また身元保証人が存在しないために生活等に困難を抱える方は、今後さらに増加していくと考えられます。

成年後見制度、日常生活自立支援事業等を必要とする方が増える一方で、住民や福祉関係者に制度が十分に理解されていないこと、また制度を利用する際の手続きの複雑さが課題となっています。

### 【施策の方向】

支援が必要になっても、その人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、制度利用を円滑に進めるための体制整備や情報提供、利用支援の取組を進めます。

### 【主な施策】

- ・権利擁護に関する制度についての周知と理解の促進
- ・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組みの構築
- ・成年後見制度利用促進法や『奥州市成年後見制度利用促進基本計画』に基づく制度の利用促進を図る取組

### 【活動指標と目標】

#### 3－1．成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
日常生活自立支援事業に関する相談支援件数	1,480 件	1,600 件
成年後見制度市長申立て件数	15 件	25 件
権利擁護に関する相談支援件数	494 件	600 件

### 3－2. 包括的な支援の体制づくり

ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050 問題など個人や世帯が抱える生きづらさやリスクなどの課題が複雑化・多様化しています。

関係機関や分野を越えた府内連携で、課題を受け止める包括的な支援に取り組みます。

また、個人や世帯が抱える複雑化・多様化する課題は、相談支援だけでは解決しないケースがあり、就労支援など本人に寄り添ったアフターフォローを進めます。

#### (1) 制度の垣根を越えた包括的な支援体制

##### 【現状と課題】

生活していく上で生じる地域生活課題は、介護、障がい、子育て等にとどまらず、生活困窮、住まい、就労など「暮らし」と「しごと」の全般まで及び、各制度の枠組の中でのみ対応していくことには限界があります。特に、生活困窮者は住まいや就労などの課題を複合的に抱えている、自ら相談に行くことができない、さらには支援を拒否している場合などがあり、相談支援につながりにくい現状があります。

このため、関係機関や分野を越えた府内連携による包括的な支援が必要です。

##### 【施策の方向】

支援が届いていない方に支援を届けるためのアウトリーチ（訪問型支援）による継続的支援と支援関係機関との連携により潜在的な相談者を見つけていきます。

相談者の課題と支援に向けたニーズを整理し、利用可能な福祉サービスにつなげながら、府内関係各課と相談支援事業者とが連携を図りながら支援します。

また、支援の際は、本人や世帯が抱える問題の解決はもちろんのこと、生きる意欲や力、希望といった思いを引き出しながら支援を考えていきます。

##### 【主な施策】

- ・潜在的な生活困窮者と生活課題を抱える世帯を把握するためのアウトリーチ（訪問型支援）の推進
- ・府内関係各課と相談支援事業者とが連携した課題解決

#### (2) 課題を抱える世帯の支援に向けた全庁的な支援体制

##### 【現状と課題】

多様で複合的な地域生活課題を抱える世帯を包括的に支援していくためには、福祉、保健、医療の関係課はもちろんのこと、福祉分野以外のまちづくり、商工、農林水産、土木、防災・防犯、社会教育、環境、交通、都市計画等との全庁的な連携が必要です。

##### 【施策の方向】

「暮らし」と「しごと」を包括的に支援していくために、部局横断的な府内連携体制として関係課の情報共有を図る連絡会議等を開催し、課題解決に向けた方策を協議します。

##### 【主な施策】

- ・地域で安心して生活できる見守り体制の充実・強化と環境整備の推進

- ・障がいの有無に係わらない全ての職員が働きやすい職場づくり
- ・持続可能性や地域活力を高めるための、まちづくりと連動した公共交通の再構築
- ・地域づくり活動団体や市民公益活動団体との協働による男女共同参画への理解促進
- ・地域支援者と自主防災組織との連携による避難行動要支援者の安全な避難支援体制の構築
- ・抱える課題の段階に応じた就労支援を行うための就労関係支援機関との連携推進
- ・農福連携に向けた農業者と福祉事業所とのマッチング支援
- ・高齢者が支え手として社会参加できる仕組みづくりの推進
- ・福祉懇談会の開催

### (3) 制度の狭間の問題を見逃さない支援体制

#### 【現状と課題】

ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050 問題等の制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯が増加する一方、地域のつながりの希薄化、個人情報保護の取り扱いやプライバシー配慮の問題により、支援を必要とする世帯の把握が困難になっています。

高齢者、障がい者、児童等に対する虐待やいじめは、家庭や施設などで事態が深刻化して初めて周囲が気付くなど、対応が難しくなっています。このため、市民や施設職員等の意識啓発、関係機関等との連携体制により、防止と早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

また、複合的な生活課題を抱える世帯の対応には、地域住民の見守りと支援だけでは対応が困難です。

このため、専門機関や専門職員による定期的な訪問と同行支援などを計画的かつ継続的に行うなど、地域の見守りと両輪で支援していく必要があります。

#### 【施策の方向】

悩みを抱える方の生活課題を地域の支援者間で情報共有するために地域セーフティネット会議を中心とした仕組みをつくり、生活課題を抱える世帯の早期発見と見守り体制の充実・強化を図ります。

また、相談しやすい相談窓口と制度横断的に課題解決を図る包括的な支援体制を整備し、アウトリーチによる課題把握に努めて、必要な時に必要な支援が届けられる体制をつくります。

#### 【主な施策】

- ・制度横断的に課題解決を図る包括的な支援体制を整備し、相談者とともに課題解決に取り組む伴走型支援の推進
- ・適切な相談支援につなげるための相談しやすい相談窓口の設置

#### (4) 再犯防止の推進

##### 【現状と課題】

近年、全国的に刑法犯の検挙人数は大きく減少しているものの、そこに占める再犯者の割合は一貫して増加しています。総数に占める初犯者と再犯者の割合をみると、再犯者が半数以上を占めており、奥州警察署管内でも同様の状況です。この背景には、薬物違反者、罪を犯した高齢者や障がい者、非行のある少年が地域社会の狭間にあって、必要なケアを受けられないまま再犯に至るケースがあると考えられます。

このような情勢の下、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国が再犯防止推進計画を策定し、岩手県においても令和3年3月に『岩手県再犯防止推進計画』を策定したほか、奥州市では『奥州市再犯防止推進計画（令和5年度～令和9年度）』を策定して取り組みを進めています。

背景に、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が地域で暮らしていく上の諸問題が様々な分野にわたって絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」していることがあげられます。

地域共生社会の実現に向けては、包括的な支援体制づくりが求められ、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、新たな被害者を生まない地域づくり、誰一人取り残さない取り組みが必要です。

##### 【施策の方向】

犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようになりますことで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、以下の方針に基づき、再犯の防止等に関する施策に取り組みます。

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が連携し、国や県、民間団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、施策を総合的に推進します。
- ②生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識するとともに、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて、施策を行います。
- ③犯罪及び非行の実態を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じて効果的な施策を推進します。
- ④市民にとって再犯の防止等に関する施策が身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を分かりやすく広報等を行うことにより、広く市民の関心と理解が得られるものとします。

##### 【主な施策】

- ・就労・住居の確保等
- ・保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・学校等と連携した修学支援の実施等
- ・民間協力者の活動の促進等
- ・地域における包摂の推進
- ・再犯防止に向けた基盤の整備等

## (5) 自殺対策の推進

### 【現状と課題】

我が国の自殺者数は、平成 10 年以降、14 年連続して 3 万人を超える深刻な状態が続いていましたが、平成 18 年に「自殺対策基本法」が制定され、国を挙げて自殺対策に取り組んだ結果、平成 24 年に 15 年ぶりに 3 万人を下回りました。平成 22 年以降は 9 年連続の減少となり、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことから、自殺者数は 11 年ぶりに前年を上回りました。依然として 2 万人を超える人々が自ら尊い命を絶たれている状況にあり、また、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は世界の主要先進 7 か国の中でもっとも高く、非常事態はいまだに続いていると言わざるを得ません。

奥州市においては、平成 30 年度に『奥州市自殺対策計画』、令和 5 年度に『第 2 次奥州市自殺対策計画（2024 年度～2029 年度）』を策定し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として全庁的に取り組んできました。今後も引き続き、同計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない奥州市の実現を目指して、より一層の自殺対策の充実が必要とされています。

### 【施策の方向】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。その背景には、経済・生活問題、健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、「誰にでも起こり得る危機」と考えられます。

自殺対策は、「生きることの包括的支援」であり、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことであるという前提に基づき、様々な分野の「生きる支援」との連携を強化し、地域全体で取り組むことが必要です。

市では、いのち支える自殺対策推進センターが作成した「地域自殺対策政策パッケージ」を参考にしながら、全国的に実施することが望ましいとされている「基本施策」と、奥州市の自殺の実態を踏まえて実施する「重点施策」について、府内及び地域の関係機関が、それぞれの部署において自殺対策の視点を持ち、連携して自殺対策の推進に取り組みます。

令和 4 年 10 月に閣議決定された自殺総合対策大綱の基本方針に基づき、①生きることの包括的な支援として推進する、②関連施策との連携を強化し総合的に取り組む、③レベルごとの対策により総合的に推進する、④実践と啓発を両輪として推進する、⑤関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進する、⑥自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する、⑦SDGs との関連性、これら 7 点を奥州市の基本方針とします。

### 【主な施策】

- ・ 基本施策：①自殺対策推進のためのネットワークの強化、②自殺対策を支える人材の育成、③市民への啓発と周知、④生きることの支援、⑤子ども、若者への支援
- ・ 重点施策：①高齢者への支援、②生活困窮者への支援、③働き盛り年代への支援

【活動指標と目標】

3－2. 包括的な支援の体制づくり

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
包括的相談支援事業における相談件数（実件数）	4,078 件	5,000 件
生活困窮者自立支援制度による支援終結割合 (支援終結件数÷支援プラン数)	56%	60%
【再掲】住民懇談会の開催数	30 回	30 回
奥州警察署管内における再犯者率	(※1) 54.1%	(※2) 53.5%
自殺死亡率（人口 10 万人対）	(※3) 17.66	(※4) 15.0 以下

※1 令和5年度現在値

※2 令和9年度想定値

※3 令和1年～令和5年の平均値 ] 単年での評価が難しいことから第2次奥州市自殺対策

※4 令和6年～令和10年の平均値 ] 計画と合わせて5年平均の値とする。

### 3－3．必要なサービスにつなげる体制づくり

複雑化・多様化する地域生活課題と福祉ニーズに対して制度横断的な相談支援体制を構築し、どこの窓口で相談を受けても断らずに適切な支援につなげていきます。

また、必要な福祉サービスの情報発信に努めます。

#### (1) 住民に身近な相談支援体制の整備

##### 【現状と課題】

住民が生活課題を抱えたときに、どこの窓口で相談したらよいかわからないことから課題を抱え込んでしまう状況や相談窓口があること自体を知らず支援につながりにくい状況があります。

このため、各担当部署は、必要な情報提供と住民が相談しやすい雰囲気づくりに努める必要があります。

また、情報を得るための手段と媒体が限られている方には、身近なところで情報を得られる環境が必要です。

##### 【施策の方向】

住民の身近に既存の相談窓口があることを、正確に理解しやすく伝えられるような情報提供の方法を検討します。

また、複合的な生活課題を抱える世帯の相談をどこの窓口で受けも断らず、適切な支援につなげて住民が安心して相談できる体制を構築します。

##### 【主な施策】

- ・福祉サービスの制度が理解しやすく、相談窓口が一目で確認できるパンフレットの作成と窓口配架
- ・市公式ホームページのほか、SNS、メディアを活用した積極的な情報発信の推進
- ・相談から福祉サービスの利用までが円滑に行われるような体制の構築
- ・制度の狭間及び複合的な課題に、庁内関係各課と関係機関が連携して解決に取り組む体制の構築
- ・障がい者が地域で安心して暮らしていくよう、地域生活への移行や定着に向けた支援体制の整備

#### (2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり

##### 【現状と課題】

これまで住民からの相談に対しては、制度や事業ごとに各担当分野で対応することを基本としてきました。しかし、住民が抱える地域生活課題と福祉ニーズは複雑化・多様化が進み、一つの分野だけでは相談から支援までを通して対応することが困難になっています。

このため、複雑化・多様化している相談内容に対応できるよう、相談業務を担当する社会福祉従事者の相談援助技術や適切な支援につなげるコーディネート技術の向上が求められています。

##### 【施策の方向】

地域生活課題と福祉ニーズの複雑化・多様化が進んでいるため、制度や事業ごとに分断された支援を行うのではなく、分野横断的かつ包括的な相談と支援体制の構築を推進します。

相談内容が担当分野外の内容の場合でも、まずは主訴を聞き取り、しっかりと受け止めます。

問題を解決するために制度横断的な対応が必要だと判断した場合は、適切に関係者や関係機関につなげ

るため相談支援機関の相互理解と連携を図ります。

また、支援する側の支援方法の明確化、連携、役割分担を進めます。

#### 【主な施策】

- ・職員研修等による相談業務を担当する社会福祉従事者の相談支援とコーディネートの資質向上の推進
- ・ケアプラン点検、自立支援型地域ケア会議、ケアマネジメント支援研修会などのスキルアップ支援
- ・制度の枠を超えた柔軟で幅広い活動を行うことが可能な福祉活動専門員による継続支援
- ・庁内関係各課の連携体制の構築
- ・関係機関で福祉課題を共有し調整

#### (3) 利用者のサービス選択を確保する体制づくり

##### 【現状と課題】

福祉サービス事業所はサービス評価を行うことで、現状を把握し、改善のための課題を明らかにして、サービス事業所全体の質と提供する福祉サービスの質の向上につなげることができます。しかし、福祉サービス事業所は、積極的に自己評価や第三者評価に取り組むこととされていますが、第三者評価を施している福祉サービス事業所は少ない現状にあります。

サービス評価の結果が住民に開示されることは、福祉サービスを選択しようとする利用者や家族がサービスの選択の幅を広げることにつながるため、第三者評価の取り組みを促進する必要があります。

##### 【施策の方向】

福祉サービス事業所が、サービス評価の必要性を理解し、積極的に第三者評価を受審するように普及啓発の取り組みを推進します。

福祉サービス事業所が展開する福祉サービスの情報について、インターネットを活用した情報発信に努めるとともに、パンフレットを相談窓口と相談支援機関に配架することにより、住民が情報を得やすい環境を構築します。

#### 【主な施策】

- ・社会福祉法人指導監査での第三者評価の活用状況の確認
- ・インターネットを活用した福祉サービス等の情報発信とパンフレットの窓口配架

## 【活動指標と目標】

### 3－3．必要なサービスに繋げる体制づくり

活動指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)
第三者評価を受審した福祉サービス事業所数	0 事業所	1 事業所
ホームページで情報公開をしている所轄社会福祉法人数	25 法人	25 法人
【再掲】包括的相談支援事業における相談件数（実件数）	4,078 件	5,000 件

# 第5章 計画の推進方策

## 1. 計画の進捗管理

### (1) 分野別の個別計画との調和

地域福祉計画を他の福祉分野の個別計画の上位計画に位置付け、『奥州市こども計画』、『奥州市健康増進計画』、『奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『奥州市障がい者計画』、『奥州市地域医療介護計画』、『奥州市再犯防止推進計画』、『奥州市自殺対策計画』など分野別の個別計画との調和を図りながら、地域住民の福祉と健康づくりを推進します。

### (2) 総合的なコミュニティ施策

地域福祉活動を進めるにあたり、地域で発見された地域生活課題全般を受け止める総合的なコミュニティ施策が必要です。年齢や障がいの有無、程度や種類といった従来の福祉の枠にとらわれず、多様で複合的な地域生活課題に対応するためには、防災や防犯、教育や文化、就労、公共交通、まちづくり、住宅など、幅広い視点で取り組みます。

### (3) 包括的支援体制による支援

制度的に位置づけられた公的福祉サービスが適切に提供されるように努めるとともに、複合的な地域生活課題を抱える住民や世帯には、府内の各部署で連携しながら分野を越えた包括的支援体制により相談者に寄り添った支援を推進します。

住民による地域福祉活動、福祉サービス事業所による福祉サービスと公的福祉サービスとが互いに働きかけ合い、住民が地域で安心して暮らし続けることができるよう努めます。

- ・住民による地域福祉活動が疲弊することなく継続できるように活動の基盤整備に努めます。
- ・地域福祉活動の中心的な役割を担う奥州市社会福祉協議会を支援するとともに、連携を図りながら協働により地域福祉を推進します。
- ・各種広報活動等を通じて、地域福祉の「支え合い・助け合い」の浸透を図り、地域で暮らしやすい環境を整えるための啓発に努めます。
- ・住民に寄り添った支援を行うために、府内の各部署や関係機関との連携を図るなど包括的支援体制の構築に努めます。

### (4) P D C Aサイクルに基づく進捗管理

本計画では、P D C Aサイクル（P L A N（計画）→D O（実施）→C H E C K（チェック・評価）→A C T I O N（改善））に基づく進捗管理の仕組みを位置づけ、毎年度のローリングの実施により、住民満足度や成果などが得られない事業は、積極的に再構築を図ります。

## (5) 計画推進のための各分野の取組

年齢を重ねても、障がいがあっても、誰もが住みなれた地域の中で、自分らしい生き方を全うしたいと考えるとき、公的制度による福祉サービスで支援していくだけでは全ての福祉ニーズには対応できず、支援が十分でないことが明らかになってきています。

基本的な福祉ニーズは公的福祉サービスで対応することを原則としますが、制度の隙間を埋める分野を越えた包括的相談体制による支援の提供も必要です。また、地域には多様で複合的な地域生活課題が潜在しており、課題解決に対応するための地域の福祉活動は、地域に暮らす住民一人一人の協力・参画が必要です。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人一人が生きがいのある暮らしを送り、地域をともに創っていくための取組を次のように位置付けます。

### ア. 個人・家族の取組

家庭は、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につける場として、最も重要な場所です。子どもの頃から相手を思いやり互いに理解する心を育むこと、また地域には様々な人が生活しており、互いにつながりを持ち、支え合い、助け合うことが大切であることを一人一人が理解できるように家庭で教えることが必要です。

- ・家族一人一人がそれぞれの役割を認識し、お互いを尊重しながら、思いやりと助け合う意識を持つよう努めます。
- ・家族で地域行事に参加することで、住民同士が互いにつながりを持ち、お互いに支え合い、助け合いながら生活をしていることを自然に身につけ理解していきます。

### イ. 地域コミュニティ（自治会・町内会及び自主防災組織）の取組

地域で行う活動や行事に参加することは、住民同士のつながりを築くきっかけとなります。つながりを築くことにより、その地域における潜在的な地域生活課題が明らかになり、把握することができます。

- ・地域コミュニティで抱える地域生活課題を共有し、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携しながら、地域生活課題の解決に向け自主的に取り組む仕組みの構築に努めます。
- ・自主防災組織は、平常時から防災意識を高め、災害時には避難行動要支援者の避難支援に迅速に対応できる体制の構築に努めます。

### ウ. ボランティア・市民活動団体の取組

ボランティア・市民活動団体は、特定の目的をもって組織された機能的な団体として意欲的に活動するため、これから地域福祉の担い手として期待されます。ボランティア・市民活動団体は、目的に賛同する自発的なメンバーによって開拓的で即応的な活動ができるため、地域とのつながりを推進していくための活動に関する情報を積極的に発信するとともに、参加を希望する住民を受け入れる体制を構築していく必要があります。

- ・ボランティア・市民活動団体が町内会等の自治組織と交流を図りながら活動することで、地域における支え合いの担い手として、より一層活発な活動が期待できます。
- ・ボランティアに関心がある人の参加を促すとともに、支援を必要としている方の地域生活課題と、ボランティアに参加する人の意欲や技能を結びつけられるように活動に参加しやすい環境づくりに努め

ます。

#### エ. 民生児童委員及び地域の福祉関係者の取組

民生児童委員は、行政等と協力しながら、生活支援を必要とする方への相談や援助活動を行うとともに、地域の見守り、子育てサロン、ふれあいサロンなどの地域活動を通じて、一人暮らし高齢者の見守りや悪徳商法被害の防止、児童虐待防止や家庭内暴力への対応、ひきこもりへの支援など、地域福祉の中心的な役割を担っています。

住民の地域生活課題に対して適切な支援を行うため、関係機関と情報共有しながら、地域の福祉関係者の協力のもと円滑に活動できる地域の支援体制を構築し、自治会長・町内会長、行政区長等と協働して、問題発見時の連絡通報体制の整備と相談支援活動の充実を図ります。

- ・住民の身近な支援者である民生児童委員等の地域の福祉関係者は、研修や会議に積極的に参加し資質の向上に努めます。
- ・民生児童委員等は地域で困っている方やその家族に対し、行政や市民活動団体、福祉サービス事業所等との情報交換を行い、連携しながら相談と支援に努めます。

#### オ. 社会福祉法人及び福祉サービス事業所の取組

社会福祉法人及び福祉サービス事業所は、福祉サービスを提供するための高度で専門的な知識や技能を有し、支援を必要とする方の福祉ニーズに適確に対応しています。

社会福祉法人等が持つ専門的な知識や技能、様々な福祉サービスのノウハウ等は、貴重な地域社会資源であり、地域で発見された専門的な対応を要する課題や困難な事例に対応することができます。一方、福祉サービス事業所を利用していない対象者は、生活課題の発見が遅れることがあることから、地域住民と協働で生活課題の早期発見と早期解決に向けて取り組む必要があります。

- ・支援を必要とする方に対して、適切な福祉サービスが提供されるように体制の構築と人材の確保に努めます。
- ・地域生活課題の早期発見と早期解決に向け、地域住民と協働した取組を推進します。
- ・地域の身近な福祉ニーズに対応した新たな福祉サービスの提供を検討します。

#### カ. 企業の取組

多様で複合的な地域生活課題を抱える住民を支援する福祉サービスを検討する際に、既存の福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられます。様々な地域生活課題に対応するために、公的福祉サービスだけに頼らず、民間事業所が取り組む新規事業や公益的な取組などの新しい社会資源の開発と活用が求められています。

- ・地域生活課題を解決するために、企業による社会福祉を目的とした公益的な取組の活用を検討します。

#### キ. 社会福祉協議会の取組

社会福祉協議会は、「地域住民が主体となって地域福祉の推進を図るための組織的活動を行うことを目的とする民間の自主的な組織」として位置づけられています。社会福祉協議会は、地域の様々な福祉関係者によって構成され、社会福祉法に基づいてこれら関係者間の連絡調整を行い、社会福祉活動を行う人々を支援する中立的で公共性の高い民間団体です。

社会福祉協議会が、営利・非営利、公的・民間を問わず様々な個人・団体などとの協働によって、多様

な福祉ニーズや地域生活課題に応える活動や事業を開発し、行政施策へつなげる公民協働の場を提供する役割は、地域福祉の推進に大変重要です。

- ・地域における助け合いや福祉活動への参加など住民の自主的活動を推進するとともに、地域福祉推進団体等への活動支援を推進します。
- ・自治会や行政区などの身近な小地域を福祉活動の基本圏域とした日常の支え合いや見守り活動の取組支援を推進します。
- ・住民のボランティア活動を支援し、登録、斡旋、相談、解決などのコーディネート業務を実施します。また、ボランティア活性化に向けた取組を推進し、各団体間のネットワーク強化に努めます。
- ・地域生活課題を解決するために、市内の相談機関との連携体制を構築し、お互いに取り組んだ相談ケースから解決の方法を共有し合うことで、相談機関の能力向上を図ります。
- ・地域住民及び町内会等の自治組織、福祉関係者、ボランティア、社会福祉施設はもとより、福祉分野の枠組を超えた団体や機関が地域生活課題の共通理解を図り、役割分担をしながら一丸となって奥州市の福祉を高める活動を推進します。

## 2. 包括的な支援体制による事業の推進

### (1) 重層的支援体制について

共働き世帯や核家族の増加、生活様式の多様化に伴い、ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050問題など制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯が増加しています。また、誰にも相談できない深刻な課題を潜在的に抱えている方、支援者のフォローを求めている方もいます。これら複雑化・複合化した地域生活課題は、相談を受けた支援機関の担当分野を超えててしまうこともあり、解決が困難な事例もありました。

このため、引き続き、第4期奥州市地域福祉計画では、地域生活課題について総合的に相談に応じ、分野の縦割りを越えて関係機関が協働して解決するために、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に推進していくこととし、以下の実施計画のとおり「奥州市重層的支援体制整備事業」を実施します。

### (2) 奥州市重層的支援体制整備事業実施計画

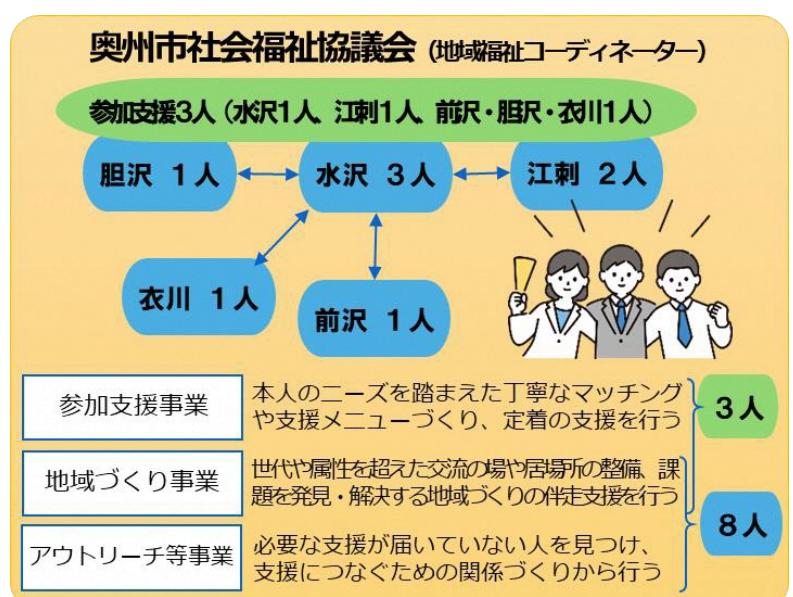
#### 【事業の推進体制】

##### ア. 包括的な相談支援体制の構築に向けた多機関協働推進員の配置

本市は、高齢分野の地域包括支援センターが行ってきた多職種や官民連携による「地域包括ケアシステム」が、今後は全分野において支援の基本的体制になるものと考え、令和7年4月の重層的支援体制整備事業の開始に合わせて、市直営の基幹型地域包括支援センターを全世代型の機関として位置づけ直し、重層的支援体制整備事業を主管する「地域共生社会課」としてリニューアルしました。基幹型センターの相談機能やノウハウ、ネットワーク等を活用し、分野を超えた相談に対応するとともに、多機関協働事業を担う「多機関協働推進員」を配置し、支援者支援や分野間の連携促進の取組を進めることで、世代や属性を問わない「包括的な相談支援体制」の構築を図っています。

##### イ. 地域福祉コーディネーターの配置による参加支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援・地域づくりに向けた支援の一体的な実施

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会が実施してきた地域セーフティネット会議や福祉活動専門員の配置など地域福祉分野の取組が、重層的支援体制整備事業で実施する「参加支援事業」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、そして「地域づくり事業」の取組と合致することから、奥州市社会福祉協議会への業務委託により専任職員「地域福祉コーディネーター」を配置し、これら3事業を一体的に実施しています。



## 【各事業の内容及び実施体制】

### ①包括的相談支援事業

既存の相談支援窓口を活用しつつ、他分野の相談があった場合や世帯内に他分野の支援ニーズがあつた場合などには、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います（従来の機能を維持する基本型）。

受け止めた相談のうち、単独では解決が難しい事例については、各種支援機関と連携を図りながら支援を行うとともに、支援関係機関間の役割分担や課題の整理が必要な場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

分野	事業名	事業内容	実施方法	箇所数	所管課
高齢	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるように、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携しながら、総合的な支援を提供	委託	8	地域共生社会課
障がい	(1) 基幹相談支援センター (2) 障がい者相談支援事業	障がい児・障がい者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供・助言・連絡調整、その他の支援を総合的に提供	委託	(1) 1 (2) 11	福祉課
子ども	利用者支援事業 (1) 特定型 (2) こども家庭センター型 (3) 妊婦等包括相談支援事業型	子どもやその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言・連絡調整等を実施	直営	(1) 1 (2) 1 (3) 1	(1) 保育こども園課 (2) こども家庭センター (3) 健康増進課
困窮	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者やその家族、関係者等からの相談に応じ、情報提供や助言・連絡調整を行うほか、就労の準備や住宅の確保、家計の改善など、さまざまな支援を提供	委託	1	福祉課

### ②参加支援事業

既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。対象者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間を調整のうえ、本人と支援メニューのマッチングを行います。また、既存の社会資源の拡充を図り、対象者のニーズや状態に合った支援メニューを作成します。

- ・地域福祉コーディネーターが、地域福祉分野のネットワークを生かし、自治会・行政区・地区振興会やそこで行われる活動、ボランティア団体、社会福祉法人のほか、農家や民間企業など福祉以外の分野も含め、多様な主体と対象者とのマッチングなどを行い、社会参加のニーズに対応します
- ・就労支援をはじめとする既存事業の活用や社会福祉法人連絡会との連携等により、本人のニーズを起点にした、新たな支援メニューの開発にも取り組みます

事業名	実施方法	箇所数	実施体制	所管課
参加支援事業	委託	1	参加支援を実施するため、奥州市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター3人を配置	地域共生社会課

### ③地域づくり事業

既存の地域づくり拠点の機能を維持し、連携を図りながら、地域の社会資源を幅広く把握・分析したうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を行います。また、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、住民同士が気にかけあう関係性が地域で生まれるよう促すとともに、分野や領域を超えて地域の担い手が出会いつながる場や機会が創られるよう支援します。

- ・地域福祉コーディネーターは、地区振興会との連携を深め、地区レベルでのニーズ把握や資源とのマッチング、モデル事業の検討などを行います
- ・また、行政区単位では、「地域セーフティネット会議」の拡充に向けた働きかけや、それに準ずる情報交換の場の開催支援などを行います

分野	事業名	事業内容	実施方法	箇所数	所管課
高齢	地域介護予防活動支援事業	いきいき百歳体操に取り組む住民主体の通いの場「よさってくらぶ」の立ち上げ・運営支援として、体験教室、体操指導・体力測定、重り・DVDの貸与などを実施	直営	1	地域共生社会課
高齢	生活支援体制整備事業	①地域生活支援コーディネーター（SC）による社会資源の把握と情報提供、支え合いの仕組みづくり ②協議体における関係機関との情報共有と連携体制づくり	直営 委託 (社会福祉法人)	直営1 委託1	
障がい	地域活動支援センター事業	障がい者等に対し創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を行う	委託 (社会福祉法人)	4	福祉課
子ども	地域子育て支援拠点事業	地域ごとに拠点（エンゼルプラザ1カ所、子育て支援センター8カ所）を設置し、①子育て中の親子の交流の場の提供と交流促進、②子育て等に関する相談及び援助、③情報提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等を実施	直営 委託 (社会福祉法人)	直営3 委託6	こども家庭課
困難	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域福祉コーディネーターが次の取組を実施 ①地域住民のニーズ・生活課題の把握 ②地域住民の活動支援・情報発信 ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開	委託 (社会福祉法人)	1	地域共生社会課

### ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに消極的な人などに支援を届けるため、訪問支援（アウトリーチ）等を通じた継続的な相談支援を行います。

- ・地域福祉コーディネーターが、地域セーフティネット会議に参画する地域の福祉関係者やサロン・よさってくらぶ等の通いの場からの情報、各分野の会議、支援関係機関とのネットワークなど、様々な社会資源を通じて情報を収集し、支援が届いていない人・世帯を早期に発見して支援関係機関につなぎます

事業名	実施方法	箇所数	実施体制	所管課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	委託	1	アウトリーチ等支援と地域づくりを一体的に実施するため、奥州市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター8人を配置	地域共生社会課

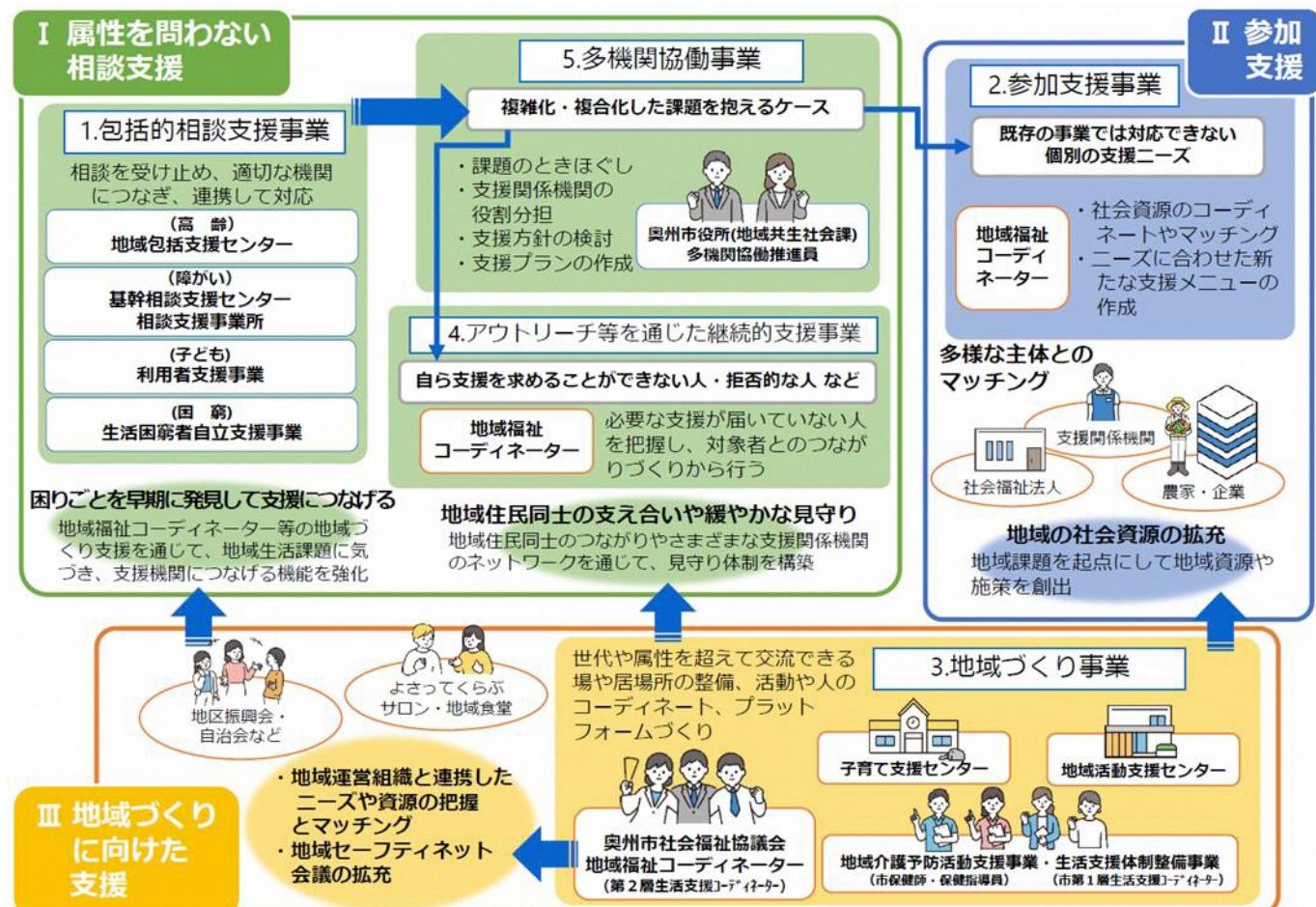
##### ⑤多機関協働事業

重層的支援体制整備事業の進捗状況等を把握し、相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市全体の支援体制の構築と支援者の伴走支援を行い重層的支援体制整備事業の中核を担う機関を設置します。具体的には、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援が適切かつ円滑に実施されることを目的とした重層的支援会議を開催し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

- ・奥州市役所に配置した「多機関協働推進員」が、複雰化・複合化したニーズを抱える事例等の相談に応じ、支援関係機関の支援を行います
- ・支援関係機関同士の連携が促進されるよう、地域共生社会課が中心となり、支援者同士の顔の見える関係づくりやツールづくりなどに取り組みます

事業名	実施方法	箇所数	実施体制	所管課
【新規】 多機関協働事業	直営	1	奥州市役所に多機関協働推進員を配置	地域共生社会課

#### ■奥州市重層的支援体制整備事業イメージ



## 【各種会議の開催】

重層的支援体制整備事業では、地域共生社会課が次の会議を開催し、円滑な支援と事業の進捗管理を図ります。なお、定期開催・随時開催を組み合わせるなど、支援関係機関からの相談に柔軟に対応するほか、同様の機能を持つ各分野の会議との併催や統合など効果的・効率的な運営について検討を進めます。

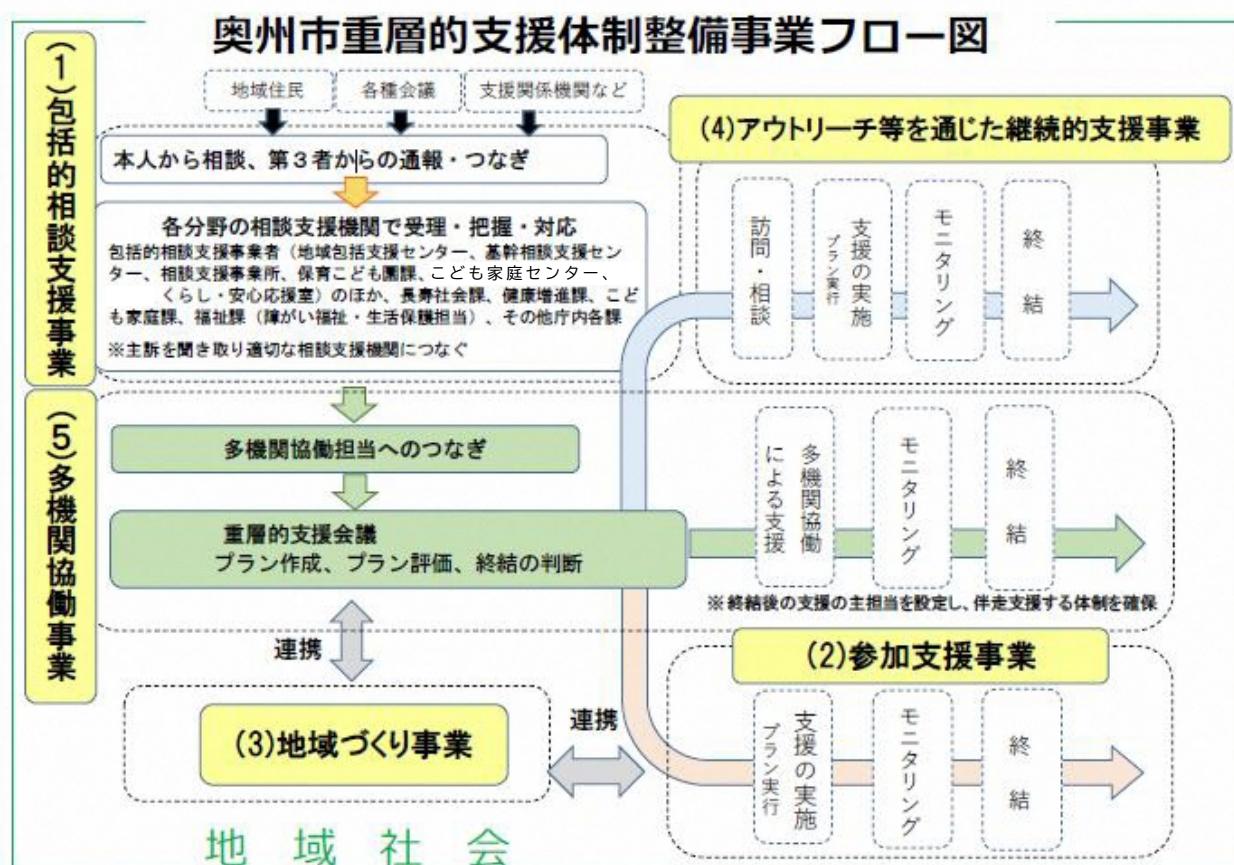
### ア. 重層的支援会議

重層的支援体制整備事業による支援を適切かつ円滑に実施するために、対象者本人の同意に基づき開催するもので、次の3つの役割を果たします

- ①支援プランの協議（多機関協働、参加支援、アウトリーチ）
- ②支援終結の判断
- ③社会資源の把握と開発に向けた検討

### イ. 支援会議

社会福祉法第106条の6に規定される会議で、構成員に守秘義務が設けられており、対象者本人の同意がない場合でも、構成員同士で複雑化・複合化した課題を抱える相談者について情報共有等を行うことができます。支援につながっていない潜在的な相談者を早期に発見でき、複数の支援関係機関等の情報共有と役割分担により、支援を受ける人やその世帯にとって適切なタイミングでよりよい支援が受けやすくなるといった効果が期待されます



## 【包括的な支援体制の構築と地域共生社会の実現に向けて】

本市では、重層的支援体制整備事業の実施を通じた「入口・出口支援」「相談支援体制の強化」「社会資源創出の仕組みづくり」の循環により、包括的な支援体制の構築と地域共生社会の実現を目指します。

### ア. 入口・出口支援の充実（潜在的ニーズへのアプローチ）

守秘義務のある法定の支援会議を設置することで情報共有が容易になり、福祉分野以外からも支援が必要な人の情報を得ることができます。そして、これまでのように相談者を待つのではなく、支援会議や関係機関・地域住民とのネットワークの中から相談者を把握し、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業でこちらから出向いて必要な支援につないでいきます（入口支援）。

把握した支援が必要な人に寄り添い、本人のニーズを起点とした伴走支援を実施します。本人が抱えるニーズにマッチする資源がない場合には、参加支援事業により支援メニューづくりから支援を行います（出口支援）。

これらにより、必要な人に必要な支援が届き、小火のうちに消火する、早期発見・対応を図ります。

### イ. 相談支援体制の強化（横連携と支援者支援）

各相談支援機関が包括的相談支援事業で相談を断らずに受け止め、1機関ではなく関係機関のネットワーク（横連携）で対応すること、世帯が抱える課題を解きほぐし支援を調整する多機関協働事業で支援者を支援することで本市の相談支援体制を強化し、相談者・支援者の双方の負担を軽減と生活課題の早期解決を図ります。

### ウ. 社会資源創出の仕組みづくり（地域も行政も）

参加支援事業を通じて相談者のニーズを起点に地域資源を活用し、支援メニューづくりを行っていきます。また、地域づくり事業で住民活動のコーディネートやサポートを行うとともに、福祉分野以外とも連携しながら、地域課題に気づき、解決に取組むコミュニティの形成や、地域課題を起点にした地域資源や施策の創出につなげていきます。

## 【他分野との連携】

市全体での包括的な支援体制を構築するためには、市役所庁内の関係部署とこれまで以上に連携とともに、支援関係機関をはじめとする庁外関係者との連携も必要です。

また、次表のとおり、厚生労働省社会援護局及び各関係省庁・部局から、重層的支援体制整備事業との連携について通知が発出されているほか、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）において、事業実施により包括的な支援体制を整備する効果として、「災害や感染症の流行等の緊急事態の発生時における支援体制の充実を図ることができる」「地域への意識と、暮らしや文化、価値観の多様性を受け入れる意識を育むことにつながる」などが示されています。

交付金対象の高齢・障がい・子ども・困難の4分野以外にも、さまざまな分野の施策と連携していくことが重要であり、地域共生社会課が中心となって庁内・庁外の連携促進に取り組みます。

### ■連携に関する通知

分野・制度・施策	通知日	分野・制度・施策	通知日
ひきこもり支援	R3. 3. 29	子ども・子育て支援施策	R3. 3. 31
自殺対策		生活困窮者自立支援制度	
児童福祉制度・DV被害者支援施策等		生活保護制度	
公共職業安定所等		成年後見利用促進に係る取組	
シルバー人材センター		社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等	
生涯現役促進地域連携事業		地域若者サポートステーション	R3. 4. 1
水道事業		消費者安全確保地域協議会	R3. 10. 1
保護観察所等		地域力創造施策	
地域生活定着促進事業		地方創生施策	R3. 12. 1
教育施策		農林水産施策	R4. 3. 1
子供・若者育成支援施策		地域循環共生圏に関する施策	R4. 6. 30
高齢者向け施策	R3. 3. 31	孤独・孤立対策	R6. 6. 24
障がい保健福祉施策		犯罪被害者等施策	R6. 7. 18

### ■その他の通知

名称	通知日
多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について	R3. 3. 31
重層的支援体制整備事業における社会福祉法人による「地域における公益的な取組」等の推進について	

### 【評価・検証】

奥州市地域福祉計画の進捗状況への意見・提言を行う「奥州市地域福祉推進市民会議」において、毎年の評価・検証を行い、P D C A サイクルに基づいた事業実施を図ります。

### 【活動指標と目標】

活動指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)
重層的支援体制による支援件数（重層的支援会議及び支援会議での検討ケース実件数）	8 件	25 件
アウトリーチ支援のプラン作成件数 (支援会議で検討した者も含む実件数)	(※ 1) ー	15 件
参加支援のプラン作成件数（実件数）	(※ 1) ー	10 件
地域セーフティネット会議の開催回数、参加人数（のべ）	750 回／7, 159 名	870 回／7, 830 名

※ 1 現状値「ー」は事業未実施による。

# 第3期奥州市障がい者計画（素案）について

概要版

議会全員協議会資料 令和8年2月5日 福祉部福祉課

## 1 概要

市町村は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等の推進を図るための施策に関する基本的な計画を定める必要があります。当市では「第2期奥州市障がい者計画」を策定し、計画的な障がい者施策の推進に努めてまいりましたが、現行の計画が令和7年度をもって終了することから、新たに次期計画を策定するものです。

昨今の障がい者福祉を取り巻く状況は、急速な少子高齢化・核家族化の進行や生活様式の変化により、年々複雑化・多様化しております。特に、高齢の親が中高年の障がい者の子を支える負担が大きくなり家庭の維持が課題となる、「8050問題」や、いわゆる「親なき後」の支援体制構築などが顕在化しており、障がい者の地域生活に必要な福祉サービスの充実や就労機会の拡大など地域格差の解消が課題となっております。

更には、これらの複合的な課題を解決するため、高齢福祉、児童福祉、保健・医療、教育など幅広い分野による包括的な対策を進めるとともに、依然として存在する障がい者に対する差別や偏見の解消など

## 2 計画期間

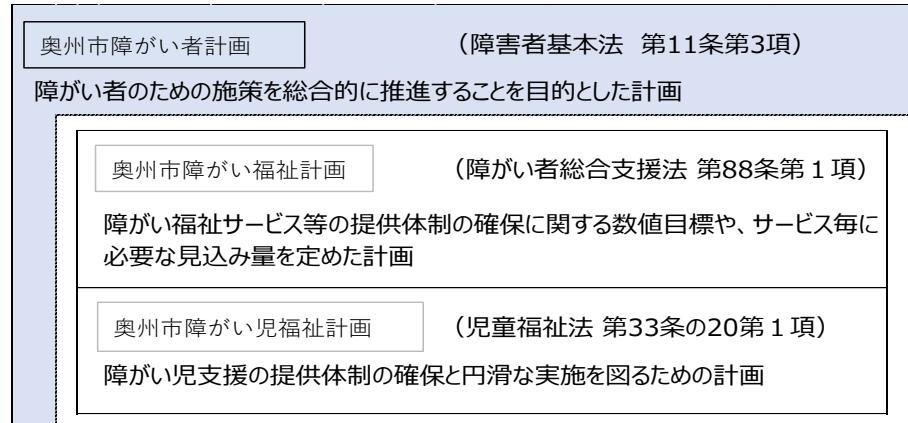
本計画は、これまで8年を周期として策定しておりましたが、『奥州市障がい福祉計画・奥州市障がい児福祉計画』は、国の基本指針に合わせ3年周期で策定していたことから、それぞれの計画期間に齟齬が生じてきました。

これを解消すべく、次期奥州市障がい者計画では、計画期間を令和8年度から14年度までの7カ年とし、令和15年度に3つの計画の始期を揃えるよう配慮しました。

社会全体の意識改革が必要です。

本計画の基本目標である、「障がいのある人の自立を支援し、地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して、また本市の障がい者施策の一層の推進を図るために、現行計画の成果と課題、障がい者の状況、国や県の障害者施策等を踏まえ、次期計画を作成するものです。

### 【 計画の構成イメージ 】



	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
障がい者計画	第2期 H30～R7年度		第3期 R8～R14年度	中間見直						第4期 R15～
障がい福祉計画	第7期 R6～8年度		第8期 R9～11年度		第9期 R12～14年度					第10期 R15～
障がい児福祉計画	第3期 R6～8年度		第4期 R9～11年度		第5期 R12～14年度					第6期 R15～

# 第3期奥州市障がい者計画（素案）について

概要版

## 3 策定に係る体制及び意見等の把握

### 【策定委員会】

計画策定にあたっては、障害福祉サービス利用者又はその家族、障害福祉サービス事業者、保健医療関係者、奥州市民生児童委員協議会、ボランティア団体、奥州市社会福祉協議会、教育関係機関、雇用関係機関、行政機関等からの推薦により、奥州市障がい者計画策定委員会（委員20名）を委嘱し、計画の検討を行いました。

### 【アンケート】

福祉サービス事業所及び利用者にアンケートを実施しました。

回答数 福祉サービス事業所 12件

福祉サービス利用者 296名

## 4 主な見直し箇所

### ① 第1節 障がい・障がい者理解の推進

重点目標1 ノーマライゼーション意識の普及・啓発活動の推進  
(5) 合理的配慮の実施

### 【課題】

障がい者に対する差別や偏見があることから、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消が必要です。

また、障害者差別解消法改正により、合理的配慮が令和6年4月1日から義務化されていることから、これを広く周知する必要があります。

### 【見直し箇所】

「合理的配慮の実施」と「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」について」を周知します。

### 【 奥州市障がい者計画の位置付け 】

#### 奥州市総合計画

#### 実施計画

#### 奥州市地域福祉計画

##### 子育て環境の充実

奥州市子ども計画など

##### 障がい福祉の推進

##### 奥州市障がい者計画

～障害者基本法に基づく計画～

本市における障がい福祉施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画

##### 健康づくりの推進

奥州市健康増進計画・  
奥州市自殺対策計画など

##### 高齢者支援の推進

奥州市高齢者福祉計画・  
介護保険事業計画  
など

##### 奥州市障がい福祉計画・ 奥州市障がい児福祉計画

～障害者総合支援法・  
児童福祉法に基づく計画～

##### 医療の充実

奥州市地域医療介護計画  
など

本市における障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などをまとめた計画

# 第3期奥州市障がい者計画（素案）について

## 概要版

### ② 第1節 障がい・障がい者理解の推進

重点目標1 ノーマライゼーション意識の普及・啓発活動の推進

#### (5) 合理的配慮の実施

##### 【課題】

聴覚障がい者の手話の使用が理解されないことがあるため、手話を必要とする人が、手話による意思表示や情報の取得を行いやすい環境を整備することが必要です。

##### 【見直し箇所】

「岩手県手話言語条例（正式名称：言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例）」について周知します。

### ③ 第4節 就労を通じた社会参加の拡大

重点目標2 一般就労への移行促進

#### (1) 就労選択支援事業所の利用推進

##### 【課題】

障がいのある方が就労するとき、本人に合った選択がしづらい状況があるため、障がいのある方が自分自身の働き方について深く考え、納得のいく選択ができるよう支援することが求められています。

##### 【見直し箇所】

令和7年10月1により施行されております「就労選択支援事業制度」の周知と活用を推進します。

### ④ 第5節 地域生活支援の充実

重点目標2 在宅福祉の充実

#### (1) 地域生活支援拠点等の充実

##### 【課題】

「親なき後」の地域生活を不安視する声が多くあるため、障がい児者の生活を地域全体で支える体制の構築が必要です。

##### 【見直し箇所】

「地域生活支援拠点等事業」の登録事業所の拡大、体制強化及び事業所間の連携を推進するとともに、多岐にわたる課題の解決策を見出すため、検討を進めます。

## 5 計画策定スケジュール

時 期	内 容
R 7.4.11	奥州市障がい者計画策定委員の就任同意及び委員推薦依頼
R 7.5.30	第3期奥州市障がい者計画策定方針決定
R 7.6.1	奥州市障がい者計画策定委員会委員委嘱
R 7.7.17	第1回奥州市障がい者計画策定委員会 計画の策定方針について・策定スケジュールについて・計画に対する意見照会
R 7.9.5 ～10.31	アンケート調査実施 (障がい福祉サービス利用者、障がい福祉サービス事業者)
R 7.10.9 ～10.31	現計画の評価及び見直し箇所等についての照会(府内関係各課)
R 7.12.23	第2回障がい者計画策定委員会 各意見照会、アンケートの結果について・計画(素案)について
R 8.1.28	市長・副市長説明
R 8.1.下旬 ～2.下旬	パブリックコメントの募集
R 8.2.5	議会全員協議会
R 8.3.17	第3回障害者計画策定委員会 パブリックコメント実施結果について・計画最終案について
R 8.3.下旬	計画策定
R 8.3.下旬	議会報告 ※障害者基本法第11条第8項の規定による。
R 8.3.下旬	計画公表

計画(案)

# 奥州市障がい者計画

第3期 令和8年度～令和14年度

(2026年度～2032年度)

策定：令和8年3月

奥州市



## 目 次

「障害」と「障がい」の使分け	1
<b>【序 章】 奥州市障がい者計画の基本的な考え方</b>	3
1 計画策定の背景と趣旨	4
2 計画の性格と期間	7
3 計画の基本理念、体系	8
4 計画の推進	11
<b>【第1章】 総論</b>	13
第1節 奥州市の現状	14
第2節 障がい者の状況	15
<b>【第2章】 各論</b>	19
第1節 障がい・障がい者理解の推進	20
重点目標1 ノーマライゼーション意識の普及・啓発活動の推進	
重点目標2 福祉教育の推進	
重点目標3 交流・ふれあいの推進	
重点目標4 障がい者への情報提供手段の充実	
重点目標5 障がい者に対する虐待や不利益な取扱いの防止	
重点目標6 意思決定の支援	
第2節 保健・医療・福祉の充実	23
重点目標1 障がいへの理解と重症化予防意識の高揚	
重点目標2 障がいの発生予防とリハビリテーションの推進	
重点目標3 障がい者の健康づくりと疾病予防	
重点目標4 障がい者及び家族の支援	
重点目標5 医療的ケア児及びその家族に対する支援	
第3節 個性に応じた学びの充実	26
重点目標1 障がい児支援事業の充実	
重点目標2 就学相談・指導の充実	
重点目標3 学校教育の充実と推進	
第4節 就労を通じた社会参加の拡大	29
重点目標1 雇用の場の拡大	
重点目標2 一般就労への移行促進	
重点目標3 工賃水準の向上のための取組み	
第5節 地域生活支援の充実	32
重点目標1 相談支援体制の整備	
重点目標2 在宅福祉の充実	

重点目標3 地域生活移行支援	
重点目標4 地域生活の安定向上	
重点目標5 重層的支援体制の構築	
第6節 人材育成とボランティア活動の充実	37
重点目標1 専門従事者の育成・確保	
重点目標2 ボランティア活動の推進	
重点目標3 研修体制の充実	
第7節 安心して暮らせるまちづくりの推進	39
重点目標1 ひとにやさしいまちづくりの推進	
重点目標2 住宅・生活環境の整備促進	
重点目標3 交通手段の整備充実	
重点目標4 防災等安全対策の推進	
第8節 スポーツ文化活動の推進	42
重点目標1 スポーツ・レクリエーションの推進	
重点目標2 文化・芸術活動の推進	
<b>【第3章】 計画の推進に向けて</b>	44
1 計画の推進体制	
2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携	
3 近隣市町との連携による事業の推進	
ライフステージごとの支援体制	
奥州市地域自立支援協議会及び各専門部会の構成図	
卷末資料	48

## ～ 「障害」と「障がい」の使分け～

昭和24年の身体障害者福祉法の制定以降、身体、知的及び精神に関する障がいやそれらの状態にある人を表す言葉として、「障害」や「障害者」という表現が広く使われています。

一般的に「害」の字には、「災い」や「そこなう」などの否定的な意味があります。身体、知的及び精神に関する障がいは、本人の意思ではない生来のものや、病気・事故などに起因するものであることから、その人を表すときに「害」の字を用いることは、人権尊重の観点からも好ましくないと考えられてきた経緯があります。

平成12年に東京都多摩市が「障がい」の表記を採用して以降、地方自治体を中心に「害」の字をひらがな表記する取扱いが広がりました。

本市においても、平成20年以降、行政文書等を作成する際には、下の表のとおり特定の場合を除いて、ひらがなを使って表記しています。

なお、このような流れから、平成22年に内閣府が「障害」の表記についての検討を行い、これから表記として「障害」、「障がい」、「チャレンジド」などの候補を挙げましたが、特定の表現への決定には至らず、国として当面は「障害」を用い、今後一定の結論を得ることを目指すこととなっています。

### 【本市の取扱い】

「障害」を使う場合	<ul style="list-style-type: none"><li>法律名、政令名、省令名、規則名、例規における人の状態を表す言葉、団体の名称、施設の名称、固有名詞（国の事業、制度名称、医療用語、専門用語等）など漢字を使って表記する言葉 例) 障害者総合支援法、国立障害者リハビリテーションセンター、身体障害者手帳、大動脈弁狭窄症による心臓機能障害</li><li>人の状態を表さない言葉 例) システム障害</li></ul>
「障がい」を使う場合	<ul style="list-style-type: none"><li>上記以外で人の状態を表す言葉 例) 障害者⇒障がい者、障がいのある人（方） 身体障害、視覚障害⇒身体障がい、視覚障がい 障害福祉⇒障がい福祉 障害種別⇒障がい種別</li></ul>



# 序章

奥州市障がい者計画の基本的な考え方

## I 計画策定の背景と趣旨

市町村は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定める「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に定める「障害福祉計画」及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に定める「障害児福祉計画」の3つの計画を定めることとなっております。

障害者計画は、国の障害者基本計画や都道府県障害者計画を基本として保健・医療・福祉・教育・就労・住宅・まちづくり・防災など多岐にわたる障がい福祉施策を総合的かつ横断的に推進することを目的としています。

障害福祉計画は、国的基本指針に即して福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関することや各年度における福祉サービス等の必要な見込量、その確保のための方策を定め、障がい者の現状を把握するとともに、将来の動向についての予測を行い、これらに基づいて今後の障がい福祉施策を効果的に推進していくことを目的としています。

障害児福祉計画は、国的基本指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関することや各年度における福祉サービス等の必要な見込量、その確保のための方策を定め、障がい児の現状を把握するとともに、将来の動向についての予測を行い、これらに基づいて今後の障がい児福祉施策を効果的に推進していくことを目的としています。

奥州市では、障がい福祉の基本方針を定める「障がい者計画」として、第1期（計画期間：平成22年度から平成29年度）及び第2期（計画期間：平成30年度から令和7年度）の計画を策定しました。

また、その実施計画に相当する「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を第1期（計画期間：平成18年度から平成20年度）を策定し、その後3年度毎に更新してきました。

これにより、「障がいのある人の自立を支援し、地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して取り組んでいるところです。

このたび、第2期奥州市障がい者計画が令和7年度をもって期間終了となることから、令和8年度から新たに始まる「第3期奥州市障がい者計画」を策定するものです。

### 障害者基本法第11条第3項 抜粋

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項 抜粋

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### 児童福祉法第33条の20第1項 抜粋

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

## 【策定の方向性】

第3期障がい者計画の策定にあっては、国の「障害者基本計画（第5次）」、県の「岩手県障がい者プラン」を踏まえるとともに、「奥州市基本構想」、「奥州市総合計画」（平成29年度～令和8年度）、「第4期奥州市地域福祉計画」（令和8年度～令和12年度）及びその各分野別計画との整合性を図りました。さらにSDGsの視点も意識したものとしました。

また、前期計画見直し後に施行された、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（令和4年法律第50号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（令和4年法律第104号）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「改正障害者差別解消法」）（令和3年法律第56号 令和6年4月1日に施行）をはじめとする制度改正や社会情勢の変化等を考慮するとともに、これまでの当市における施策の取組についても見直しに反映させたところです。

なお、当該計画における主要施策（事業）の数値目標については、「第7期奥州市障がい福祉計画」及び「第3期奥州市障がい児福祉計画」として独立した計画となっており、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としておりますので今回の策定対象とはしておりません。

## 【SDGsに対応した計画推進】

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で、2016年から2030年の15年間に、国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。

本計画の基本目標である「障害のある人の自立を支援し、地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指すための取組は、SDGsの17の目標（ゴール）のうち、「3 全ての人に健康と福祉を」など、9つのゴールに関連します。

本計画の推進は、これらの課題解決につながっていきますので、国の動向等を見ながら、障がいに関する福祉施策に取り組んでまいります。

また、市でもSDGsに資する取り組みを、市民とともに身近なものとして取り組めるよう、市の特徴などを取り入れた「奥州市版SDGs」が令和3年11月に作成されていることから、本計画ではSDGsのアイコンとともに関連する「奥州市版SDGs」のアイコンも表示しています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# Oshu SDGs



## 2 計画の性格と期間

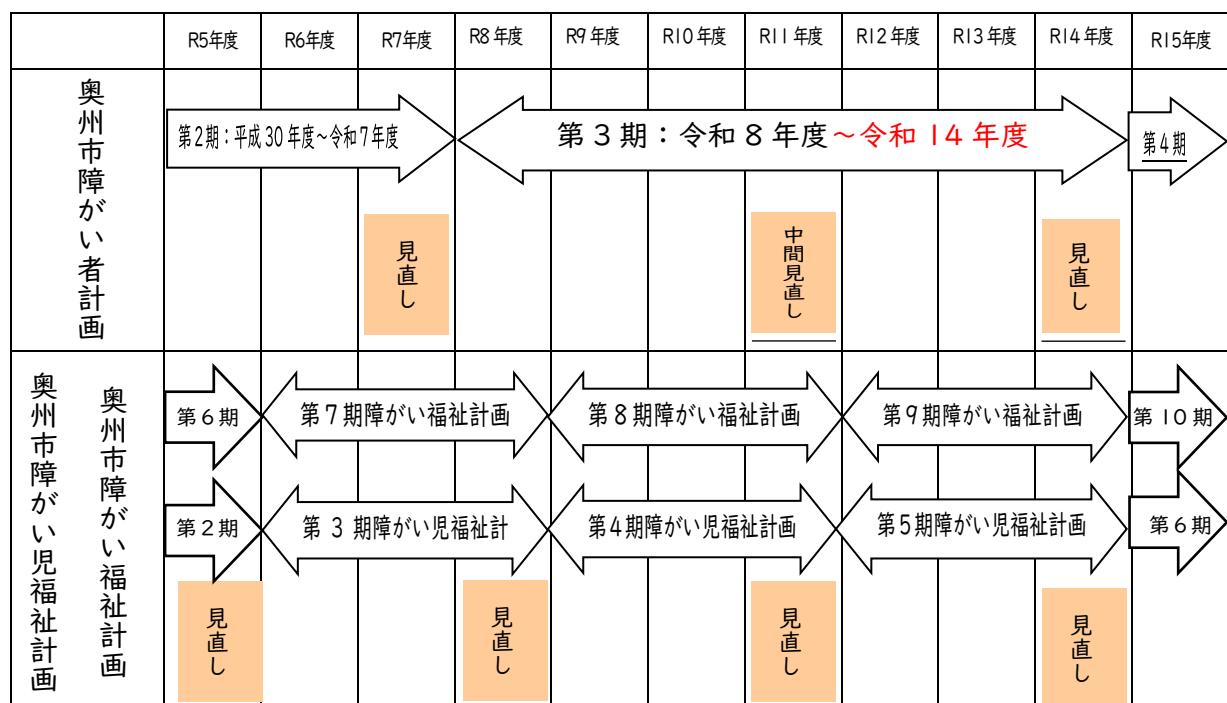
『奥州市障がい者計画』では、「基本的な考え方」、「総論」、「各論」、「推進体制」を、『奥州市障がい福祉計画及び奥州市障がい児福祉計画』では「数値目標」を定めています。

奥州市障がい者計画は、第1期、第2期と8カ年を計画期間として策定しておりましたが、『奥州市障がい福祉計画及び奥州市障がい児福祉計画』は、国が3年ごとに設定する基本指針に合わせて、3年を1期として策定するとなっていることから計画期間に齟齬が生じております。

今回策定する、第3期奥州市障がい者計画では計画期間を7カ年計画とし、令和8年度から14年度(中間見直しは令和11年度)までとしました。

このことにより、第3期奥州市障がい者計画の終期と、今後計画していく第9期障がい者福祉計画・第5期障がい児福祉計画の終期が令和14年度となることから、終期は一致し、令和15年度には、3つの計画は同時に始期を迎えることとなります。

今後の策定時期については、次の表のとおりとなっています。



### 3 計画の基本理念、体系

奥州市総合計画の「地域の個性がひかり輝く　自治と協働のまち奥州市」の目指すべき都市像のもと、2つの戦略プロジェクト及び6つの大綱を定めまちづくりを展開していくが、その1つとして、「健康で安心して暮らせるまちづくり」を掲げています。これは、どのような立場にある人でも、生涯にわたって健康的で安心した生活を送ることができるまちづくりを推進しようとするものです。

奥州市障がい者計画は、この総合計画の大綱を福祉的観点から具体化するものです。

この計画では、「ノーマライゼーションの理念の実現」を基本理念に、障がい者が自らの生活を自らの責任で営むことを基本に、障がいの有無にかかわらず地域住民との交流を進め、共に支えあう地域社会の形成を図っていくため、計画の基本目標を「障がいのある人の自立を支援し、地域で安心して暮らせる社会の実現」とします。

また、基本目標の実現に向けて、日常生活や社会生活を送るうえで重要となる6つの視点から、障がい福祉に関わる様々な施策を総合的かつ横断的に進めます。

#### 【基本理念】

ノーマライゼーションの理念の実現

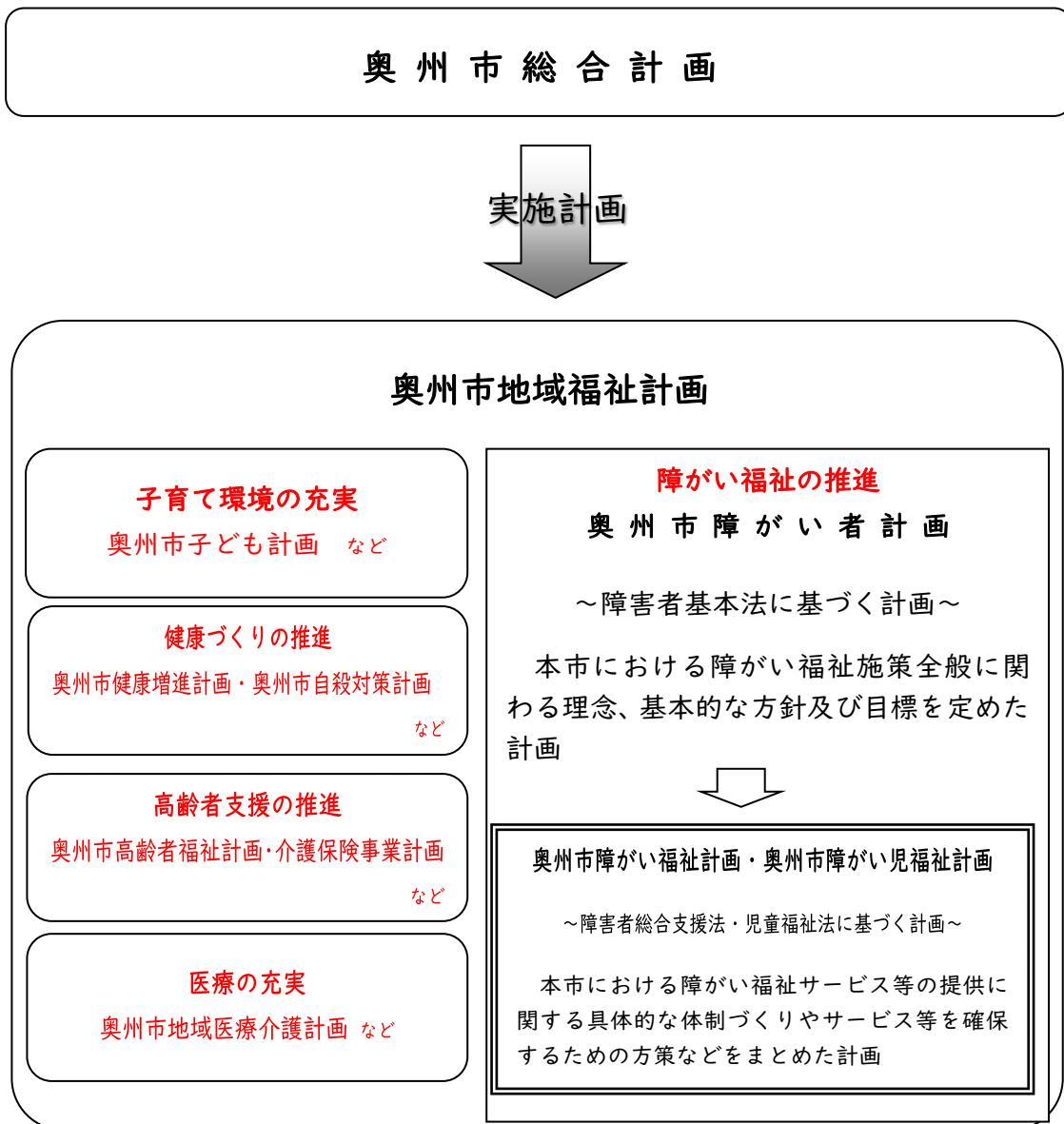
#### 【基本目標】

障がいのある人の自立を支援し、地域で安心して暮らせる社会の実現

#### 【施策推進のための6つの視点】

- 1 お互いに支えあう地域社会の実現
- 2 自立した地域生活の支援
- 3 安心して利用できる福祉サービスの充実
- 4 権利擁護と社会参加の促進
- 5 健康づくりとリハビリテーションの推進
- 6 ひとにやさしまちづくりの推進

## 奥州市障がい者計画の位置付け



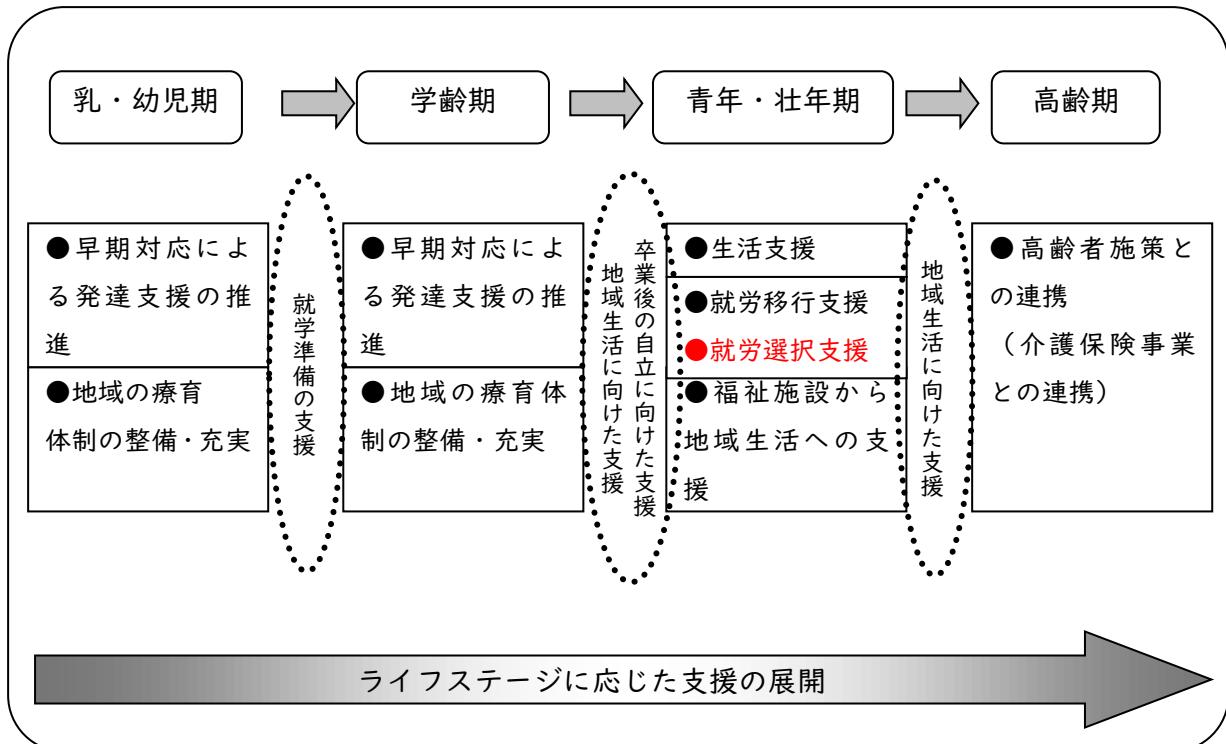
# 奥州市障がい者計画の施策体系



## 4 計画の推進

### 《計画の対象》

奥州市障がい者計画の内容は、奥州市全住民が関係する施策であり、地域住民との連携を取りながら、障がい者のライフステージに応じた支援を図る計画とします。





# 第Ⅰ章 総論

第1節 奥州市の現状

第2節 障がい者の状況

## 第Ⅰ節 奥州市の現状

### I 自然条件

平成18年2月20日に水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町・衣川村が合併し、「奥州市」となった本市は、岩手県南内陸部の中央部に位置し、盛岡市へは約65km、仙台市へは約118km、東京へは470kmの距離にあります。本市の形状は北東から南西に細長く、市の面積は993.35km<sup>2</sup>と、県内14市の中で3番目に広大な面積を有しています。

市の南北を、国道4号や東北本線とともに、東北縦貫自動車道、東北新幹線の広域交通の幹線が縦貫、更に東西方向には秋田県と三陸沿岸を結ぶ国道が横断するなど、交通の要衝となっています。



### 2 人口

総人口は、平成30年3月31日時点には118,166人を数えておりましたが、令和7年3月31日時点では107,170人となっており、減少傾向を示しています。

【人口の推移（各年度3月末現在 単位：人） 奥州市市民課提供】

区分	平成29年度	令和2年度	令和6年度
総人口	118,166	114,019	107,170
男	57,110	55,455	52,356
女	61,056	58,564	54,814
18歳未満人口	17,060	15,620	13,596
18～64歳人口	61,666	58,270	54,148
65歳以上人口	39,440	40,129	39,426

## 第2節 障がい者の状況

### I 身体障がい者（児）

本市における身体障害者手帳所持者は、4,001人（令和7年3月31日現在）で、市の人口の約3.7%となっています。年齢別では、18歳未満が67人、18歳以上64歳未満が883人、65歳以上が3,051人となっており、65歳以上が所持者全体の約76.2%を占めています。

【障がい部位別・等級別身体障害者手帳所持者数（各年度3月末現在 単位：人） 奥州市福祉課資料】

平成29年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	1	85	250	110	95	29	26	45	31	336
聴覚・平行機能障がい	11	73	360	6	106	64	51	4	213	444
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	25	34	2	6	27	24			59
肢体不自由	35	640	1,970	530	499	464	697	321	134	2,645
内部障がい	33	285	1,038	904	9	141	302			1,356
合計	80	1,108	3,652	1,552	715	725	1,100	370	378	4,840

令和2年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	1	74	227	111	88	27	21	30	25	302
聴覚・平行機能障がい	12	76	298	7	92	61	42	5	179	386
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	22	31	1	7	22	23			53
肢体不自由	34	554	1,715	471	432	381	608	285	126	2,303
内部障がい	32	288	1,104	888	12	153	371			1,424
合計	79	1,014	3,375	1,478	631	644	1,065	320	330	4,468

令和6年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	0	59	202	107	75	22	14	24	19	261
聴覚・平行機能障がい	9	68	282	11	78	51	76	3	140	359
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	19	25	7	5	15	17	0	0	44
肢体不自由	29	479	1,422	412	354	312	512	224	116	1,930
内部障がい	29	258	1,120	798	6	155	448	0	0	1,407
合計	67	883	3,051	1,335	518	555	1,067	251	275	4,001

## 2 知的障がい者（児）

令和7年3月31日現在の療育手帳所持者は、18歳未満が150人、18歳以上64歳未満が912人、65歳以上が212人、合わせて1,274人で、市の人口の約1.89%となっており、毎年増加する傾向となっています。

【判定別療育手帳所持者数（各年度3月末現在 単位：人） 奥州市福祉課資料】

平成29年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
A	58	286	55	392
B	104	569	93	766
合計	166	855	148	1,158

令和2年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
A	48	297	59	404
B	104	582	110	796
合計	152	879	169	1,200

令和6年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
A	56	290	74	420
B	94	622	138	854
合計	150	912	212	1,274

## 3 重症心身障がい者（児）

県が平成27年度に行った調査では、胆江圏域（奥州市及び金ヶ崎町）における重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態にある方の人数は、入院中の方が8人、在宅の方が10人となっています。

## 4 精神障がい者（児）

令和7年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は、18歳未満が39人、18歳以上64歳未満が742人、65歳以上が185人、合わせて966人で、市の人口の約0.8%となっております。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度3月末現在 単位：人） 奥州市福祉課資料】

平成29年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
1級	15	242	79	336
2級	15	331	67	413
3級	2	78	12	92
合計	32	651	158	841

令和2年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
1級	18	196	93	307
2級	13	447	78	538
3級	8	99	14	121
合計	39	742	185	966

令和6年度

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
1級	16	258	120	394
2級	24	613	109	746
3級	16	152	17	185
合計	56	1023	246	1,325

## 5 自立支援医療（精神通院）受給者数

令和7年3月末の受給者数は2,274人(市の人口の約2.1%)で、増加傾向にあります。

【自立支援医療（精神通院）受給者数（各年度末現在 単位：人） 奥州市福祉課資料】

	～17歳	18～64歳	65歳～	合計
平成29年	138	1,305	238	1,681
令和2年	183	1,501	315	1,999
令和6年	108	1,761	405	2,274

## 6 難病罹患者

正確な罹患者数の把握はできていませんが、「特定疾患医療受給者証発行数」は1,070人(令和7年3月31日現在)で、市の人口の約1%であり、発行数は微増傾向にあります。

**【特定疾患医療受給者証発行数（各年度末現在 単位：人） 岩手県健康国保課提供】**

平成29年	892
令和2年	978
令和6年	1,070

※数値は、申請に基づく特定医療費（指定難病）受給者証の発行数であり、難病罹患者の数ではない。  
※1人の方が複数の難病疾患を罹患している場合、それぞれの疾患で数値に計上していることから、実人数ではない。

**7 発達障がい者（児）**

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如・多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとされています。

発達障がい者（児）数については、正確な人数の把握ができていないのが現状ですが、本市における精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、18歳未満の9割以上は「発達障害」が原因で手帳を取得しています（18歳以上については、市において詳細が確認できない年金証書による申請が多く、その割合は不明）。また、自立支援医療（精神通院）受給者のうち、「心理的発達の障害」や「小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」といった発達障害ではないかと見られる症状で受給している人の割合は次のとおりとなっています。

**【自立支援医療（精神通院）受給者実数（各年度末現在 単位：人） 奥州市福祉課資料】**

	合計	うち発達障害が疑われる人
平成29年度	1,681	208
令和2年度	1,999	271
令和6年度	2,274	485

**8 高次脳機能障がい者**

高次脳機能障がいとは、疾病の発症や事故による受傷により脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい、失語、失行、失認等の認知機能の障がいとして政令で定めるものをいい、外形上判断しづらく日常生活や社会生活に困難を有する障がいです。患者数は全国で約23万人と推計されています。

(厚生労働省)

全 国		奥 州 市	
総人口 (R7.8.1現在)	高次脳機能障がい 患者数(推計)	人口 (R7.7.31現在)	高次脳機能障がい 患者数(推計)
123,268,000人	230,000人	106,684人	199人

奥州市地域自立支援協議会、いわてリハビリテーションセンターが実施主体となり、高次脳機能障がいについての理解促進、啓発普及等を目的とした研修会を実施しています。

## 第2章 各論

- 第1節 障がい・障がい者理解の推進
- 第2節 保健・医療・福祉の充実
- 第3節 個性に応じた学びの充実
- 第4節 就労を通じた社会参加の拡大
- 第5節 地域生活支援の充実
- 第6節 人材育成とボランティア活動の充実
- 第7節 安心して暮らせるまちづくりの推進
- 第8節 スポーツ文化活動の推進

# 第Ⅰ節 障がい・障がい者理解の推進

## 《関連する SDGs のゴール》



## 《関連する奥州市版 SDGs のゴール》



### 《現状と課題》

障がいの有無に関わらず、社会の一員として安心した生活を送るためには、障がいのある人に対する各種施策を実施するだけでなく、市民一人ひとりが理解を深め、偏見・差別のない社会（地域）にしなければなりません。

障がいのある人や障がいに対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念を浸透させるとともに合理的配慮の必要性、さらには障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることで、すべての地域住民が互いを理解し受入れる「地域共生社会の実現」に向け、各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事を開催し、障がいのある人と障がいのない人の交流に努め、相互の理解を深めます。

### 《重点目標》

- 1 ノーマライゼーション意識の普及・啓発活動の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 交流・ふれあいの推進
- 4 障がい者への情報提供手段の充実
- 5 障がい者に対する虐待や不利益な取扱いの防止
- 6 意思決定の支援

### 重点目標① ノーマライゼーション意識の普及・啓発活動の推進

行事や広報等を活用した普及啓発を行い、障がいのある人への理解と認識を深めます。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 広報や講演会等を通じた啓発活動の実施	<p>① 障がいや障がい者（児）に対する正しい理解と認識を深めるため、市民を対象に、広報誌、ホームページ、SNS、パネル展示、講座等により、ノーマライゼーション意識の普及と障がい者理解を図ります。</p> <p>② 制度改正や新たな法律の施行に当たっては、広報や市のホームページ等で市民に広く周知し、制度理解の促進を図ります。</p>
(2) 「障害者週間」を中心とした広報・啓発	「障害者週間」に合わせて、岩手県や障がい者団体が行う啓発活動に協力し、広く市民が障がい者への理解を深められるよう広報・啓発を図ります。

(3) 心の健康に関する普及啓発	自分の心の状態を把握し、自身のセルフケアの一助となるよう、心の健康に関する講座等を実施します。
(4) 関係機関を対象とした研修等の充実	普及啓発のキーパーソンとなる関係機関職員を対象に、障がい福祉にかかる専門知識習得の機会を増やします。
(5) 合理的配慮の実施	① 障害者差別解消法に基づき、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、障がい者(児)が活動を制限されることなく日常生活や社会生活を送りやすい環境づくりを推進します。 ② 県の「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」について、広く市民、民間事業者等に周知します。

## 重点目標2 福祉教育の推進

幼稚園、保育所や認定こども園、小・中学校における障がい者との交流の機会の拡大や福祉教育・交流学習の充実、地域における福祉教育を推進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 教職員への障がい児教育理解の啓発	多種多様な障がい、特別学級などの運営、乳・幼児期や学齢期といった各ライフステージにおける支援及び次のライフステージへの滞りのない移行について、教職員の共通理解を深めるための各種研修を行います。
(2) 福祉教育の推進	「地域共生社会の実現」に向け、児童生徒が、障がい者や高齢者に対する共感と理解を深め、心豊かな人間として成長していくよう、各学校において、共に学ぶ機会の拡充に努めるとともに、総合的な学習の時間や特別活動等を通じて、障がい者・高齢者等との交流や福祉施設での体験活動等を推進します。

## 重点目標3 交流・ふれあいの推進

障がい者団体等と地域住民との交流機会の拡大、障がい者団体等が市民との交流・ふれあいを目的とするスポーツ、文化、レクリエーション等の活動を積極的に支援します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 交流・ふれあいの拡大と充実	障がい者スポーツ交流会や芸術祭などの開催を支援し、障がい者をはじめ多くの市民に参加を呼びかけ、市民との交流・ふれあいの機会の場を提供します。
(2) 家族教室の充実	障がい者の家族等を対象に、病気や障がいに対する正しい知識や対応の方法を学ぶ場及び家族相互の交流を深める機会を提供することにより、障がい者の自立・社会復帰の促進、家族の健康の増進を図ります。

## 重点目標4 障がい者への情報提供手段の充実

障がいのある人が、必要な情報を容易に得られるよう情報提供の支援体制の整備を促進します。また、令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)に基づき、視覚障がい者等の読書環境整備を推進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 聴覚障がい者福祉への関心と理解の啓発	<p>① 県の「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例」について、広く市民、事業者等に周知します。</p> <p>② 手話を学習することで、聴覚障がい者福祉への理解を深めるとともに、手話で簡単なコミュニケーションをとることができるレベルの人を増やす活動を進めます。</p>
(2) 情報アクセシビリティの向上	<p>① 障がい福祉サービスの情報を市のホームページに掲載します。</p> <p>② 視覚障がい者に対応した声の広報の推進を図ります。</p> <p>③ 聴覚障がいに対応した、手話通訳者・要約筆記者の養成を推進し、派遣体制の充実を図ります。</p> <p>④ 点字点訳による情報提供の推進を図ります。</p>
(3) 読書バリアフリーの推進	視覚による表現の認識が困難な障がい者等に対する読書環境の整備を推進します。

### 重点目標5 障がい者に対する虐待や不利益な取扱いの防止

障がい者に対する虐待や偏見、差別をなくし、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加を促進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 虐待の防止・解消	<p>障がい者虐待防止センターで虐待の相談や通報を受付けるとともに、虐待の事実を確認したときは、関係機関と協力してその解消に努めます。</p> <p>また、障がい者だけではなくその養護者に対しても、必要に応じて支援を行います。</p>
(2) 不利益な取扱いの解消	障がい者に対する不利益な取扱いについて、社会福祉協議会で相談を受付けるとともに、関係機関と協力して社会的障壁の除去に努めます。
(3) 虐待や不利益な取扱いを防止する意識の啓発	障がい者に対する虐待や不利益な取扱いを防止する意識の啓発のため、広報誌やパンフレット、ポスター等の活用や、各種研修を行います。

### 重点目標6 意思決定の支援

自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うための取り組みを支援します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 意思決定支援の普及	福祉事業者をはじめ障がい者に関わる多くの方々に対し、意思決定支援ガイドラインを普及します。
(2) 意思決定支援に係る研修の実施	意思決定支援の在り方、具体的手法についての研修を、関係機関と連携して実施します。

## 第2節 保健・医療・福祉の充実

### «関連する SDGs のゴール»



### «関連する奥州市版 SDGs のゴール»



#### 《現状と課題》

健康に関心を持ち、持てる力を活用してより快適に生活を営むためには、積極的な健康づくりや、障がいの重度化を防ぐための早期発見・早期治療や早期療育、適切なリハビリテーション（「リハビリテーション」を含む）や医療的ケアを受けることができる支援体制整備と保健・福祉・医療・教育の連携が必須です。

また、障がい者が住みなれた地域で安心して生活していくためには、障がいに対する理解を深め、心のバリアフリーを進めることが重要です。

特に精神障がい者については、その誤解や偏見が未だに解消されない現状がある中、入院医療中心から地域ケア中心へ移行を進めるためには関係機関、団体、地域の理解と連携がますます必要になってきます。

また、日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもやその家族が適切な支援が受けられるよう、令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律」に基づいた支援の拡充が求められています。

#### 《重点目標》

- 1 障がいへの理解と重症化予防意識の高揚
- 2 障がいの発生予防とリハビリテーションの推進
- 3 障がい者の健康づくりと疾病予防
- 4 障がい者及び家族の支援
- 5 医療的ケア児及びその家族に対する支援

#### 重点目標 1 障がいへの理解と重症化予防意識の高揚

障がいといっても多種多様な障がいがあり、その原因、誘因も多岐にわたっています。

広く、みんなが障がいを理解するとともに、重度化の防止、リハビリテーションへの理解と関心が高まるよう普及啓発を進めます。また、障がい者に対する誤解や偏見を取除くために、正しい知識の普及を図り、心のバリアフリーを推進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 障がい特性の理解	身体障がい・知的障がい・精神障がいの三障がいの他、高次脳機能障がい、発達障がい等様々な障がいの特性を理解するための普及啓発を行います。
(2) 健康づくり、予防、リハビリテーション意識の高揚	生活習慣病の予防、がんの早期発見、検診受診の重要性、早期療育早期治療、リハビリテーションの重要性についてのPRを行います。

## 重点目標2 障がいの発生予防とリハビリテーションの推進

障がいの中には予防が可能なもの、早期に発見することである程度、重度化を予防できるものもあります。

例えば、脳卒中後遺症による肢体の障がい、糖尿病性網膜症による視覚障がい、腎疾患や糖尿病の重度化によるじん臓機能障がい、喫煙が誘因と考えられる呼吸器障がい、直腸がん術後の直腸機能障がい等がそれにあたると考えられます。

予防できるものは予防するとともに、早期発見・早期治療、早期療育、早期リハビリテーションにより、できるだけ障がいが重度化することを予防し、自立した生活ができるようになりますことが望されます。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 母子保健の充実	疾病や障害の早期発見・早期対応を図るとともに、保護者が安心して子育てを行うことができるよう、妊娠婦や乳幼児への訪問、健康診査、健康教育等の充実を図ります。
(2) 各種検診受診の推進と検診後の管理	特定健診及びがん検診等住民健（検）診の周知、有所見者への受診勧奨により早期発見、早期治療を推進します。
(3) 治療及びリハビリテーションの継続	病気が発見された方への治療、リハビリテーションの継続を勧奨し重症化を予防します。

## 重点目標3 障がい者の健康づくりと疾病予防

障がいのある人が身体の健康保持、増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるようになることを目指します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 健康づくり	① 健康づくり事業への参加の推進 ② 定期的な運動の機会の提供及び参加の推進 ③ 健康づくり意識を高めるための啓発活動の推進
(2) 生活習慣病の予防	規則的な生活リズム、食生活改善、禁煙や適正飲酒を勧奨します。学習の機会の提供と参加を推進します。

## 重点目標4 障がい者及び家族の支援

積極的に地域で活動している障がい者やその家族がいる反面、積極的に社会参加できずにはいる障がい者や家族がいることも事実です。また、障がい者やその家族は親なき後に不安を抱えて生活しています。将来を悲観したり不安になったり、孤立した生活にならないように当事者及びその家族を支援します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 障がい者及び家族への情報提供の充実	保健・福祉サービス事業及び相談窓口の周知を行い、障がい者やその家族が安心して生活できるよう支援を行います。

(2) 障がい者団体及び家族会の育成と支援	障がい者団体及び家族会への参加を促進し、それらの団体等への活動支援を行います。
(3) 障がい者ボランティアグループの育成と支援	精神障がい者ボランティア、傾聴ボランティア、手話サークル、ガイドヘルプ、移送ボランティア等の障がい者支援ボランティアグループの育成・支援を行います。

### 重点目標5 医療的ケア児及びその家族に対する支援

医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律に基づき、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるように、地域における支援体制を構築します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 医療的ケアに関する情報提供の充実	保健・福祉サービス事業及び相談窓口の周知を行い、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう支援を行います。
(2) 医療的ケア児とその家族に対する支援体制の構築	医療的ケア児とその家族に対し、地域自立支援協議会医療的ケア児等支援部会を中心とし、関係機関が連携し、各ライフステージにおける支援内容の検討、関係機関によるネットワークの構築等に努めます。

## 第3節 個性に応じた学びの充実

### 《関連する SDGs のゴール》



### 《関連する奥州市版 SDGs のゴール》



#### 《現状と課題》

障がいのある子どもが、いきいきと個性を発揮しながら生活し、その可能性を伸ばしていくよう、一人ひとりの障がいの状態や特性に応じて、専門的な知識や技術、愛情をもって教育を行っていくことが大切です。療育や学校教育は自立支援の第一歩であることから、ニーズに配慮したきめ細やかな教育を行うとともに、医療・保健・教育・福祉などが連携し、乳幼児期から学校卒業まで、継続的なかかわりをもって支援する体制づくりが求められています。

このため、令和7年3月策定の「第3次子どもの権利に関する推進計画」及び「第3期奥州市子ども・子育て支援事業計画」と連携して、障がいのある子どもへの支援策を推進していきます。

また、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」により、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた、発達障がいのある人に対する理解や支援を促進するとともに、関係機関との連携を確保していくこととします。

#### 《重点目標》

- 1 障がい児支援事業の充実
- 2 就学相談・指導の充実
- 3 学校教育の充実と推進

#### 重点目標Ⅰ 障がい児支援事業の充実

障がいのある子どもの親や家族にとっては、障がいを受入れることをはじめ、継続的な療育の確保や経済面など様々な不安があります。こうした中で「一人で抱え込み、子どもの障がいを受入れることができなかった」、「専門機関に必要な情報が引継がれていかない」、「学童期になると情報源や相談機関が少なくなる」等の声があり、一貫して助言指導を行う体制整備と、個々の障がい児とその家族の多様なニーズに対応できる支援体制が構築され、市内のどこに住んでいても同じ療育が受けられるシステムの構築を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 地域療育の拠点づくり	奥州市子育て総合支援センター(奥州市子ども発達支援センター)を初期相談窓口とし、相談内容に応じて相談機関への情報提供を行い、市内全域で同じ療育が受けられる体制を作ります。また、本市における一貫した障がい児療育の拠点として、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などによる専門的な

	指導と、医療機関との連携を含めた総合的な支援体制の整備に努めます。
(2) 幼児ことばの教室の充実	言語発達に遅れの見られる幼児に対する言語相談や幼児期からのことばの療育指導を充実させるとともに、就学後のことばの教室への連携体制の整備を図ります。
(3) 就学前保育等の充実	家族形態や就業形態の多様化や、集団生活の中で発達を促したいという保護者のニーズに対応するため、幼稚園、保育所や認定こども園への障がいのある子どもの受け入れを促進します。 また、療育指導に携わる専門職員の知識と技能の向上を図るために、各種研修会への積極的参加を促すとともに、人的支援体制の強化に努めます。
(4) 発達支援システムの構築	精神、運動、言語発達の上で、経過観察・指導が必要な乳幼児とその保護者に対し、奥州市子育て総合支援センター（奥州市子ども発達支援センター）が中心となり、地域自立支援協議会療育部会等にて、関係機関が連携し一体的に相談・支援ができるよう発達支援システムの構築に努めます。 また、発達に支援の必要な児童が、乳・幼児期から成人するまで途切れることなく支援を受けられるようにするために、保護者と関係機関との情報共有ツールである「おうしゅうサポートファイル ぱれっと」の活用を進めます。

## 重点目標2 就学相談・指導の充実

障がいのある子どもの就学については「専門的機関で教育を」と考える保護者がいる一方、「通常学級で学ばせたい」と考える保護者も多くいる現状です。こうした保護者のニーズを適切に把握する相談体制の充実に努めます。

また、就学支援委員会では、専門委員会を各地域（合併前旧市町村単位）に設置することにより、特別支援にかかる子どもたちに適した就学場所が検討できるような体制づくりに取組んでいます。今後とも個々の障がい特性に応じた教育を推進するため就学支援委員会の充実を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 就学相談体制の充実	学校等における就学相談等の取組みに対する支援を充実します。 また、療育教室や幼稚園、保育所及び認定こども園等の関係機関と連携し、情報の共有化や一貫した支援が効果的に行われるよう相談体制の充実を図ります。
(2) 教育的ニーズに応じた就学支援の推進	保護者の希望を尊重しながら、本人の意向や能力、障がいの状況を踏まえ、適切な進路が選択できる進路指導に努めます。

## 重点目標3 学校教育の充実と推進

本市では現在、市内小中学校25校すべてに特別支援学級が設置されています。また、小学校6校にことばの教室、小中学校それぞれ2校に学習障がい（LD）等の通級指導教室が設置されています。障がいのある児童生徒の的確な把握に努め、個に応じた教育課程

の編成により学習指導や個の自立に向けた指導の充実に努めています。専門的な支援を求めるとともに、身近な地域の学校で学ばせたいという保護者のニーズに対応するため、各学校における特別支援教育の充実を図る必要があります。

また、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、アスペルガー症候群などの発達障がい児を含め、障がいのある児童生徒が学習や学校生活に適応できるよう、特別支援教育支援員の配置を進めているほか、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）とも連携しながら支援を行っています。

特別支援教育にかかる諸条件の整備については、保健、福祉、医療機関との連携はもとより、特別支援学校との学校間の連携の充実を図ることが重要です。

このほか、福祉に対する理解と関心を深め、学校教育における福祉教育の充実に努めます。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 学校教育環境の充実	<p>学校全体で障がいのある子どもを支援するという観点から、多様な障がいへの教育上の対応について工夫改善するよう努めます。</p> <p>また、通常学級において配慮を要する児童生徒への特別支援教育支援員の配置を拡充します。</p>
(2) 特別支援教育の充実	<p>特別支援教育コーディネーターを中心に関係機関との連携を強化し、教育の連続性の確保を図る等、支援の充実に努めます。</p> <p>教員の専門知識や技術向上のため積極的に研修の機会を提供します。</p>
(3) 福祉教育の推進 (再掲)	「地域共生社会の実現」に向け、児童生徒が、障がい者や高齢者に対する共感と理解を深め、心豊かな人間として成長していくよう、各学校において、共に学ぶ機会の拡充に努めるとともに、総合的な学習の時間や特別活動等を通じて、障がい者・高齢者等との交流や福祉施設での体験活動等を推進します。

## 第4節 就労を通じた社会参加の拡大

### 《関連する SDGs のゴール》



### 《関連する奥州市版 SDGs のゴール》



### 《現状と課題》

障がい者が自立心をもって地域でいきいきと生活していくために、就労は社会的・経済的に極めて重要なことです。しかしながら、障がい者をとりまく雇用・就労環境は、その能力を十分発揮できる状況とはいえないのが現状です。

障がい者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、また、障がい者の能力が最大限に発揮できるよう、障がい者雇用の質の向上及び就業を促進し、就労を通じた社会参加拡大に積極的に取組みます。

### 《重点目標》

- 1 雇用の場の拡大
- 2 一般就労への移行
- 3 工賃水準向上の取組み

#### 重点目標Ⅰ 雇用の場の拡大

障がい者の雇用・就労の窓口となる公共職業安定所や胆江障害者就業・生活支援センターをはじめ、関係機関団体と連携を図りながら雇用の拡大を目指します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 雇用の啓発	事業所等へ障がい者雇用促進のための支援事業や助成制度を、広報等を通じて紹介します。また、当事者の特性や希望に合わせた実習体験が行われる環境に向けて職場実習等の受入れ先の開拓なども関係機関と連携して取組みます。
(2) 雇用の促進	障がい者雇用率未達成の事業所等に対し、関係機関と連携してセミナー等を実施し達成へ向けた働きかけを行います。市においても、障がい者雇用率の達成を維持するとともに、障がい者の特性に配慮した雇用に努めます。
(3) 就労定着への支援	胆江障害者就業・生活支援センター、就労選択支援事業所、就労移行支援事業所、及び就労継続支援事業所（A型、B型）と連携（就職相談、就業上の相談等）し、就労定着支援事業の利用も含め、職場への定着を支援します。

## 重点目標2 一般就労への移行促進

就労を希望する障がい者、または就労の継続を希望する障がい者に対し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するとともに、一般就労に向けた取組みや能力に応じた就労支援の場の確保を図るほか、就労に必要な情報提供を行います。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 就労選択支援事業所の利用推進	就労選択支援事業所を活用し、就労能力や適性等に合った選択を支援するとともに、必要に応じて事業者等との連絡調整を行い、就労に繋げるよう支援します。
(2) 就労移行支援事業所の利用推進	就労移行支援事業所を活用し、一般就労を希望する人に対して就労に必要な知識や訓練、求職に関する支援等を行います。
(3) 障がい者雇用の推進	障がい者を試行的・段階的に雇入れるトライアル雇用や、長期で安定的な雇用を推進するための雇用助成制度の普及を図ります。
(4) 職親委託制度の普及	知的障がい者が一般就労に必要な知識及び技術等を習得するため、一定期間生活指導、技術習得訓練等を委託する職親委託制度の適正な運用・普及を図ります。
(5) 就労に関連した情報提供	① 通勤手段の確保が課題となっている障がい者に対し、公共交通等に関する情報を収集・提供することで、通勤負担の軽減を図ります。 ② 通勤困難により就労できない障がい者に対し、職場に近いグループホーム等の情報を提供します。

## 重点目標3 工賃水準向上の取組み

障がい者就労施設等における生産性の向上を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき、奥州市が発注する物品及び役務について、就労支援施設等からの積極的な調達に取り組んでまいります。

また、販路拡大に向け、障がい者施設の製品等の情報発信を支援することで、就労支援施設等で働く障がい者の工賃水準の向上を目指します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 工賃水準向上支援	<p>① 就労継続支援(B型)や地域活動支援センター(作業型)で働く障がい者の工賃の向上を図るため、岩手県が策定した「岩手県障がい者工賃向上計画」を推進します。</p> <p>② 障害者優先調達推進法に基づき、市の調達方針を作成するとともに、その調達実績を公表することで、障がい者施設等からの積極的な調達の推進を図ります。</p> <p>③ 地域自立支援協議会就労部会と連携して、農福連携への参画や民間企業へ発注の呼びかけ強化をはじめとした、工賃水準向上に向けた各種取組みを行います。</p>
(2) 各種制度の周知	事業主が工賃水準向上につながる制度を有効に活用するよう積極的に情報提供します。
(3) 自主生産品等の情報発信	<p>市や関係機関団体が開催するイベントで、自主生産品を積極的にPRします。</p> <p>また、自主生産品や障がい者施設への発注事例について、広報等による情報発信を行います。</p>

## 第5節 地域生活支援の充実

### 《関連する SDGs のゴール》



### 《関連する奥州市版 SDGs のゴール》



### 《現状と課題》

障がい者等が住みなれた地域で安心し、また、自立して生活していく上で、必要なサービスや訓練を受けたり、仲間や地域の人たちと一緒に活動する機会を得ることは、有意義かつ大変重要なことです。

そのためには、障がい者等の積極的な社会参加や自立に向けた環境の整備が求められています。

### 《重点目標》

- 1 相談支援体制の整備
- 2 在宅福祉の充実
- 3 地域生活移行支援
- 4 地域生活の安定向上
- 5 重層的支援体制の構築

#### 重点目標Ⅰ 相談支援体制の整備

障がい者等が自立した生活を送るためには、必要に応じて情報の提供を受けることのできる相談支援体制が必要です。

また、相談支援の質を高め、地域生活に必要な様々なサービスが適切に利用できるよう、関係機関によるネットワークの充実や相談支援機能の充実を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 相談支援ネットワークの充実	<p>① 障がい者等がより身近な場所で相談ができるよう、地域バランスにも配慮しながら、社会福祉法人、NPO法人等との協働連携を図ります。</p> <p>② 障がい者相談支援の中核的な役割を担う「奥州市基幹相談支援センター」で総合的・専門的な相談及び必要な支援を行います。</p>
(2) 地域連携ネットワークの充実	社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を図ります。

(3) 相談支援機能の強化	<p>① 相談支援専門員の育成を図るため地域自立支援協議会が中心となって各種研修を進めます。</p> <p>② 相談支援機関や身体・知的障がい者相談員等との連携・協力により、ピアカウンセリングによる相談支援の充実を図っていきます。</p> <p>③ 「奥州市基幹相談支援センター」による専門的指導助言や人材育成支援により地域の相談支援体制強化を図ります。4</p> <p>④ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへとスムーズな移行ができるよう相談支援体制の連携を図ります。</p>
(4) 地域自立支援協議会活動の推進	地域の社会資源間のネットワークの核である地域自立支援協議会について、奥州市基幹相談支援センターと連携し活動の推進を図ります。

## 重点目標2 在宅福祉の充実

障がい者等が地域で安心して生活するためには、いつでも、必要に応じてサービスが受けられる仕組みが重要です。中でも、日々の生活を支える様々な在宅サービスは欠かすことできません。

特に在宅生活が、家族による介護のみに頼ることなく、重度の障がい者等も安心して暮らすことができるよう、サービスの質や量の充実を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 地域生活支援拠点等の充実	障がい者等の重度化・高齢化や「親なき後」も、住み慣れた地域の一員として安心してくらし続けられ、自立した生活を送るために必要な支援を切れ目なく提供する「地域生活支援拠点等事業」の登録事業所の拡大及び体制強化に努め、事業所間の連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人の生活を支える環境を推進します。
(2) 生活の場の確保	<p>① 県と連携を図り、地域や事業者からの理解を得ながら、重度の障がい者でも地域生活を継続できるよう、グループホームの整備や確保に努めています。</p> <p>② 公共施設等を含めた空き物件のグループホームとしての活用を検討します。</p> <p>③ 市営住宅における入居募集時の優遇措置を継続して実施し、生活の場の確保に努めます。</p> <p>④ 「あんしん賃貸支援事業」や「いわて高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度」、「奥州市高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助」など、障がい者が安心して生活できる住宅の情報などの周知に努めます。</p>
(3) ケアマネジメント体制の強化	障がい者等やその家族からの相談に応じ、個々の心身状況やサービスの利用意向、家族介護の状況等を踏まえた適切な支給決定を行うため、関係機関との連携によるケアマネジメント体制の強化を図ります。
(4) 訪問系サービスの充実	三障がいに対応できる事業者や発達障がい等を視野に入れた新規サービスを提供する事業者の確保に努め、サービスの充実を図ります。

(5) 短期入所の充実	重度心身障がい者等の一時的な入所支援を提供する事業所の確保に努めます。
(6) 日中活動の場の充実	障がいの状況や年齢等に応じて支援していくよう、日中活動系サービスや日中一時支援、地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう、サービスの充実を図ります。
(7) 地域生活支援事業の充実	<p>① 障がい者等の社会参加を積極的に進めるための「移動支援事業」の拡充を図ります。</p> <p>② 障がい者等の社会参加を積極的に進めるための「日常生活支援事業」「社会参加支援事業」の事業内容の充実と、より多くの参加・利用が見込まれるよう情報提供に努めます。</p> <p>③ 聴覚、音声言語機能などに障がいがあり、コミュニケーションが難しい方に、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。</p> <p>④ 日常生活を営むのに支障がある障がい者等へ日常生活の便宜と生活の質の向上のために給付（貸与）を行なう日常生活用具等の選定について、利用者のニーズに応じた柔軟な対応、適切な利用に係る情報提供及び相談の充実を図ります。</p> <p>⑤ 自宅の浴室での入浴が困難な重度障がい者に対する移動入浴車による「訪問入浴サービス事業」の周知を図ります。</p>
(8) 事業所間の連携の推進	多様な障がい特性に対応できる援助技術の共有化に向けた、事業者連絡会の開催や事業所間の情報交流など連携体制の構築を進めます。
(9) 共生型サービスの充実	高齢障がい者に対するサービス提供や65歳以上になっても使い慣れた事業所でサービスを利用できるよう、障がい者や高齢者が共に利用できる「共生型サービス」の充実・拡大を図ります。
(10) 「親なき後」の多機関との連携	「親なき後」の多岐にわたる課題の解決策を見出すため、地域自立支援協議会において、介護保険及び重層的支援制度等の関係機関と連携を図り、検討を進めます。

### 重点目標3 地域生活移行支援

地域で生活したい施設入所者や、受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障がいのある人々が安心して地域で生活できるよう、関係機関が連携した相談支援・見守り体制の整備を初めとする地域生活移行支援体制を整備し、本人の意向を尊重した地域生活への移行を積極的に支援します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>① ソーシャルワーカー、病院関係者、保健師、関係者及び関係機関が連携し地域生活への移行を支援する体制の構築を検討します。</p> <p>② 地域生活への不安解消を図るため、退院前の外出支援や施設等への体験通所などの支援を行います。</p> <p>③ 退院後の病状が継続的に安定するよう、医療機関と関係者等が連携して、自立した生活を送ることができるように支援を行ないます。</p>
(2) 障がい者入所施設から地域生活への移行促進	<p>施設入所中の障がい者の地域生活移行を進めるために必要な多方面との調整について、関係機関で連携して行います。</p> <p>また、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進め、一人ひとりの希望に応じた移行ができるよう支援します。</p>
(3) 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障がい者の地域生活移行支援	<p>福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障がい者の地域生活移行を進めるうえで、地域自立支援協議会等を活用し、連絡・調整が円滑に行われるようになります。</p> <p>また、地域生活移行者及び受入れる地域住民の不安を解消するため、事業者や住民に対する普及啓発等について取組んでいきます。</p>
(4) 居住の場の確保	<p>賃貸住宅への入居希望者で、保証人がいない等の理由で入居が困難な方に対し、入居時に必要な調整等に係る支援を行なうとともに、家主等への相談・助言を通じ、障がい者の地域生活を支援します。</p>

#### 重点目標4 地域生活の安定向上

障がい者等の生活の安定を図るために、雇用の確保とともに、自立に向けた経済基盤づくりが必要であることから、障害基礎年金や障害厚生年金、特別障害者手当など制度の周知と申請手続きに対する支援を行います。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 年金、手当等の充実と制度の周知	障害年金、特別障害者手当等、在宅重度障害者家族介護慰労手当及び在宅酸素療法酸素濃縮器使用助成金など各種手当等の制度の周知を図るとともに、関係機関との連携を深め、対象者の適切な把握に努めます。
(2) 関連制度の充実	<p>① 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳制度の周知に努めるとともに、経済的負担を軽減するための、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税の減免制度</li> <li>・医療費の助成制度</li> <li>・各種交通機関の割引制度</li> <li>・市が実施する「福祉乗車券」交付制度</li> </ul> <p>などの周知を図ります。</p> <p>② 生活の安定を目的として年金を支給する「心身障害者扶養共済制度」の周知と加入を促進します。</p>

## 重点目標5 重層的支援体制の構築

障がい者の地域における生活を支援するためには、障がい者の意向を踏まえ福祉・保健・医療・教育・就労など幅広いニーズに加え、本人のみならず世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止めつつ、継続的な伴走支援を行う体制が必要です。

また、近年ではニーズも複雑かつ多様化しており、分野の縦割りを超えて関係機関が協働して地域課題の解決に取り組む体制の整備・構築が必要です。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 重層的支援体制による相談窓口の活用	障がいに関する相談のほか、複合的な課題を包括的に受け止め、総合的に支援する体制整備に向け取り組みます。
(2) 関係機関・団体とのネットワークの強化	保健・医療・福祉・教育などの関係機関・団体等が有する機能を明確にし、各々が果すべき役割分担や連携の体制づくりを行い、関係機関の連携によるニーズに合ったサービスを提供します。

## 第6節 人材育成とボランティア活動の充実

### 《関連する SDGs のゴール》



### 《関連する奥州市版 SDGs のゴール》



#### 《現状と課題》

障がい者等が家族や地域の人々と共に生活していくなかで、個々の状況に応じた多様なニーズに対応し、必要とする適切なサービスが受けられるように、専門的な知識や技能をもった人材の確保が求められています。

また、地域住民等によるボランティア支援は、地域の福祉活動を支える原動力として期待されており、障がい者等の社会参加を促進するうえで重要となっています。

こうした障がい者等を支える人材を積極的に育成していくこと、つまり“ひとづくり”が“まちづくり”的推進にもつながります。

#### 《重点目標》

- 1 専門従事者の育成・確保
- 2 ボランティア活動の推進
- 3 研修体制の充実

#### 重点目標1 専門従事者の育成・確保

障がい者等の多様なニーズや状況に即した対応ができる人材の育成と確保を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 人材の育成・確保	<p>① 経験、資格、年齢等に捉われず働き方を検討し、働く人材の確保に努めるとともに、その待遇改善のため、国などへも働きかけを行います。</p> <p>② 福祉人材センター、福祉人材バンクにより、福祉サービス関連事業への就労の促進を図ります。</p> <p>③ 中学生・高校生等を対象に、福祉の仕事を体験できる機会を設け、将来の福祉従事者の確保を推進します。</p>

#### 重点目標2 ボランティア活動の推進

ボランティアの積極的な育成に努めるとともに、その自主性を尊重しつつ、多様なボランティア活動を広く支援し、厚みのある地域福祉活動の展開を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) ボランティア活動の普及・啓発	<p>① 学校教育、生涯学習等を通じて、ボランティア活動の必要性と意義について浸透を図ります。</p> <p>② ボランティア講座の開催を通じて学習機会を提供し、人材の育成とネットワークづくりに努めます。</p> <p>③ 広報誌、インターネット等を通じて、ボランティア活動に関する情報を幅広く市民に提供し、地域に即した創意と工夫あふれるきめ細かな福祉活動が展開されるような環境づくりを促進していきます。</p>
(2) ボランティア活動の支援	<p>① 友愛訪問（老人クラブ、民生児童委員、ボランティア、婦人団体等による訪問）等、高齢者や障がい者による相互支援活動を積極的に支援します。</p> <p>② 企業、民間団体等のボランティア活動を支援します。</p> <p>③ 同じ障がいや悩みを抱えた人同士が、福祉会や家族会の活動を通じて生きた情報を交換し、主体的に社会参加できるよう、自主的な活動を支援します。</p>

### 重点目標3 研修体制の充実

福祉サービス提供者等の知識の向上や質の高い技能の習得のための研修体制の充実を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 専門職員の研修の充実	<p>① 職員を各種研修会に積極的に参加させるとともに、関係機関との相互協力を図りながら、専門職員の資質の向上に努めます。</p> <p>② 福祉施設等職場、職域における研修体制の充実を図ります。</p>
(2) 家族介護者等の介護技術の普及	要介護者の家族介護について、家族などに対する介護知識や技術を普及させるため、多様な研修の場の整備と利用拡大に努めます。

## 第7節 安心して暮らせるまちづくりの推進

### 《関連する SDGs のゴール》



### 《関連する奥州市版 SDGs のゴール》



#### 《現状と課題》

障がい者等が社会の一員として住み慣れた地域で安心して生活するためには、障がい者等の利用に配慮した生活環境を整備していくことが不可欠です。

日常生活を送るうえでの重要な基盤のひとつである住宅の整備をはじめ、障がい者等の活動の場を広げ、社会参加をさらに進めるためには、不特定多数の市民が利用する建物、道路、公園等の物理的障壁の除去に積極的に取組み、安心して利用できる空間整備を計画的に進めていくとともに、安全を守るために緊急時の安全確保対策も含めた総合的な“ひとにやさしいまちづくり”的な推進を図ることが求められています。

また、“ひとにやさしいまちづくり”的な推進にあたっては、市民や民間事業者の理解と協力を得て進めていく必要があることから、そのための啓発広報等の充実も必要です。

#### 《重点目標》

- 1 ひとにやさしいまちづくりの推進
- 2 住宅・生活環境の整備促進
- 3 交通手段の整備充実
- 4 防災等安全対策の推進

#### 重点目標Ⅰ ひとにやさしいまちづくりの推進

障がい者、高齢者にやさしいまちづくりは、すべてのひとにやさしいまちづくりの推進につながるという視点に立ち、市民・民間事業者等の協力のもと推進していきます。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) ひとにやさしいまちづくり事業の推進	<p>① 障がい者等が地域社会において、主体的に社会参加の促進を図るために、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方に基づいた生活基盤の整備、障がい者や高齢者にやさしいまちづくり事業の促進を図ります。</p> <p>② 県の「ひとにやさしいまちづくり条例」について、広く市民、民間事業者等に周知します。</p> <p>③ 民間事業者が高齢者・障がい者等に配慮した施設の整備（自動ドアやスロープの設置等）を行う場合に必要な資金を低利で融資する制度の普及に努めます。</p>

## 重点目標2 住宅・生活環境の整備促進

障がい者等が安全で快適な日常生活を送るために、住宅を中心に環境整備を図るとともに、公共施設等についても、市民誰もが安心して利用できるような空間整備の推進に努めます。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 公共的建築物等の整備	① 身体障がい者等の利用に配慮した建築計画に基づく公共性の高い民間の建築物の整備促進に向け、その資金を長期、低利で供給する「身体障がい者対応建築物整備促進事業融資制度」の普及に努めます。 ② 市が管理する公共施設等について、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた計画的な整備に努めます。
(2) 公園等の整備	公園や親水施設が、障がい者等の心身の健康増進の場として適切に機能するよう、駐車場や多目的トイレ等の施設の適正管理に努めます。
(3) 在宅生活の支援	障がい者・高齢者等の在宅生活を支援するために、段差解消、手すりの設置等の住宅改修経費の一部を助成します。

## 重点目標3 交通手段の整備充実

障がい者や高齢者等の活動範囲を広げ、社会参加を促進するために、快適かつ安全な交通手段の改善と整備を図ります。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 交通関連施設、道路等の整備	① 歩道等の整備に併せて段差の解消を図り、また視覚障がい者誘導ブロックの設置検討を行うなど安心して通行できる歩道の整備に努めます。 ② 交通信号機の音響装置、感應装置の設置の普及など安全な横断歩行の誘導を図ります。
(2) 移動支援の充実	① 重度障がい者等の移動支援を図るため、福祉乗車券事業（タクシー又はバス運賃の一部助成）を継続し、社会参加の促進及び通院等の便宜を図ります。 ② 重度身体障がい者又はその介護者が運転する自動車の改造等に要する経費を助成する事業の周知を図ります。 ③ 身体障がい者が運転免許を取得するために要した経費の一部を助成する事業の周知を図ります。

#### 重点目標4 防災等安全対策の推進

地域の防犯・防災の組織体制の確立を図るとともに、災害時における避難所の整備と充実に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 地域の防犯・防災の組織体制の確立	<p>① 地域の相談員、民生児童委員、社会福祉協議会等と連携し、障がい者等の見守りや安否確認を行うネットワーク(にこにこネット)づくりを促進し、災害時における障がい者等の情報伝達や避難誘導の円滑化を図ります。</p> <p>② 災害発生時における初動体制の強化、情報連絡体制の構築及び応急対策の充実を図り、災害に強いまちづくりを目指します。</p> <p>③ 奥州市みまもりおーネット等を活用し、日頃から障がい者等の見守り活動を推進し、異常発生時に関係機関へ通報する体制を整えます。</p> <p>④ 災害時における避難行動要支援者等について、個別避難計画を作成し、支援の体制を整えます。</p>
(2) 緊急時通報装置の普及	火災や急病等に対応して、火災報知機、自動消火器、緊急通報装置等の日常生活用具の普及に努めます。
(3) 避難所の整備・充実	<p>① 災害時の避難所ともなる地域の公共施設の周知とユニバーサルデザイン化を促進します。</p> <p>② 災害時における福祉避難所の設置について、その充実を図ります。</p>
(4) 緊急時支援要請ツールの周知	緊急時における障がい者の支援体制を確立するため、「ヘルプカード」や「おねがいカード」といった、緊急時における支援要請ツールを普及するとともに、市民に対し広く周知を行います。
(5) 消費者トラブルの防止、防犯対策の推進	消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進します。

## 第8節 スポーツ文化活動の推進

### 《関連する SDGs のゴール》



### 《関連する奥州市版 SDGs のゴール》



#### 《現状と課題》

障がいのある人にとってスポーツ・レクリエーションは心身の鍛錬や機能訓練のみならず、社会参加への大切な機会であり、文化活動に参画することは生活の質を高め、人生を豊かなものにしていく上で大切なことです。

障がいのある人の社会参加を促進する上でも、多様なスポーツ・レクリエーションや文化活動にふれる機会を多く持てるような環境整備を目標として、軽スポーツを中心としたスポーツ種目の普及指導、鑑賞の機会や発表の場を多く設けるなど文化・芸術活動のより一層の推進が必要です。

#### 《重点目標》

- 1 スポーツ・レクリエーションの推進
- 2 文化・芸術活動の推進

##### 重点目標1 スポーツ・レクリエーションの推進

障がいのある人がスポーツ・レクリエーションを通じて、体力づくりや仲間づくり、障がいに関わらず交流が図られるよう、各種の施策を推進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) スポーツ施設の整備 促進	公共的体育施設のバリアフリーへ向けた施設環境の改善を 推進します。
(2) スポーツ・レクリエーションへの参加促進	各種スポーツ大会・レクリエーションの開催を支援すると ともに、障がいのある人の積極的な参加を促進します。

##### 重点目標2 文化・芸術活動の推進

障がいのある人が文化・芸術活動を享受し、自らが文化・芸術に興味を持つことができ  
るよう鑑賞・創作・発表等の活動を促進することによる社会参加を促進します。

また、読書バリアフリー法に基づき、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

施策の方向	施策の方向の内容
(1) 文化・芸術活動への 参加促進	県障がい者芸術文化祭、市民芸術文化祭、産業まつり等へ の参加、出品の奨励を行います。

(2) 文化・芸術活動への支援	胆江地区にこにこふれあい運動会、アテルイの里障がい者芸術祭などの文化芸術活動を積極的に支援します。
(3) 読書バリアフリーの推進（再掲）	視覚による表現の認識が困難な障がい者等に対する読書環境の整備を推進します。

# 第3章

計画の推進に向けて

## I 計画の推進体制

計画を着実に進めていくため、本市の庁内関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認、推進方法などに対する意見を求めながら、計画を推進してまいります。

## 2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

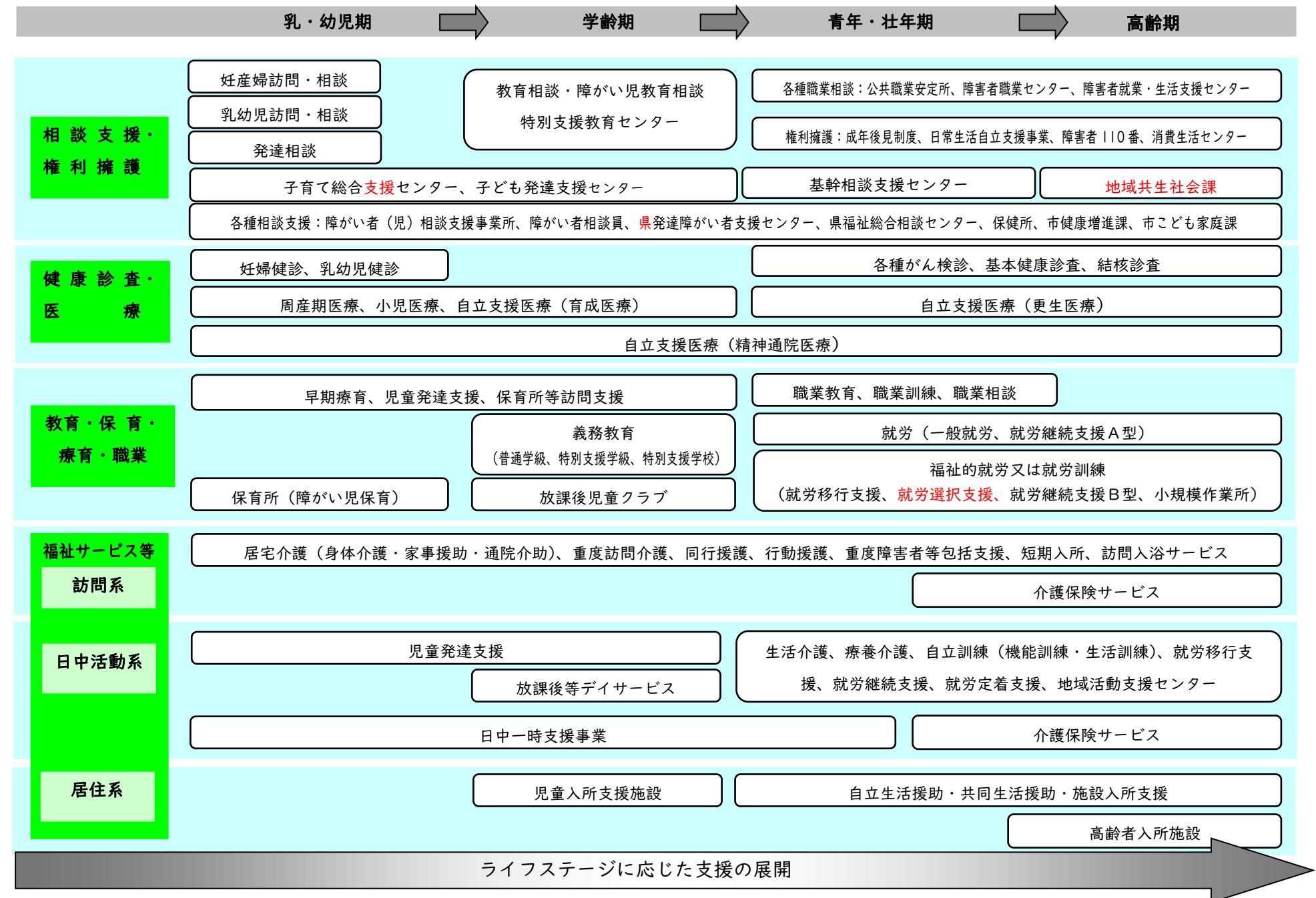
本計画は、障がい者の地域生活移行や就労支援などの実現のため、行政機関だけでなく、市民、各種関係機関や団体、民間企業等と協力して、地域全体で連携しながら計画の推進を図っていくことが今後必要となります。

そのため、こうした課題を踏まえながら、奥州市地域自立支援協議会と、その協議会内に設置する専門部会において障がい福祉施策の進捗状況等の評価及び地域における課題事項等の検討を行います。

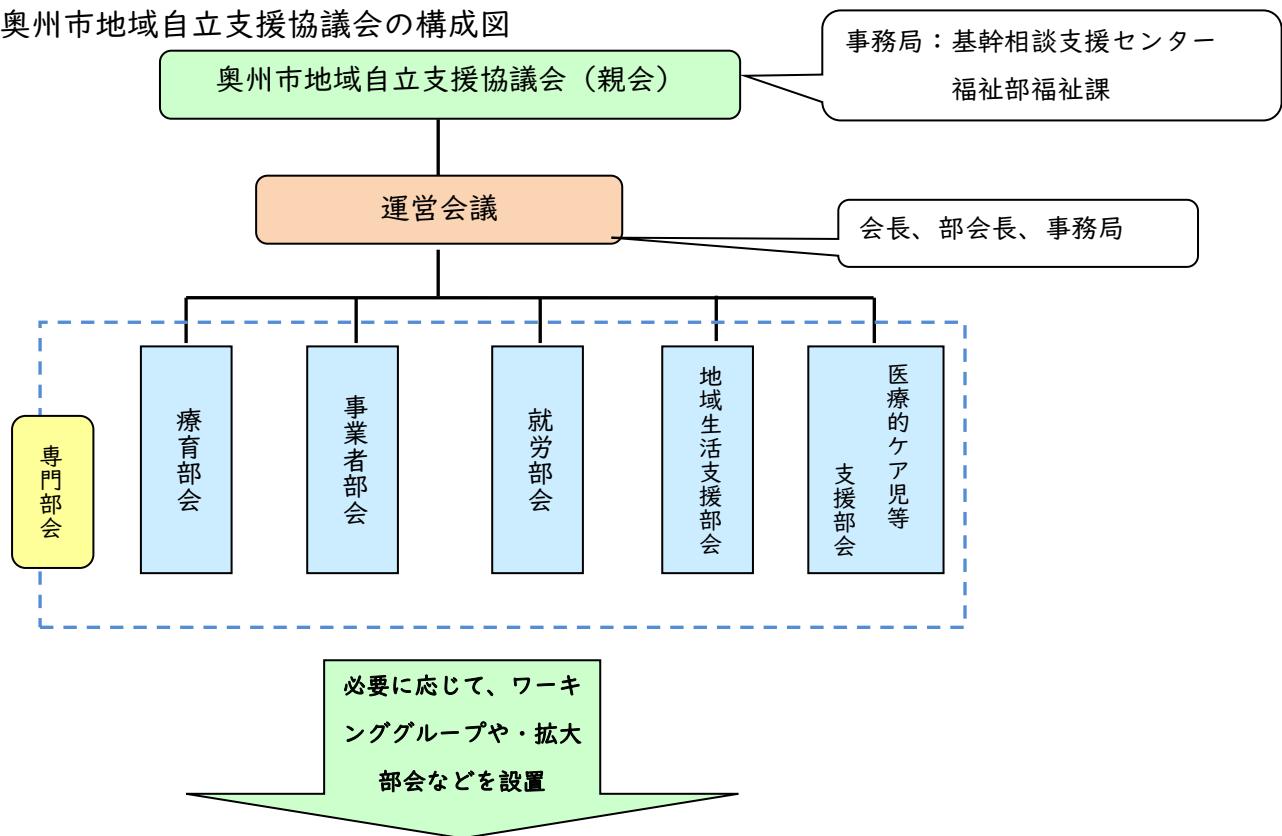
## 3 近隣市町との連携による事業の推進

近隣市町と共同により実施している相談支援事業などについては、今後も広域的な調整を図りながら、連携・協力して事業の推進を図ってまいります。

## ライフステージごとの支援体制



## 奥州市地域自立支援協議会の構成図



## 奥州市地域自立支援協議会 専門部会の構成図

